



令和4年第2回
本別町議会定例会会議録

自 令和4年 6月 7日
至 令和4年 6月17日

本別町議会

令和4年本別町議会第2回定例会会議録（第1号）

令和4年6月7日（火曜日） 午前10時00分開会

○議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員長報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		行政報告
日程第 6	承認第 2号	専決処分の承認を求める件〔令和3年度本別町一般会計補正予算（第20回）〕
日程第 7	議案第33号	令和4年度本別町一般会計補正予算（第4回）について
日程第 8	議案第34号	令和4年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）について
日程第 9	議案第35号	令和4年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）について
日程第10	議案第36号	令和4年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第2回）について
日程第11	議案第37号	令和4年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第1回）について
日程第12	議案第38号	令和4年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第1回）について
日程第13	議案第39号	令和4年度本別町水道事業会計補正予算（第1回）について
日程第14	議案第40号	令和4年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1回）について
日程第15	議案第41号	財産の取得について

○会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員長報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		行政報告
日程第 6	承認第 2号	専決処分の承認を求める件〔令和3年度本別町一般会計補正予算（第20回）〕

日程第 7	議案第 33 号	令和 4 年度本別町一般会計補正予算（第 4 回）について
日程第 8	議案第 34 号	令和 4 年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）について
日程第 9	議案第 35 号	令和 4 年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 回）について
日程第 10	議案第 36 号	令和 4 年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 回）について
日程第 11	議案第 37 号	令和 4 年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第 1 回）について
日程第 12	議案第 38 号	令和 4 年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第 1 回）について
日程第 13	議案第 39 号	令和 4 年度本別町水道事業会計補正予算（第 1 回）について
日程第 14	議案第 40 号	令和 4 年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 回）について
日程第 15	議案第 41 号	財産の取得について

○出席議員（11名）

議 長	12 番	高 橋 利 勝	副議長	11 番	藤 田 直 美
	1 番	水 谷 令 子		2 番	柏 崎 秀 行
	3 番	梅 村 智 秀		4 番	石 山 憲 司
	5 番	篠 原 義 彦		7 番	山 西 二三夫
	8 番	黒 山 久 男		9 番	方 川 一 郎
	10 番	阿 保 静 夫			

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐々木 基 裕	副 町 長	村 本 信 幸
会 計 管 理 者	藤 野 和 幸	総 務 課 長	三 品 正 哉
農 林 課 長	篠 原 順 彦	保 健 福 祉 課 長	長 屋 和 幸
住 民 課 長	倉 崎 景 一	子 ども 未 来 課 長	松 本 恵
建 設 水 道 課 長	加 藤 勉	企 画 振 興 課 長	小 川 芳 幸
老 人 ホ ー ム 所 長	前 佛 清 治	国 保 病 院 事 務 長	松 本 秀 規
総 務 課 主 幹	上 原 章 司	建 設 水 道 課 主 幹	小 出 勝 栄
総 務 課 主 査	石 川 雅 康	教 育 長	高 橋 哲 也

教 育 次 長 武 田 敏 英
農 委 事 務 局 長 高 橋 優
選 管 事 務 局 長 三 品 正 哉

社 会 教 育 課 長 千 代 孝 徳
代 表 監 査 委 員 畑 山 一 洋

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長 中 川 雅 之
総 務 担 当 主 事 今 井 綾 香

総 務 担 当 主 査 越 後 忠

開会宣告（午前10時00分）

◎開会宣告

○議長（高橋利勝） ただいまから、令和4年第2回本別町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長（高橋利勝） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋利勝） 日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、篠原義彦議員、石山憲司議員及び水谷令子議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議長（高橋利勝） 日程第2 議会運営委員長から報告を行ないます。

議会運営委員長、阿保静夫議員、御登壇ください。

○議会運営委員長（阿保静夫）〔登壇〕 おはようございます。報告いたします。

令和4年3月22日第1回定例会において、閉会中の調査付託を受けた議会の会期、日程等の議会運営に関する事項について報告いたします。

議会の運営に関する事項。まず、会期について申し上げます。本定例会の会期は本日6月7日から6月20日までの14日間とするよう予定をいたしました。

次に、一般質問の締め切りについて申し上げます。一般質問の通告は、本日から6月9日正午をもって締め切ることといたしました。

次に、陳情文書の取扱いについて申し上げます。本日までに9件の提出がありました。北海道町村等監査委員協議会第75回定例会決議事項実現に向けた取り組みの陳情、補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴（児）者への支援拡充を求める自治体意見書の採択についての陳情、北海道医師会第161回臨時代議員会決議事項実現に向けた取り組みの陳情、女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情、国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情、沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情、水田活用の直接支払交付金の見直しの中止を求める意見書の採択についての陳情、北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守ることを求める意見書の採択についての陳情、以上8件については、議会運営基準138運用例5によることとし、後刻議員の回覧に供することといたします。以上、報告いたします。

次に、森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書の採択についての陳情、以上1件については、議会運営基準138運用例1によることとし、本別町林活議連の発議に向けた取扱いを予定いたします。

以上、報告いたします。

○議長（高橋利勝） これで報告済みといたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議長（高橋利勝） 日程第3 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、6月7日から6月20日までの14日間とすることにしたいと思
います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日6月7日から6月20日までの14日間とすることに決定
いたしました。

◎休会の議決

○議長（高橋利勝） お諮りします。

議事の都合により、6月8日から15日、18日、19日の計10日間を休会にした
いと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、6月8日から15日、18日、19日の計10日間は休会とすることに
決定いたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（高橋利勝） 日程第4 諸般の報告を行ないます。

報告第8号令和3年度本別町一般会計繰越明許費繰越計算書報告について報告を求め
ます。

三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 報告第8号令和3年度本別町一般会計繰越明許費繰越計算書
報告。

令和3年度本別町一般会計繰越明許費につきまして、繰越計算書のとおり繰り越しを
いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

次のページをお開きください。

令和3年度本別町一般会計繰越明許費繰越計算書。

2款総務費、1項総務管理費、社会保障・税番号制度、転出・転入手続きワンスト
ップ化システム改修事業につきましては、国の令和3年度補正予算による社会保障・税番
号制度システム整備費補助金によるもので、令和4年3月の定例会で補正したものであ
ります。

合計金額は173万5,000円で、翌年度繰越額も173万5,000円、財源内訳のうち、未収入特定財源は、国庫支出金172万7,000円、一般財源8,000円です。

その下、2款総務費、1項総務管理費、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業につきましては、令和4年1月の臨時会で補正した、国の令和3年度補正予算による住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費補助金によるもので、実施期間が年度をまたぐため、翌年度へ繰り越すものであります。

合計金額は49万5,000円、翌年度繰越額も49万5,000円で、財源内訳のうち、未収入特定財源は、国庫支出金49万4,000円、一般財源1,000円です。

その下、3款民生費、1項社会福祉費、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業につきましては、令和4年1月の臨時会で補正した、国の令和3年度補正予算による住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費補助金によるもので、実施期間が年度をまたぐため、翌年度へ繰り越すものであります。

合計金額は716万4,000円、翌年度繰越額も716万4,000円で、財源内訳のうち、未収入特定財源は、国庫支出金715万8,000円、一般財源6,000円です。

その下、4款衛生費、2項清掃費、十勝圏複合事務組合下水道建設負担金、汚泥処理設備更新分につきましては、十勝圏複合事務組合議会において、汚泥処理設備更新に係る予算の一部繰越しが議決されたことによるもので、令和4年3月の定例会で補正したものであります。

合計金額は2万6,000円、翌年度繰越額も2万6,000円で、財源内訳は、一般財源2万6,000円です。

その下、11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、令和3年発生公共土木施設等災害復旧事業につきましては、令和3年11月の大雨被害に伴う補正予算によるもので、令和4年3月の定例会で補正したものであります。

合計金額は1,640万円、翌年度繰越額も1,640万円で、うち、未収入特定財源は国庫支出金が1,280万円、地方債が320万円、一般財源40万円です。

以上、令和3年度本別町一般会計繰越明許費の報告とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） これで、報告済みといたします。

次に、監査委員から、令和4年3月分及び4月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がありました。その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。これで、報告済みとします。

次に、令和3年度土地開発公社決算報告書が町長から提出がありました。その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。これで、報告済みとします。

次に、所管事務調査結果報告書が、総務常任委員長から提出がありました。その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。これで、報告済みとします。

次に、行政視察調査結果報告書が議会運営委員長から提出がありました。その写しを

お手元に配布しておきましたので、御了承願います。これで、報告済みとします。

次に、十勝圏複合事務組合議会の令和4年第1回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしましたので、これを了承願います。これで、報告済みといたします。

次に、とちち広域消防事務組合議会の令和4年度第1回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしましたので、御了承願います。これで、報告済みといたします。

次に、令和4年第1回定例会以降における議長の主な動静について、お手元に配布のとおり報告いたしましたので、御了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第5 行政報告

○議長（高橋利勝） 日程第5 行政報告を行ないます。

佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 行政報告をいたします。

はじめに、令和3年度各会計の決算見込みについて報告いたします。

一般会計の決算見込みにつきましては、歳入総額79億6,703万8,000円に対し、歳出総額は78億3,467万8,000円で、歳入歳出差引額は1億3,236万円となる見込みであります。歳入歳出差引額から、翌年度へ繰り越すべき繰越明許費一般財源分44万1,000円を差し引いた実質の収支は1億3,191万9,000円となる見込みであります。

次に、国民健康保険特別会計であります。歳入総額9億9,473万7,000円に対し、歳出総額は9億8,156万9,000円で、歳入歳出差引額は1,316万8,000円となる見込みとなっております。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。歳入総額1億4,199万9,000円に対し、歳出総額は1億4,141万4,000円で、歳入歳出差引額は58万5,000円となる見込みであります。

次に、介護保険事業特別会計であります。歳入総額10億6,992万8,000円に対し、歳出総額は10億3,851万4,000円で、歳入歳出差引額は3,141万4,000円となる見込みであります。

次に、介護サービス事業特別会計であります。歳入総額3億7,024万1,000円に対し、歳出総額は3億6,951万7,000円で、歳入歳出差引額は72万4,000円となる見込みであります。

次に、簡易水道特別会計であります。歳入総額1億792万7,000円に対し、歳出総額は1億590万9,000円で、歳入歳出差引額は201万8,000円となる見込みであります。

次に、公共下水道特別会計の決算見込みであります。歳入総額5億2,247万7,000円に対し、歳出総額は5億1,938万3,000円で、歳入歳出差引額は309

万4,000円となる見込みであります。

次に、令和3年度水道事業会計の決算見込みについて報告いたします。

収益的収入及び支出につきましては、消費税抜きで収入は1億4,159万4,000円、支出は1億3,990万6,000円で、当年度純利益は168万8,000円となる見込みで、前年度繰越利益剰余金7,727万5,000円を加えた令和3年度末の未処分利益剰余金は7,896万3,000円となる見込みであります。資本的収入及び支出につきましては、消費税込みで、収入が1,183万6,000円、支出は8,329万9,000円となり、不足額7,146万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんする予定であります。

次に、令和3年度病院事業会計決算見込みについて報告いたします。

まず、令和3年度の患者数の状況であります。入院患者数は1万4,181人で、前年度比2,132人の減、外来患者数が2万8,425人で、前年度比6,227人の減、年間延患者数は4万2,606人で、前年度比8,359人の減となったところであります。

病院事業の収益的収入及び支出につきましては、消費税抜きで、収入は11億8,381万9,000円、支出は11億7,501万9,000円で、当年度純利益は880万円となる見込みで、前年度繰越欠損金19億9,523万2,000円を加えた令和3年度末の未処理欠損金は19億8,643万2,000円となる見込みであります。資本的収入及び支出につきましては、消費税込みで、収入が6,659万2,000円、支出は1億744万3,000円となり、不足額4,085万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんする予定であります。

以上、令和3年度各会計の決算見込みの報告とさせていただきます。

次に、令和3年度町税等の収納関係について報告いたします。

まず、町税であります。現年度分の調定額が9億5,199万1,000円に対し、収納済額は9億4,864万4,000円で、99.6%の収納率となり、前年度比0.2ポイントの増となりました。

また、滞納繰越分では調定額が2,613万1,000円に対し、収納済額は651万1,000円で、24.9%の収納率となり、前年度比5.3ポイントの増となりました。

次に、国民健康保険税は、現年度分の調定額が2億5,896万円に対し、収納済額は2億5,447万7,000円で、98.3%の収納率となり、前年度比0.5ポイントの増となりました。

また、滞納繰越分では調定額が2,392万5,000円に対し、収納済額は638万6,000円で、26.7%の収納率となり、前年度比2.0ポイントの増となりました。町税の現年度と滞納繰越分を合せた収納率は97.7%となり、前年度比0.6ポイントの増となりました。また、国民健康保険税は1.3ポイントの増となったところであります。

以上、令和3年度町税等の収納決算見込みの報告とさせていただきます。

次に、新型コロナワクチンの4回目接種体制整備について報告いたします。

国は、厚生科学審議会の審議等を踏まえ、4回目のワクチン接種は新型コロナウイルス感染時の重症化予防を目的として行なうとしており、本町といたしましても、現在接種体制の整備を進めております。

接種の対象となりますのは、厚生労働省通知に基づき、3回目の接種終了から5か月以上が経過した60歳以上の方、18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方で、本町においては2,400人程度の接種を見込んでおります。

町民の皆さんが接種を受けるための手続きは現在検討中ではありますが、町としては希望される方全てが接種を受けられるよう、取り組んでまいります。

接種の開始時期と方法につきましては、60歳以上の方が8月下旬から、18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する方は9月下旬から、それぞれ総合ケアセンターを会場とする集団接種を予定しており、3回目までの接種につきましては、引き続き町国民健康保険病院にて個別接種の体制を維持してまいります。

今後も、希望される方に対するワクチン接種が安全かつ円滑に進むよう体制の確保に努めますので、議員各位の御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

次に、本町が出資しております第3セクター企業の経営状況について報告いたします。

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、地域経済は大きな打撃を受けているところですが、第3セクター企業であります株式会社本別システム総合研究所は、その余波を受けながらも、ビジネス分野における事務事業や諸会議、あるいは教育分野では授業等において非対面方式の導入が進み、それに対応するための機材の需要が増加したことによって堅実な受注を獲得しながら、健全な経営に努めてまいりました。

令和3年度の経営状況であります。小中学校向け遠隔教育機器や本別高校生徒全員用のタブレット端末の納入、本別町役場庁内LANパソコンの整備など順調に受注となり、また、感染症対策としてテレワーク機器やオンライン会議機器、病院向けの空気清浄機、健康保険資格確認システム導入等が特需として計上されました。加えて、新型コロナウイルス対策ワクチン接種に関しての接種会場用備品、国との健康情報連携及び標準化による健康管理システムの機能追加業務等も受注となり、最終的に3期連続の黒字決算で完了することができましたが、低迷する経済情勢のあおりを受け、今期の売上高は前年比12.7%減の5,057万円、経営利益は前年比21.1%減の15万円となったところです。

今後も厳しい経済情勢が予想されますが、競合に負けることなく、職員、協力会社一丸となり努力するとの方針でありますので、引き続き特段の御理解と御支援をお願いする次第であります。

以上、本別町議会第2回定例会行政報告とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（高橋利勝） これで、行政報告を終わります。

○議長（高橋利勝） 日程第6 承認第2号専決処分の承認を求める件〔令和3年度本別町一般会計補正予算（第20回）〕についてを議題とします。

本件について、報告を求めます。

三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 承認第2号専決処分の承認を求める件について御説明を申し上げます。

令和3年度本別町一般会計補正予算第20回について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

補正の内容につきましては、令和3年度歳入の地方譲与税及び各交付金、個性あるふるさとづくり基金指定寄付金、ふるさと納税の確定並びに特別交付税の確定によるものでありますが、議会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、専決処分を行なったものであります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,535万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億8,406万6,000円とする内容であります。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明をいたします。

7ページ、8ページをお開きください。

2、歳出であります。2款総務費、1項総務管理費、14目基金費、24節積立金8,535万5,000円の増額補正は、地方譲与税、地方交付税等の歳入の確定により、財政調整基金を5,640万3,000円の増額、減債基金を2,000万円の増額、社会教育施設等整備基金を1,000万円の増額、決算見込みにより、個性あるふるさとづくり基金を72万6,000円、森林環境譲与税を32万2,000円減額調整するものであります。

なお、財政調整基金につきましては、これまで1億5,998万8,000円を取り崩しておりますが、前回までの計上分と合わせまして5億245万7,000円を積み立てることになり、取り崩し分の全額を積み戻すこととなります。

これによりまして、令和3年度末現在高は10億5,614万6,000円、標準財政規模の24.2%となる見込みであり、目安としております15%から20%を確保できる見込みとなっております。

なお、土地開発基金を除きます。全基金の令和3年度末残高は、前年度より2億9,014万3,000円増の28億9,048万8,000円となる見込みであります。

次に、3ページ、4ページにお戻りください。

1、歳入であります。2款地方譲与税、3款利子割交付金、4款配当割交付金、5款株式等譲渡所得割交付金、6款法人事業税交付金、次のページをお開きください、7款地方消費税交付金、8款環境性能割交付金、9款地方特例交付金につきましては、関

係機関からの実績額の通知により調整を行なうものであります。

5 ページ、6 ページ、下から 2 段目の 10 款 1 項 1 目地方交付税 5,890 万 2,000 円の増額補正は、特別交付税の確定によるものであります。なお、普通交付税総額は 29 億 5,233 万 5,000 円で、前年比 11.7% の増、特別交付税は 3 億 2,433 万 8,000 円で、前年比 14.3% の増であります。

なお、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた合計は 34 億 3,656 万円で、前年比 12.8% の増となりました。

下段の 17 款 1 項 1 目寄付金、1 節総務費寄付金、個性あるふるさとづくり指定寄付金 72 万 6,000 円の減額補正は、決算見込みにより調整するもので、令和 3 年度決算見込み額は 8,927 万 4,000 円となります。

以上、令和 3 年度本別町一般会計補正予算（第 20 回）の専決処分報告とさせていただきます。

御承認賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括とします。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

○議長（高橋利勝） これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから承認第 2 号専決処分の承認を求める件〔令和 3 年度本別町一般会計補正予算（第 20 回）〕についてを採決します。

お諮りします。

本案は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、承認第 2 号専決処分の承認を求める件〔令和 3 年度本別町一般会計補正予算（第 20 回）〕については、報告のとおり承認されました。

◎日程第 7 議案第 33 号

○議長（高橋利勝） 日程第 7 議案第 33 号令和 4 年度本別町一般会計補正予算（第 4 回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 議案第 33 号令和 4 年度本別町一般会計補正予算（第 4 回）

について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費の調整、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業、新型コロナウイルスワクチン4回目接種のための経費、いきいき商品券事業の拡大、新型コロナウイルスの影響に伴う緊急対策支援事業、飲食店利用促進事業の増額等が主なものであります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,862万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億1,016万5,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。

7ページ、8ページをお開きください。

2、歳出であります。各科目にわたります。2節給料、3節職員手当等、4節共済費、18節負担金補助及び交付金中、福祉協会負担金の人件費につきましては、人事異動などによるもので、23ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

上から2段目、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、11節役務費、ふるさと寄付金業務手数料80万円の増額補正は、本町の返礼品が検索されやすくなるよう、楽天のポータルサイト内に検索連動型広告を導入するものであります。

一番下の17目諸費、18節負担金補助及び交付金、街路灯維持費交付金50万3,000円の増額補正は、街路灯費の実績確定により増額するものであります。

9ページ、10ページをお開きください。

一番下段の3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、10節需用費、燃料費、ガソリン8万6,000円、11節役務費、自動車損害保険料、任意4万6,000円、13節使用料及び賃借料、自動車借上料41万6,000円の増額補正は、住宅セーフティネット機能強化・推進事業を行なうための車、2台分の経費を計上したものであります。

11ページ、12ページをお開きください。

2段目の2項老人福祉費、1目老人福祉総務費、18節負担金補助及び交付金、本別町居住支援協議会補助金71万4,000円の増額補正は、同協議会事業が国の採択を受けたことによるものであります。

3段目の3項児童福祉費、1目児童福祉総務費、10節需用費4万6,000円、11節役務費1万円、12節委託料24万5,000円、18節負担金補助及び交付金260万円の増額補正は、国の実施します令和4年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業の関係経費を計上するものです。

なお、給付金は対象児童1人あたり5万円で、支給対象児童数は52人を見込んでおります。

13ページ、14ページをお開きください。

上段の4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、12節委託料25万3,000円、2つ下の3目予防費、10節需用費36万9,000円、11節役務費20万8,000円、12節委託料285万3,000円の増額補正は、新型コロナウイルスワクチン4回目接種体制確保に係る経費を計上するものであります。

その下、6目環境衛生費、10節需用費、墓地消耗品費1万3,000円、11節役務費、郵便料9万3,000円の増額補正は、合同納骨塚に関する町民アンケートの経費を計上するもので、アンケートにつきましては年代別に無作為抽出した700人を予定しております。

飛びまして17ページ、18ページをお開きください。

2段目の7款1項商工費、2目商工業振興費、18節負担金補助及び交付金中、本別町商工会、いきいき商品券事業853万9,000円の増額補正は、当初予算におきまして1セット10,000円を4,000セット、プレミア率15%で計上しておりましたが、本町における新型コロナウイルスの感染状況により低迷した地域経済への影響に対する支援対策として、1セット10,000円を5,000セット、1,000セット増させていただきまして、プレミア率を15ポイント増し、30%とするもので、事務費を含めました増額分を計上させていただいております。

その下、新型コロナウイルス緊急対策支援事業1,600万円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症の影響により令和4年4月から5月の売上が急減した町内小売店等に対し支援を行なうものであります。

その下、飲食店利用促進事業900万円の増額補正は、飲食店に対する利用促進の支援事業として、プレミアム飲食券を発行し、飲食店の活性化、消費喚起を図るため計上するものであります。

なお、いずれも本別町商工会に対し必要経費を補助するものであります。

19ページ、20ページをお開きください。

3段目の9款1項消防費、2目非常備消防費、7節報償費、消防団員退職報償金342万6,000円の増額補正は、消防団員3名の退団に伴うものであります。

21ページ、22ページをお開きください。

一番下段の10款教育費、5項保健体育費、3目学校給食費、10節需用費、車両修繕料56万9,000円の増額補正は、給食配送車の荷室シャッタードア開閉不良に伴う修繕料であります。

以上で歳出を終わります。5ページ、6ページにお戻りください。

1、歳入であります。上段の14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金、1節保健衛生費負担金、新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金546万4,000円の増額補正は、歳出で説明をいたしました4回目のワクチン接種事業に対する負担金であります。

2段目の2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務費補助金中、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金4,119万2,000円の増額補正は、歳出で説明いたしました、いきいき商品券事業、新型コロナウイルス緊急対策支援事業など

コロナ感染に伴う経済対策に充当するものであります。

次の2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金中、住宅セーフティネット機能強化・推進事業補助金170万円の増額補正は、福祉部局と住宅部局の連携による住まいに関する事業へ充当するもの、その下、2節老人福祉費補助金71万4,000円の増額補正は、居住支援協議会補助金へ充当するものであります。

下から2段目の18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金2,728万7,000円の減額補正は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当により、既に予算計上されております対象事業に係る一般財源を特定財源に振り替えることなどにより調整するものであります。

下段の20款諸収入、4項1目7節雑入中、消防団員退職報償金201万8,000円の増額補正は、消防団員退職に伴う収入でございます。

以上、令和4年度本別町一般会計補正予算（第4回）の提案説明に代えさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括とします。

ございませんか。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは、歳出お伺いをいたします。

4款衛生費でございます。13ページ、14ページでございますが、4款衛生費の1目保健衛生総務費、3目予防費、こちらただいま御説明の中で4回目のワクチン接種に関する経費ということで御説明をいただいたところでございますが、この1目及び3目のうちですね、新型コロナワクチンの4回目接種に関わる点につきまして、それぞれの積算内容と積算根拠及びその概要についてお伺いをいたします。

続きまして17ページ、18ページでございます。7款の商工費でございます。2目の商工業振興費、こちら18節負担金補助及び交付金、補助金のうち新型コロナウイルス緊急対策支援事業で1,600万円、その下段、飲食店利用促進事業ということで900万円の計上がございます。こちらどのような事業になる予定なのか、その概要をお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 梅村議員の保健衛生費の御質問について答弁させていただきます。

議員おっしゃるとおり、4回目のワクチン接種に係る経費を今回計上させていただいております。積算内容、また接種概要ということでありますが、先ほど行政報告をさせていただいたところについては省かせていただきますが、今回の接種につきましては、2,400人ほどの接種を見込んでおります。また、3回目の接種を終えられている方、18歳以上の3回目の接種を終えられている方への案内ということで、3,200人ほどを予定しております。そういった方々への案内するための経費、また、受付するためのコールセンターの業務経費、またワクチンの保管する経費という形で、9月末までの

接種期間という形の中で、それぞれ経費を計上させていただいている内容であります。以上です。

○議長（高橋利勝） 小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） 17ページ、18ページの商工費、18節負担金補助及び交付金のうち、新型コロナウイルス緊急対策支援事業1,600万円の概要につきましてもですが、町内事業所、卸売業、小売業、宿泊業、飲食、洗濯美容、写真業と町内の事業所を対象に、令和4年4月及び5月の売上げの合計額がコロナ前の令和元年に比較して20%以上減少をした事業者に対する特別支援という内容となっております。売上げの減少額の3分の1を支給額といたしまして、事業者の年間の売上げ規模別の区分によりまして、上限額をそれぞれ設定させていただく内容を予定しているところでございます。

続きまして900万円の飲食店利用促進事業の部分でございます。町内飲食店で利用することができます、2種類のプレミアム飲食券、利用券の発行に対し補助を行なうものでございまして、令和3年度に年末年始に取り組をいただきました利用促進事業と同種の内容と予定しているところでございます。1つ目の店内飲食の可能な飲食店を対象とする利用券、1セット1万5,000円分を1万円で1,000セット販売予定。もう1つは、酒類を主に提供いたします飲食店、スナック利用を対象とするスナック専用の利用券につきましては、1セット6,000円分を3,000円で1,000セットの販売を予定しておりまして、3か月間程度の利用期限を予定しているところでございます。以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは、改めてお伺いをいたします。

4款衛生費でございます。こちら保健衛生費の中で、新型コロナワクチン4回目接種事業に関する経費ということで計上がございますが、こちら本日行政報告もあったところでございますが、見込まれているのはどのような接種の手続き方法での予算計上になっているのか、改めて御説明を求めるものでございます。

続きまして、7款、17ページ、18ページでございます。新型コロナウイルス緊急対策支援事業、ただいま御答弁いただいた中で、事業別ごとに上限額を設けるということでございましたが、どのようなものが想定されているのか、現時点で把握されているものがあればその上限額についてお伺いをいたしたい。

続きまして、飲食店利用促進事業でございますが、これまでの事業、いわゆる飲食店及びスナック利用ということでございますが、これまでの経緯としてはスナック利用分がちょっと販売が伸び悩んだというような経緯もあったというふうに承知しているところでございますが、それらにつきまして何か新しい対策と言いますか、変更点等が加えられた上での予算提案、また事業実施予定ということになっていらっしゃるのかお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 梅村議員からの再質問であります。

ワクチン接種の手続き方法についてということの御質問でありました。こちらのほうの
手続き方法につきましては、これまでの3回集団ワクチン接種を行なっておりますが、
基本的に流れ的には同じ内容でありまして、それぞれの案内を基にコールセンターへの
予約という形で、それで接種日を決めていただいて集団接種という流れになっておりま
す。今回の対象接種となりますのは、行政報告にもありまして60歳以上の3回
目接種を終えられた方で5か月を経過した方、また18歳以上60歳未満で基礎疾患の
ある方、また重症化リスクが高いと医師が認める方という形になっております。60歳
以上の3回目接種を終えられた方につきましては、こちらで把握をすることができます
が、18歳以上60歳未満の方の基礎疾患のある方、また医師がリスクが高いと認める
方につきましては、こちらのほうでは把握が困難ということもありまして、受付時に申
出によりまして接種を受ける体制を作っていきたいというふうに思っております。具体
的な御案内につきましては広報、またはホームページ等で御案内をいたしますほか、個
別に御案内のほうは差し上げたいというふうに思っておりますが、まだ期間がございま
すので、案内の方法、また接種券の同封等につきましては、今後検討してまいりたいと
いうふうに思っております。以上であります。

○議長（高橋利勝） 小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） 特別支援事業の限度額の上限額の部分でございますが、
一般の小売店といわゆる飲食店以外の部分につきましては、年間の売上規模が500万
円未満の場合につきましては、補助の上限額を5万円、1,000万円未満の場合は10
万円、2,000万円未満の場合は15万円、4,000万円未満の場合は20万円、4,
000万円以上は30万円といった上限を設定する予定でございますし、飲食店につ
きましては、年間の売上規模が500万円未満が10万円、1,000万円未満が20万円、
2,000万円未満が40万円、4,000万円未満が70万円、4,000万円以上が1
00万円ということで、年間の売上規模が大きい事業者に対しまして支援を厚くする
というような、いわゆる売上げの減少が大きいというか、年間ベースでの売上げ減少が比
較的影響が大きいということで、大きい内容とさせていただく予定としてございます。

あとスナック等の利用券の部分でございます。昨年実施した際もスナックを応援する
という意味で、町内の飲食店の事業者も協力をいただきながら、販売に協力をしてい
ただいてもらってます。そういった部分でやはりさらにもう一歩、そういった事業者の協
力体制をしっかりと作っていこうということで、店内での会計時だとか入口、もしくはレ
ジのところでもしっかりとしたそういう周知、広告をしていく必要があるのではないかと
いうことで、そこら辺の窓口案内というほうの強化というところをしっかりと対応して
いく必要があるのかなということで、商工会のほうとは協議をさせていただいてい
るところでございます。以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 4款衛生費でございます。この新型コロナワクチン4回目の接種
事業について改めてお伺いをいたします。ただいまのその御答弁からちょっと私の理解
が及ばなかった点もあるんですが、端的な御答弁で構いませんが、こちら本日の行政報

告においては町民の皆さんが接種を受けるための手続きは現在検討中でありますということが述べられております。この予算計上においてはどのような手続き方法、俗に言う一律送付というようなものなのか、個別の申し出等による対応等の予算計上になっているのか、その点明解なる御答弁を求めるものでございます。

続きまして7款の商工費でございます。新型コロナウイルス緊急対策支援事業の上限額について御答弁をいただいたところでございますが、こちらコロナ禍においていわゆる売上減等の影響を受けているというところは業種を問わずと言いますか、多くの事業者、町民の皆さんが困難な目にあっているというところでございますが、こちら小売業と飲食業における金額の差というものを設定する予定でいる点につきまして、公平性とか平等性という観点からどのようなお考えの下、設定される予定なのかお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 村本副町長。

○副町長（村本信幸） それでは私から1問目の4回目のワクチン接種について答弁させていただきます。

ただいま御質問にありました関係で、行政報告の中では検討中というふうにさせていただいております。予算のほうは先ほど長屋課長のほうからもありましたけども、60歳以上の方あるいは18歳から60歳未満の方に案内をしっかりとしていきたいと。今回の4回目接種についての周知、そして特に基礎疾患のある方についてはこういった方は御相談をください等々の案内も必要かと思っておりますので、そういったものをしっかりとできるようにってことで、今回予算計上、郵便料等は予算計上させていただいております。

具体的方法でございますけども、60歳以上の方は3回目接種終わられている方に案内を差し上げるようになるかと思うんですが、それ以外の基礎疾患を有してる方の案内の方法については、今道内、十勝管内でいろいろな接種方法等もありまして、そういった状況もちょっと見ながら、検討させていただきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（高橋利勝） 小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） 特別支援事業の上限額の考え方というところでございますが、飲食店とそれ以外の部分での上限額が、率が違うといったようなところですけども、基本的には飲食店粗利の利率が高いといった部分も考慮いたしまして、飲食店とそれ以外ということでやっぱり区分けする必要があると、全体の売上に対する利益等も勘案しながら、商工会との協議の中でそういう設定をさせていただくという状況でございます。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） 3点お聞きいたします。

18ページ商工費、18節負担金補助及び交付金中です。いきいき商品券事業、プレミア率を上げてセットを増やすということですが、ゆうゆうポイントカードとの関連性があるのかないかお聞かせください。

2点目です。その下、新型コロナ緊急対策支援事業、詳細のほうは理解したところでございますが、提案理由の説明にもあったように、4月5月の売上が激減しているという状況をどのように把握しての提案なのかをお聞かせください。

3点目です。飲食店利用促進事業、詳細のほうは理解してございます。前回の同種ということですが、確かにスナック券の売上げが伸び悩んだと。もちろんまん延防止重点措置との関連性もありながら、なかなか売れていないということもありますが、今回どういった時期に行なうのかお聞かせ願います。

○議長（高橋利勝） 小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） まず1点目のいきいき商品券のプリペイドカードとの兼ね合いでございますが、昨年も実施させていただきましたが、今回1万3,000円分のいわゆる商品券額に対しまして、5,000円分についてはプリペイドカード、8,000円分については紙媒体によります商品券を予定しているところでございます。

2点目の緊急対策支援事業の状況等の把握の部分でございますが、3月にもこの間のコロナ対策に対する事業者アンケートを商工会のほうで実施をさせていただきました、また、4月以降の、特にやはり激減しているという状況につきましては、商工会経営指導員と直接店舗と聞き取りをしていただきましたし、私も部分的ではございますが状況等についてはお聞きしている内容等も踏まえて、全体としてこういった事業が必要ではないかということで、商工会のほうから要望があったというところの部分でございます。

また、飲食店の利用促進事業の実施時期ということでございますが、コロナの状況、町内の状況というものも今少し落ち着いているというふうに捉えているところでございますが、事業者の皆様と改めまして協議をさせていただきながら、適切な時期、どこの時期がいいのかということで、できれば早い時期に実施していただくと、実施するという方向では話はしておりますが、そのタイミングについては、いきいき商品券等との兼ね合いもございますので、商工会と事業者、調整しながら進めていくという予定としていっているところでございます。以上です。

○議長（高橋利勝） 藤田議員。

○11番（藤田直美） 7ページ、8ページ、8目企画費、7節報償費中、議員研修30万円の増額補正となっております。この研修の内容と算出根拠を伺いたいと思います。

また、9ページ、10ページ、1目社会福祉総務費中に挙げられています住宅セーフティネット強化事業の車の関係2台分と、11ページ、12ページに挙げられています3款民生費、1目老人福祉総務費中、18節補助金、本別町住宅支援協議会、国の採択を受けて住宅セーフティネット機能強化の推進事業ということで、この補助の内容と言いますか、目的、具体的な事業というか活動というか、内容についてもう少し詳しく伺いたいと思います。

同じく11ページ、12ページの下段、3款民生費、児童福祉総務費中、低所得子育て世帯生活支援特別給付金の関係ですが、どのように支給されるのか。皆さんに漏れなく確実に支給される方法であるのか、その辺を具体的に伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） 総務費、企画費の7節報償費、謝礼金職員研修30万円の部分でございますが、この部分につきましては、職員研修会という位置づけの中で、地方創生行財政改革に関する研修会を開催をする予定でございます。積算につきましては2回の日程で、1回につき謝礼金、交通費込みで15万円の2回分ということで30万円の予算計上とさせていただいております。以上です。

○議長（高橋利勝） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 藤田議員の御質問に答弁させていただきます。

ちょっと質問の順番が、お答えがちょっとずれますが、まず補助金の71万4,000円、本別町居住支援協議会の事業内容、目的ということの御質問にお答えさせていただきます。こちらのほうにつきましては、目的としましては空き家情報の流通促進というところで、また、住宅の必要な方に確保していただくための仕組みづくりということが主な内容になっております。こういったものに対しましては、外部の方々の力を入れてまして事業を展開していきたいというふうに考えております。具体的な事業といたしましては、居住支援協議会の設置を総合ケアセンターの中に行ないまして、そこを事務局といたしまして、住まいの相談会の実施、本別町で1回、帯広市で1回、札幌市で1回ということで、こちらのほうも各地で住宅相談、本別に住宅をお持ちの方々の相談会を持ちたいというふうに思っております。

また、マッチングの実施ということで、安心サポートセンターによりまして、委託契約、保証人がいない方でも、そういった方々の保証人になるというような形で住宅の契約を進めて、マッチング等も行なっていく。また、空き家の有効活用という形で、先ほども言いましたが、空き家活用アドバイザーといった方をこちらのほうに来ていただきまして、いろいろと助言をいただくという形で考えておりますし、池北3町、足寄陸別を含めました住宅セミナーを開催いたしまして、広域連携としても事業を実施してまいります。さらに昨年度からも実施しておりますが、本別高校生の総合的探究事業の中で、高校生からのアドバイスと言いますか意見なども入れながら、空き家、空き店舗の活用に向けた活動を行なっていくという形になっております。

また、戻りまして、自動車2台の活用という形ではありますが、もう1つこのほかに同じく住宅セーフティネット事業の中ではあるんですが、福祉部門と住宅部局の連携による住宅確保、またそういった提供の調整といった形の事業がございます。こちらのほうも2つの事業がありまして、この事業につきましては生活困窮者ですとか、障がいまたは高齢の方々に引きこもり等も含めてですね、なかなか住宅が生活困窮に対するネックになっているという実情があります。こういったことをそれぞれの縦割りの部局ではなくて、横の連携を図りながらその方々にあった住まい、バリアフリーですとか低家賃の住宅ですとか、そういったものを紹介していく中で、改善を図っていくといった事業があります。これらにつきましては、福祉部局と住宅部局、またそういった住宅に関する部局と連動しながら事業を進めていきたいというふうに思っておりまして、この2つの事業を展開していくにあたりまして、軽乗用2台分を月額2万2,000円の税と、居住支援協議会のほうでは9か月分、住宅部局連携のほうでは8か月分という形でそれぞれ

計上させていただいております。以上です。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午前 11時13分 休憩

午前 11時13分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

松本子ども未来課長。

○子ども未来課長（松本恵） 藤田議員の御質問に答弁したいと思います。

まず支給対象者ですけれども、令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている者であって、令和4年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯が対象である。及び令和4年4月以降令和5年2月末までに産まれる新生児も対象となっております。この部分については申請不要で支給される形です。このほか申請に基づき支給される方もいらっしゃるんですが、令和4年3月31日時点で18歳未満の子、障がい児については20歳未満の養育者であって令和4年度分の住民税均等割が非課税である者か、あとは感染症の影響によって家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者については、申請が必要ですが、申請していただければ審査の上で支給という形になるのが支給対象者でございます。

次に、どのように支給されるのかということなんですけれども、今申し上げました支給対象者は、本会議で予算が議決された後、電算業務委託契約を締結いたしまして対象者をリストアップしたのち、抽出した積極支給者に対して個別通知を行ないます。その後個別通知を受けました支給者は、受給拒否届出期間というのが2週間程度ありますが、その経過後拒否がなければ支給決定ということで、直接お口座のほうに振込するという形になります。以上でございます。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午前 11時16分 休憩

午前 11時30分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

長屋保健福祉課長より追加答弁が求められていますので、これを許可します。

長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 大変申し訳ありません。

先ほどの藤田議員への答弁の中で、自動車の借上料につきまして訂正をさせていただきます。2万2,000円の税かけるというところはよろしいんですが、居住支援協議会と住宅部局連携ということで答弁させていただきましたが、居住支援協議会につきましては、先ほどの御質問の74万1,000円の補助金の中での事業展開となりますので、こちらのほうは住宅部局連携の部分が8か月、それともう1つ、引きこもり支援体制整備事業という形で新たに国の採択を受けておりますので、こちらのほうの相談業務、また活動業務というような形の中で9か月を使用していきたいというふうに思っております。大変申し訳ありません、以上です。

○議長（高橋利勝） 藤田議員。

○11番（藤田直美） 再質疑させていただきます。

企画費の議員研修に関してですが、これは職員全員対象ということでよろしいのかどうか。

また、その車2台分の利用については伺いましたが、引きこもり支援など業務にあたる車を利用される方というのはどのような方なのかを伺いたしたいと思います。

また、児童福祉総務費の子育て世帯の生活支援特別給付金の関係ですが、申請をしないと受けられない方たちというのは、なかなか周知っていうのは難しいのかなど。対象となっているのに来られないということがないようにしていかなければならないと思うのですが、その周知の方法を伺いたしたいと思います。

○議長（高橋利勝） 小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） まず企画費の職員研修の対象ということでございますが、お見込みのとおり一般事務職員になりますが全員120人ほどが対象ということでございます。

○議長（高橋利勝） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 車を使用する者についての答弁をさせていただきます。

こちらにつきましては職員が活用させていただきます。主に使う職員につきましては、包括支援センター、総合ケアセンター、保健福祉課の職員になろうかというふうに思っております。以上です。

○議長（高橋利勝） 松本子ども未来課長。

○子ども未来課長（松本恵） 藤田議員の再質問にお答えいたします。

周知の方法ですけれども、広報紙に2回掲載、予算計上させていただいております。そのほかホームページにも通して来年の3月まで載せていきたいと思っております。また、高校生18歳未満の子の養育者の部分ですが、高校生のみの養育者についてはリストアップの中から出てきますので、3年度の同様のこの低所得のときには、その方に個別通知を送っていますので、今年も同様にやってまいりたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

石山議員。

○4番（石山憲司） 13ページ、14ページ、衛生費の中の4回目のワクチンについてお伺いたします。

まず時期ですね、先ほど行政報告の中で8月下旬とありました。その根拠ですね、お伺いたしたいと思います。十勝管内で新聞報道によると、本別町極めて遅いスタートになるかと思っておりますので、その根拠についてまず1点お伺いたします。

2点目はですね、確か説明の中にございましたとおり、基礎疾患を持ってる方というのは行政のほうでは把握しきれない部分があるかと思っております。その認定と言いますか、に対しましてですね、例えばお薬手帳とか、行政であれば、国保の方であれば国保のレセプトなんかの活用等も考えておられるのか否かお伺いたしたいと思います。

○議長（高橋利勝） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） ワクチン接種の時期についての御質問、また基礎疾患の把握についての御質問に答弁させていただきます。

8月下旬となりましたのは、まず大きな要因としましては本町の町議会議員選挙、また参議院議員選挙がございまして、そういった関係で8月下旬が望ましいのではないかというような判断をさせていただいたところです。

また、基礎疾患の把握につきましては議員おっしゃるとおり、特にBMIの基準によっても基礎疾患となるということでもありますので、そういった部分の把握が非常に難しいということもありまして、受付時等におきまして、また案内後にご相談などをいただきまして、基礎疾患であるというような御本人の申出によりまして、接種のほうを進めていきたいとふうに考えております。以上です。

○議長（高橋利勝） 石山議員。

○4番（石山憲司） 1点目は理解いたしましたけれども、2点目のですね、確認方法なんでございますけども、あくまでも本人の申出のみで判断するということよろしいんでしょうか。

○議長（高橋利勝） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 御本人からの申出、またそういった聞き取りの状況を見ながら判断をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） 14ページの環境衛生費の需用費及び役務費に係ると思いますが、墓地の意向調査ということだと思います。墓地というか合同納骨塚ですね、それでアンケートを行なうということだったと思いますけども、もう既に先進例で同じアンケートを取るにしても意向調査の中に、例えば引き続き本別霊園を利用するのかどうか、そういうようなことも含めてですね、具体的にアンケートの聞き方としても検討がされるべきというふうに思うんですけども、その辺についてはどのような方法、考え方で臨むのか伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 倉崎住民課長。

○住民課長（倉崎景一） お答えいたします。

今回のアンケートの内容につきましては、芽室町で2回行なっております。2回行なった理由というのもいろいろあるんでしょうけれども、1回目のアンケートでは至らなかったんで2回やったんだと思いますから、それに基づいて、芽室にもいろいろ意見を伺いながら進めるように考えております。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 700人というふうにおっしゃったと思うんですけども、アンケート。それで町外者やなんかも全て、町外にも既にいらっしゃるような方もいらっしゃるのかなというふうに思うんですけども、その辺の連絡系統は全部掴めるという状況の中で進めるんでしょうか。

○議長（高橋利勝） 倉崎住民課長。

○住民課長（倉崎景一） 今回につきましては住民の方だけということになります。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 墓地の利用者には、一般質問のときも話しましたがけれども、町外に移転するから墓じまいをするとかっていう例も20件くらいずつ毎年あるような答弁だったと思うんですけども、その辺についての意向っていうのを合同納骨塚という意向調査の中で加えるべきじゃないかなというふうに感じているんですけども、その辺の検討というのはされたんでしょうか。

○議長（高橋利勝） 倉崎住民課長。

○住民課長（倉崎景一） 先ほどもお話しましたがけれども、芽室町の内容を把握しておりますので、その内容に墓じまいの意向ですとか将来的に墓をどうしたいですとか、最終的には納骨塚あったら使いますかというような内容になるんですけども、そういった内容で今検討しております。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

水谷議員。

○1番（水谷令子） 19ページ、20ページ、9款の消防費、7節報償費のところの消防団の団員3名の報償費なんですけれども、これが5ページ、6ページの歳入のところの3人分の金額と差額があるんですけども、この理由をお聞かせください。

それと2番目に、退団の年齢はないと思うんですけども、条件っていうのはあるのかどうかお伺いします。

3番目に、女性隊員にも退職報償金はあるのかどうかお聞きします。

2点目、17ページ、18ページ、7款商工費、3目観光費のところの10節需用費のところ、修繕料とありますがこの内容をお聞かせください。

○議長（高橋利勝） 上原総務課主幹。

○総務課主幹（上原章司） ただいまの消防団員の退職報償金の関係でございますけれども、歳出と歳入の部分でございますけれども、まず退職報償金につきましては北海道市町村総合事務組合からの退職報償金部分と、それから本別町から支給される部分があります。今回歳出でいきますと342万6,000円、その内訳ですけれども、総合事務組合のほうから201万8,000円、本別町から140万8,000円となっております。総合事務組合のほうからは同額が本別町のほうに収入としてあるところであります。

それから退団の条件という内容だったと思うんですけども、こちらにつきましては御本人の都合によるもの、そういった内容でございます。

それから女性団員に対します退職報償金、こちらにつきましても5年以上の勤務がありますと全員が、男性女性問わず退職報償金の対象となっているところであります。以上でございます。

○議長（高橋利勝） 小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） 観光費、修繕料、観光施設19万8,000円の内容でございますが、本別公園第2キャンプ場の道道からキャンプ場に入ります水道管、橋りよ

うの部分になりますけども、水道管の修繕ということで、経年劣化と凍結等による損傷が見受けられまして、この部分を修繕するというものでございます。

○議長（高橋利勝） よろしいですか。

水谷議員。

○1番（水谷令子） 退職報償金のほうで、201万8,000円がそのところが総合ってところの内容ですね、どこが対象になっているのかちょっとわからなかったのをお願いします。

それと本人の都合で退職されたらということですが、この年数というのは勤務年数は関係あるのかどうかお聞きします。

○議長（高橋利勝） 上原総務課主幹。

○総務課主幹（上原章司） まず北海道市町村総合事務組合、こちらのほうの部分ですと201万8,000円、これ3名分の合計額なんですけれども、この部分全額が北海道市町村総合事務組合のほうから本別町のほうに入ってまいります。同額を退団者の方にお支払いしているという、そういう内容になっております。

それから退職報償金の該当になるという部分なんですけれども、こちら退団の理由は特に関係なく、5年以上勤続された団員が退団いたしますと総合事務組合のほうですと勤続年数、それから階級によりまして金額が決まっております。本別町の部分につきましては、勤続年数、階級、それから出勤割合、それによって金額を決定しお支払いしているというところでありまして。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第33号令和4年度本別町一般会計補正予算（第4回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号令和4年度本別町一般会計補正予算（第4回）については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

午前 11時47分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第 8 議案第 3 4 号

○議長（高橋利勝） 日程第 8 議案第 3 4 号令和 4 年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

倉崎住民課長。

○住民課長（倉崎景一） 議案第 3 4 号令和 4 年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動による人件費の調整が主な内容でございます。

予算書の 1 ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 8 4 万 3,0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 0 億 2,9 5 8 万 1,0 0 0 円とするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明させていただきます。

3 ページ、4 ページをお開き願います。

中段の 2、歳出ですが、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費及び下段の 5 款保険事業費、3 項健康管理センター事業費、2 目健康管理事業費にあります 2 節給料、3 節職員手当等、4 節共済費の人件費については、人事異動や共済費負担金率の改定などによるもので、5 ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

1 つ上の 1 目施設管理費、1 0 節需用費 6 万 6,0 0 0 円の増額補正は健康管理センターのガス警報器とガスメーターの修繕を行なうものです。

戻りまして一番上段の 1、歳入ですが、5 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、3 節その他一般会計繰入金 1 8 4 万 3,0 0 0 円の減額補正は、収支の調整によるものであります。

以上、令和 4 年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括とします。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第34号令和4年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号令和4年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第35号

○議長（高橋利勝） 日程第9 議案第35号令和4年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 議案第35号令和4年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動等に伴う人件費の調整が主な内容であります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,814万2,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により、説明いたします。

3ページ、4ページをお開きください。

中段、2、歳出ですが、3款地域支援事業費、1項1目介護予防・日常生活支援総合事業費、3節職員手当等30万7,000円の減額、4節共済費4,000円の減額補正は職員の扶養親族の変更によるものであります。

下段の2項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費、2節給料5,000円の増額、3節職員手当等26万1,000円の増額、4節共済費3万6,000円の増額は人事異動によるものであります。なお、5ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

同じく3ページ、4ページの上段、1、歳入ですが、7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、2節地域支援事業繰入金9,000円の減額は、歳出で説明いたしました、職員の扶養親族の変更及び人事異動による繰入金の調整によるものであります。

以上、令和4年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括とします。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第35号令和4年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第1回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号令和4年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第1回)については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第36号

○議長(高橋利勝) 日程第10 議案第36号令和4年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第2回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

前佛老人ホーム所長。

○老人ホーム所長(前佛清治) 議案第36号令和4年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第2回)につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費の調整、特別養護老人ホームにおける新型コロナウイルス等による感染対策のために必要な経費の増額、利用者の食材を保存するため使用している冷凍冷蔵庫の故障に伴う更新による増額が主な内容でございます。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ122万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,174万6,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明させていただきます。

3ページ、4ページをお開きください。

中段の2、歳出ですが、1款介護サービス事業費、1項1目施設介護サービス事業費、1節報酬、2節給料、3節職員手当等、4節共済費、18節負担金補助及び交付金、下段の2項居宅介護サービス事業費、1目居宅介護支援事業費、2節給料、3節職員手当

等、4節共済費の人件費については、人事異動に伴う勤務体制等の変更などによるもので、5ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

戻りまして、4ページ中段から5行目、10節需用費、消耗品費、介護材料27万9,000円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症等感染対策として、プラスチック手袋、ガウン、消毒液等を購入するものであります。

その2つ下、17節備品購入費、施設等備品、冷凍冷蔵庫72万6,000円の増額補正は、平成8年に購入した冷凍冷蔵庫が老朽化により故障が増加しており、その都度修理を行ない使用していましたが、これ以上の修理が難しいとの判断により更新するものであります。その他につきましては、執行見込みによる調整であります。

戻りまして、上段の1、歳入ですが、4款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金122万1,000円の減額補正は、歳出で説明しました事業執行見込みにより調整するものであります。

以上で、議案第36号令和4年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第2回)の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(高橋利勝) これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括とします。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第36号令和4年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第2回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号令和4年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第2回)については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第37号

○議長(高橋利勝) 日程第11 議案第37号令和4年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第1回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） 議案第37号令和4年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第1回）について、提案内容の説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費の調整によるものであります。

補正予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ27万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,334万3,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により御説明いたします。

3ページ、4ページをお開きください。

2、歳出ですが、1款1項簡易水道費、1目一般管理費の減額補正は、4月の人事異動に伴う給料等の調整によるもので、5ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

1、歳入ですが、4款1項繰入金、1目一般会計繰入金27万2,000円の減額は、歳出で説明いたしました人事異動に伴う収支の調整によるものです。

以上、令和4年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第1回）の提案説明とさせていただきます。

どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第37号令和4年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第1回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号令和4年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第1回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第38号

○議長（高橋利勝） 日程第12 議案第38号令和4年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第1回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） 議案第38号令和4年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第1回）について、提案内容の説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費の調整によるものであります。

補正予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ491万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,421万3,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により御説明いたします。

3ページ、4ページをお開きください。

2、歳出ですが、2款土木費、1項下水道費、各目の減額補正は4月の人事異動に伴う給料等の調整が主なもので、5ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

1、歳入ですが、5款1項繰入金、1目一般会計繰入金491万7,000円の減額は、歳出で説明いたしました人事異動等に伴う収支の調整によるものです。

以上、令和4年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第1回）の提案説明とさせていただきます。

どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第38号令和4年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第1回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号令和4年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第1回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第39号

○議長（高橋利勝） 日程第13 議案第39号令和4年度本別町水道事業会計補正予算（第1回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） 議案第39号令和4年度本別町水道事業会計補正予算（第1回）について、提案内容の説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う、人件費の調整によるものであります。

補正予算書の1ページをお開きください。

収益的収入及び支出。

第2条、令和4年度本別町水道事業会計予算、以下予算という。

第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入の第1款水道事業収益、第2項営業外収益は47万4,000円増額補正し、収入の総額を1億4,037万5,000円とするものです。

支出の第1款水道事業費、第1項営業費用は47万4,000円増額補正し、支出の総額を1億4,037万5,000円とするものです。

資本的収入及び支出。

第3条、予算第4条 本文括弧書中8,093万3,000円を8,101万6,000円に、7,028万5,000円を7,036万8,000円にそれぞれ改め、資本的支出の予定額を、次のとおり補正するものであります。

支出の第1款資本的支出、第1項建設改良費は8万3,000円増額補正し、支出の総額を1億8,351万7,000円とするものです。

予算説明書の説明につきましては、収益的収入及び支出、資本的支出、いずれも人事異動に伴う人件費の調整によるもので、予算説明書の説明は省略させていただきます。

次に、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第4条、予算第10条に定めた経費の職員給与費を人事異動に伴い56万8,000円増額補正し、2,553万円に改めるものです。

7ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

他会計からの補助金。

第5条、予算第11条に定めた補助金の金額を47万4,000円増額補正し、1,390万9,000円に改めるものです。

以上、令和4年度本別町水道事業会計補正予算（第1回）の提案説明とさせていただきます。

どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

- 議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。
質疑は収益的収入及び支出、資本的支出など一括とします。
ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから、討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、議案第39号令和4年度本別町水道事業会計補正予算（第1回）について
を採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。
したがって、議案第39号令和4年度本別町水道事業会計補正予算（第1回）につい
ては、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第14 議案第40号

- 議長（高橋利勝） 日程第14 議案第40号令和4年度本別町国民健康保険病院事
業会計補正予算（第1回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

松本病院事務長。

- 国保病院事務長（松本秀規） 議案第40号令和4年度本別町国民健康保険病院事業
会計補正予算（第1回）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、人事異動に伴います人件費の調整が主な内容となってお
ります。

補正予算書の1ページをお開きください。

収益的収入及び支出。

第2条、令和4年度本別町国民健康保険病院事業会計予算、以下予算という。

第3条に定めた収益的収入および支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入の
第1款病院事業収益、第2項医業外収益を87万3,000円増額し、収益の合計を11
億2,485万9,000円とするものです。

支出では、第1款病院事業費用、第1項医業費用を183万8,000円減額し、費用
の合計を11億7,160万円とするものです。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第3条、予算第10条に定めた経費の金額を次のように改めるもので、第1号職員給与費を183万8,000円減額し、7億7,401万7,000円とするものです。

他会計からの補助金。

第4条、予算第11条に定めた補助金の金額を次のように改めるもので、第3号退職手当組合事前納付金を2万5,000円増額し、591万5,000円に、第4号基礎年金拠出金公的負担経費を84万8,000円増額し、1,767万円とするものです。

次に、3ページ、4ページをお開きください。

補正予算説明書であります。収益的収入から御説明いたします。

収益的収入、1款病院事業収益、2項医業外収益、2目他会計補助金87万3,000円の増額は、人件費の変更に伴う一般会計からの繰入基準の変更によるものです。

下段の収益的支出、1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費183万8,000円の減額ですが、1節給料及び2節手当は人事異動等による調整による減額、4節退職給与金及び5節法定福利費は人事異動及び負担金の負担率変更等による増額となっております。

なお、給与費の増減の内訳は5ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので説明は省略させていただきます。

以上、令和4年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1回）の説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は収益的収入及び支出など一括とします。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第40号令和4年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号令和4年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第41号

○議長（高橋利勝） 日程第15 議案第41号財産の取得についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。

三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 議案第41号財産の取得について、提案理由の説明を申し上げます。

この度の財産の取得に際しましては、予定価格が1,500万円以上の動産の買入れとなりますので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

財産取得の目的につきましては、消防体制の維持向上を図り、火災等の災害に対応することを目的に、本別消防団第1分団に配置され老朽化しております、水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型を更新するもので、取得財産の内容につきましては、水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型、キャブオーバー型、4ドア・ダブルキャブ、オートマチック方式、4WD、ディーゼルエンジン、水槽容量2,500リットル以上となっております。

財産の取得につきましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約によるもので、見積合せ参加事業者は、株式会社二二商会、北海道ドライケミカル株式会社、株式会社北海道モリタ、山崎自動車株式会社の4者を選定いたしました。

令和4年5月11日に見積合せ執行通知を行ない、令和4年5月26日に見積合せを執行しております。

契約金額は、4,972万円で、見積回数は1回で決定をしております。

契約の相手方につきましては、札幌市東区苗穂町13丁目2番17号、株式会社北海道モリタ、代表取締役〇〇〇〇でございます。

仮契約につきましては、令和4年5月26日に行なっており、納入期限は令和5年3月31日としております。

以上、議案第41号財産の取得についての提案理由に代えさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第41号財産の取得についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号財産の取得については、原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長(高橋利勝) 以上で本日の日程は全部終了しました。

念のため申し上げます。

明日6月8日から15日までの8日間は休会であり、6月16日午前10時再開であります。

これをもって通知済みといたします。

なお、一般質問の通告は本日から6月9日正午をもって締め切ります。

質問のある方は締め切り時間を厳守の上、提出願います。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会宣告(午後 2時03分)

令和4年本別町議会第2回定例会会議録（第2号）

令和4年6月16日（木曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

- 日程第 1 議会運営委員長報告
日程第 2 一般質問

○会議に付した事件

- 日程第 1 議会運営委員長報告
日程第 2 一般質問

○出席議員（11名）

- | | | | | | |
|----|-----|------|-----|-----|-------|
| 議長 | 12番 | 高橋利勝 | 副議長 | 11番 | 藤田直美 |
| | 1番 | 水谷令子 | | 2番 | 柏崎秀行 |
| | 3番 | 梅村智秀 | | 4番 | 石山憲司 |
| | 5番 | 篠原義彦 | | 7番 | 山西二三夫 |
| | 8番 | 黒山久男 | | 9番 | 方川一郎 |
| | 10番 | 阿保静夫 | | | |

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|---------|-------|---------|------|
| 町長 | 佐々木基裕 | 副町長 | 村本信幸 |
| 会計管理者 | 藤野和幸 | 総務課長 | 三品正哉 |
| 農林課長 | 篠原順彦 | 保健福祉課長 | 長屋和幸 |
| 住民課長 | 倉崎景一 | 子ども未来課長 | 松本恵 |
| 建設水道課長 | 加藤勉 | 企画振興課長 | 小川芳幸 |
| 老人ホーム所長 | 前佛清治 | 国保病院事務長 | 松本秀規 |
| 総務課主幹 | 上原章司 | 建設水道課主幹 | 小出勝栄 |
| 総務課主査 | 石川雅康 | 教育長 | 高橋哲也 |
| 教育次長 | 武田敏英 | 社会教育課長 | 千代孝徳 |
| 農委事務局長 | 高橋優 | 代表監査委員 | 畑山一洋 |
| 選管事務局長 | 三品正哉 | | |

○職務のため議場に出席した者の職氏名

- 事務局長 中川雅之 総務担当主事 今井綾香

開議宣告（午前10時00分）

◎開議宣告

○議長（高橋利勝） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 議会運営委員長報告

○議長（高橋利勝） 日程第1 議会運営委員長から報告を行ないます。

議会運営委員長、阿保静夫議員、御登壇ください。

○議会運営委員長（阿保静夫）〔登壇〕 報告いたします。

意見書の取扱いについて申し上げます。

本日まで3件の提出がありました。

食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解・醸成を図る意見書。
北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守ることを求める意見書。森林・林業・木材産業
によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書。

以上、3件の意見書については、最終日の本会議で審議する取り扱いを予定いたしました。

次に、請願書の取扱いについて申し上げます。

本日まで1件の提出がありました。

新型コロナワクチン4回目接種に係る接種券の一律送付について中止を求める請願書。

以上、1件の請願書については、最終日の本会議で審議する取り扱いを予定いたしました。

以上、報告します。

○議長（高橋利勝） これで、報告済みといたします。

◎日程第2 一般質問

○議長（高橋利勝） 日程第2 一般質問を行ないます。

順次、発言を許します。

2番 柏崎秀行議員。

○2番（柏崎秀行） 議長の許可をいただきましたので、通告済みの2問について質問させていただきます。

1問目です。イベントの再開について。

コロナ禍3年目となる今年の夏、道内各地で大きなイベントの開催が計画されており、本町においても、きらめきタウンフェスティバルを初め各種イベントの開催に向けた話合いが進められています。ウィズコロナ、アフターコロナのスタート地点に立ち、町の観光、産業振興を図るため、感染対策を取り、イベントを再開するべきと考えます

が、町の見解を伺います。

1、町内最大のイベント、きらめきタウンフェスティバルは、町民のみならず多くの人が期待しているイベントです。観光協会を初め各種関係機関とどのような話し合いをしているのか伺います。

2、国が示すイベントガイドラインに沿ったイベントを実施する場合、今までと同じ内容での開催は難しいと思いますが、再開についてどのような内容の見直しを考えているのか伺います。

3、その他の様々なイベントの開催について、町はどのような相談・支援を考えているのかを伺います。

○議長（高橋利勝） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 柏崎議員のイベントの再開についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の御質問であります。御承知のとおり、きらめきタウンフェスティバルにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、2年間にわたり開催が見送られてきました。

本年度の開催に当たりましては、主催となる実行委員会の2役による会議を6月6日に開催、JA組合長、商工会会長、観光協会会長、建設業協会会長、自治会連合会会長にお集まりいただき、開催の可否について協議を行ない、ガイドライン等に基づく感染対策を行なう上で、開催することに決定したところであります。

2点目の開催に当たりましての内容の見直しについてであります。現時点におけるイベント開催の制限におきましては、感染防止対策の実効性を担保するため、参加人数が5,000人を超えるイベントにつきましては、北海道への感染防止安全計画の提出が必要となります。安全計画では、七つの基本的な感染対策項目として、一つ目として、飛沫の抑制の徹底、二つ目として、手洗い、手指・施設消毒の徹底、三つ目として、換気の徹底、四つ目として、来場者間の密集回避、五つ目として、飲食の制限、六つ目として、出演者等の感染対策、七つ目として、参加者の把握、管理等が定められており、それぞれ具体的な対応策を講じることが必要となっております。

よって、現時点でのきらめきタウンフェスティバルの開催に当たりましては、屋外での開催ではありますが、会場入場口の明確化を図るなどし、会場区域内への入場者を把握すること。また、観覧席や飲食エリアでの密集とならないような配置とすることが必要と考えておりますし、催し内容につきましても、例えばふわふわランドのように、来場者が密集しやすい催しは行なわない方向で協議しております。

イベント開催の細部につきましては、今後、開催される実行委員会におきまして、関係者の御意見も伺いながら、内容や感染対策の方法等について検討する予定としております。

次に、3点目のイベント開催に係る相談・支援についてであります。地域内での民

間や団体が実施するイベントも地域経済や町のにぎわい創出に大きくつながるものと捉えております。地域イベント開催に係り、特に感染防止対策に係る相談を含め、開催に必要な感染防止資機材等につきましても、可能な範囲で貸し出すこともできますことから、関係する担当に御相談いただくことで、対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） ただいま町長のほうから御答弁をいただきました。1点目ですけれども、先日、2役会議において、きらめきタウンフェスティバルは開催をするというふうなお話でした。

町長のほうから七つの大きなイベントでのガイドラインが話されましたが、なかなかこれは難しいなというふうに率直に感じるところでございます。毎年2万人から3万人ぐらいの大きなイベントであると把握しておりますが、5,000人以上となりますと、かなりの参加者の把握ですとか密集の回避ですとか、例えば花火のときには、かなりの人が密集して見ていると。その中で飲食も伴うというふうなこともございます。この辺の密集を避ける手立て、そして参加者の把握。飲食店も聞くところによりますと、なかなか2年も3年もやっていないと、もういいのではないかと、出たくないよという声も聞こえてきています。そういった中で、飲食店の確保、飲食の状況、そこでどういう形で飲食をさせるのかというのをどういうふう考えているのか伺いたいと思います。

3点目に聞きました他イベントへの支援でございますが、今年もなかなかやれなかったという思いもございまして、かなりのイベントをやるのだというふうな声が聞こえてきているところでございます。そういった中で、その組織組織によって、制限人数、どのぐらいの人を集めてイベントを開催するのかというのは、なかなか把握し切れないところでございますが、熱を測ったりですとか手を消毒したりとか、そういった資機材を貸し出していただけるというふうなお話でしたので、ぜひ相談に乗って、積極的に貸し出ししていただきたいなと思っておりますが、企画振興課のほうに聞けばいいのか、どこに行ってもそういう相談をすればいいのか伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） 私のほうから再質問に対しましての答弁についてさせていただきます。

まず、きらめきタウンフェスティバルの運営に関してということで、密集を避けるという対策をいかに、どう考えているのかといった部分かと思っております。当然、花火大会、例年のことですけれども、たくさんの方が来ていただいております。今回のイベントの開催方法につきましては、安全計画上のイベント区域というものにつきましては、基本的には、今、芝生広場、いわゆる飲食店が立ち並ぶイベント広場を想定しております。

ですので、堤防沿い等については、基本的には区域外というような考え方で、それぞれが各自対策をしていただくといったような、当然注意喚起はさせていただき予定としておりますが、基本的には、イベント会場内の感染予防対策については、しっかりと計画にのっとりた形でやっていくという考えであります。

また、飲食ブースと観覧ブースについては、飲食ブースの制限といたしましては、どこでも会場内、食べ物が食べられるという状況というのは、これは望ましくない、できないということです。飲食、物を食べるエリアについては区分けをし、さらにそこが密とならないような配置ということで考えているところでございます。当然ステージイベント等も想定されますので、観客席につきましても例年よりはお客さんの間隔を広げるといったような対応も必要と思っておりますし、会場内が当然限られているものですから、状況によっては、まだ決定はしておりませんが、時間帯、例えば2時間以内なら2時間以内、3時間以内なら3時間以内といったような時間制限とかも、もしかしたら、状況としては考えられるのかなと思っているところでございます。

また、人の把握の部分についてです。この部分につきましては、入場口を、屋外イベントですから、どこからでも入れるといえどどこからでも入れる状況も考えられますけれども、基本的には、入場口を限定させていただきことによりまして、入場者の入場カードといったようなものを受付で提出いただくというようなことで、入場者の把握については進めていければという、今予定で考えているところでございます。

また、飲食店の状況でございますけれども、当然この2か年そういったイベント等が開催できていない状況でありますから、いざ出店となると、手間といった部分でなかなか参加しにくいというような環境になるかもしれないけれども、商工会等も通じまして、何とか地域づくり、まちづくり、イベントを成功させていきたいといったような思いも、そういった事業者の皆様へ届けさせていただきながら、多くの事業者の方に出店いただけるような対策といたしますか、対応を取っていきたいと考えているところでございます。

また、地域イベントの支援の窓口の関係ですけれども、イベント資機材、消毒液の台座ですとか、あと、入場を制限するような制限テープといたしますか、そういったものにつきましては、企画振興課、観光のほうを担当して所管しておりますので、こちらのほうに相談いただくことで対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋利勝） 柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） 改めてお聞きしたいと思います。ただいま課長のほうからある程度の食べ物や花火、人の把握に関して御説明がありました。最初に言った花火のときの堤防は管轄外だということで、誰が来ても、どういうふうに見ても構わないというスタンスなのか、お聞きしたいと思います。

人の把握の中で、入場口を限定して、入る人の名前を書いていたいたり、電話番号

を聞いたり、そこまでやるのかどうか分からないですけれども、ある程度のことを入場口で把握するというところでよろしいのか。大体は熱を測って、体温と電話番号を書いて名前を書くようなものかなと思うのですけれども、そういうことをするのかどうかをお聞きしたいと思います。

飲食店の出店に関してですが、なかなか厳しい状況の中、出店してもらおうというところで、例年出店料を払い、ある程度の制限の中、出店するわけですが、具体的な出店を促す何か考えがあるのか伺いたいと思います。

以上です。

○議長（高橋利勝） 小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） 再質問について答弁させていただきます。

まず、花火の堤防の関係でございますが、基本的には自由に観覧いただくエリアというふうにさせていただく予定で、今の段階では考えているところでございます。

入場口の対応の部分につきましては、今おっしゃられたような内容が基本なのかなと考えますけれども、実行委員会、来週予定しておりますので、その中で、関係者含めて、当然人員的な対応の問題もありますので、そういった部分、会場配置も含めまして、詳細については検討させていただきたいと思っております。

また、3点目の事業者の出店料等の部分だとか、具体的なというところでございますが、こちらについては、今のところまだ、どういうふうにするかという部分、これも実行委員会の中で協議をさせていただくというような状況でございますので、ただ、今まで行なっておりました、店によっては二間口、二テントを使って、一つを飲食ブースにするだとかといったような、その部分については、ちょっとそこの中が密になってしまう可能性があるということで、そこは遠慮していただきたいといったような思いがありますので、そういった部分で、一律的な対応、こういった事業者を促すというところにつきましては、今後、実行委員会の中で協議をしてまいりたいと思っております。

基本的には、きらめきタウンフェスティバル、状況によっては密になるといったような状況も例年ありますので、その部分につきましては、来場者各自が、そういった飛沫、感染リスクの高い場面、そういったものを理解していただきながら、個人が必要な対策を取っていただくということが重要なかと思っておりますので、当然体調の悪い方については外出を控えていただくという基本原則もございますので、そういった部分につきましても、町民等に周知、町外的にも周知をさせていただきながら、イベント開催に向けて協議を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋利勝） 柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） かなりな説明をしていただいたところでございます。そういった中で、やはり待ちに待ったイベントの開催ということになれば、例年よりも人が来るのではないかというような想定もされるところでございます。先日、札幌祭りが何年かぶ

りに開催して、メディアの中では、混雑がすごいということで、来ないでください、制限をかけたというような例もございます。そういった久しぶりにやるんだというイベント、町民の方、管内管外の方が来場を期待しているところがございますが、事前に制限人数について何らかの告知をするのか、そういったものを進めていくのか、来てから、これは困ったぞということでは駄目だと思うので、事前にどういった、こういったときはこうするのだ、例えばポスターの中に何かを書くとか、そういうことを考えているのか、最後に伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） イベントのいわゆる内容詳細につきましても、正式にはこれからということになりますので、当然それぞれの内容に応じて、例えば子どものキャラクターショーの部分であったり、歌謡ショーの部分であったり、そういった部分で人が混雑されているというようなところであれば、当然入場制限等ももしかしたらかけなければならないという状況もあろうかと思えます。この部分、当然入場制限をかけるのであれば、そういった周知等もしなければ、せっかく来たのにということになってしまいますので、その部分につきましては、入場制限等をつける場合につきましては、事前にそういった対応は取らせていただきたいと思いますと考えているところでございます。以上です。

○議長（高橋利勝） 柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） 2問目です。少子化の中、今後の少年団や部活動の推進について。

本町においても児童・生徒数は減少傾向にあり、少年団や部活動の選択肢が狭まり、地域によってはチームスポーツが合同となる現状があります。児童・生徒にはやりたいスポーツを自由に伸び伸び励んでもらうことが大切であると考え、以下2点を伺います。

1、町内の少年団や部活動で、練習や試合等を合同で活動している例があると思いますが、その現状と、これまでに合同で活動することによって様々な要望や意見がなかったのかを伺います。

2、今後も児童・生徒数の減少で、子どもたちがやりたいスポーツをできなくなり、選択肢が減ることがあってはならないと考えますが、町の見解を伺います。

○議長（高橋利勝） 高橋教育長。

○教育長（高橋哲也）〔登壇〕 柏崎議員の少子化の中、今後の少年団や部活動の推進についての1点目、少年団や部活動において、合同で活動することによって様々な要望や意見の有無について答弁いたします。

子どもたちの文化・スポーツ活動における現状ですが、町内の学区の枠を越えて活動し、保護者や指導者が主体となって組織されている少年団組織等は、柔道、剣道、空手、水泳、スケート、バドミントン、野球、バレーボールの8団体となっており、部活動においては野球部であり、練習のみ合同で行なっているものに陸上部があります。そ

のほか町外の子どもたちが加入している少年団もありますし、部活動では、バレーボール部が町外校と合同チームを組織して活動しているところでございます。

要望や意見につきましては、保護者から各少年団等の合同活動の際に、練習会場までの送迎について相談を受けておりました、保護者の方々あるいは行政として担うべき役割分担を踏まえまして、相互に可能な対応方法を検討するとした協議経過を踏まえ、教育委員会としては、現有のスクールバスでの対応が可能かどうか、試験的に運行するモデルを検討しているところでございます。

次に、2点目の子どもたちの望むスポーツの選択肢が減ることへの危惧に対する町の見解について答弁いたします。

大前提として、子どもたちには、希望する文化・スポーツ活動に取り組んでいただきたいと考えておりますし、その選択肢は町内に限定されるものではないと考えております。既に約360人ほどおります児童・生徒の8割以上が何らかの少年団や部活動に加入しており、さらに町外のスポーツクラブチームに加入している方や習い事をされている方もおります。また、先ほども答弁をさせていただきましたが、中学校のバレーボール部は町外校と合同チームを編成しております。

現在、町内における小中学生の文化・スポーツ活動は17種類ありますが、今後も児童・生徒数が減少することが見込まれ、町内のみで可能な活動には限界が出てくるものと考えております。

また、国の改革方針として、学校部活動の地域移行化が令和5年度から7年度を目標時期として進められております。本町の指導者の方は、指導を本業としているわけでありませんし、おのずと指導に携わることが可能な時間や週の練習日数も限られており、選手の保護者、事業所や町民の皆様には、子どもたちの活動のため、これまで以上に御理解、御協力をいただくことが必要と思っております。

こうした文化・スポーツ環境の問題解決に向け、一つの方策として、これまでも御質問をいただいております総合型地域スポーツクラブについて、小学校から高校へとつながる一貫した活動体制や生涯スポーツでも取り組める環境整備などについて、昨年12月より教育委員会内部において調査・研究を進めており、引き続き関係する皆様と意見交換を行なうなど、取組を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いし、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） ただいま答弁をいただいたところでございます。改めてお聞きしたいと思っております。

教育長のほうから、現状、少年団においては8団体がそういったことになっているというような説明でした。やはり合同チームということになれば、練習もチームスポーツは一緒にやったほうが効率もいいし、チームワークも育つと思っております。

練習の送迎について御相談を受けているというような説明がございました。日にど

のぐらいの人数が他学校から本別中央小学校のグラウンドや体育館に来て練習しているのか、何人ぐらいがそういう対象となっているのか、お伺いしたいと思います。

教育長のほうから考え方については、少年団というのは学校外の活動になると、学校でやっていることではないので、指導する人も時間もあるということですが、中学校の部活動においては、先ほどバレーボールが合同というような説明がございました。小学校のうち何人も一緒に練習していて、段階的に6年生が中学校に行ったときに1人、2人、卒業生も抜けて、そういった場合、廃部になってしまうような例があると思うのですが、今後を見据えて、そういうものを廃部にしないで、休部として残しておいて、下から上がってきたらまたチームを組めるといような考えがあるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時32分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

高橋教育長。

○教育長（高橋哲也） 柏崎議員の再質問にお答えいたします。

今、現状において、どれぐらいの人数の方がそういった練習をされているのかということですが、今、実際保護者の方から相談を受けているのが、仙美里で野球をされているお子様方の関係でありまして、現状で、野球でそこに所属している皆さんということですので、すいません、中学校で4名、そして陸上で3名ということになってございます。

二つ目にありました、例えばバレー部の例を挙げられておりましたけれども、私も柏崎議員と同様の考えでございまして、一時的には、取り組まれている生徒の方が減少したとしても、希望されるスポーツが継続されるように、その辺につきましては、実際、中学校の校長先生ともいろいろ協議をさせていただいておりますし、現状の中で、それを見越した、例えば小学生で何人されていると、そして中学校に入学するときの経過も踏まえた中で、そういったところはしっかり継続できるようなことを念頭に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） 改めてお聞きします。何人かは毎日本別に通って練習している例があると説明がありました。なかなか保護者の方からも、行きと帰り、2時半、3時に送って行って、帰り6時半に迎えに行くと。仕事を抱えている保護者の方はそういった中に行けない。行けないけれども、誰かに頼む。頼むと、事故なんかが起きたときには責任を持たなければならない。そういった送迎の中で悩みを抱えているというような声を聞きます。

そういったときに、先ほど試験的にスクールバスを使ってやってみるというようなことも説明されましたが、その辺はまだやっていないのかどうか、こういった時期にどういうふうにする計画があるのか伺いたいと思います。

いずれにせよ、そういった保護者の中から、うちは送っていけないからスポーツはやらせられないのだというような声も聞くところがございます。何とかそういう方法で、スクールバスが駄目なら違うものを検討するとか、最善の策をお願いしたいと思いますが、スクールバスの今後の試験的なことについてお伺いしたいと思います。

○議長（高橋利勝） 高橋教育長。

○教育長（高橋哲也） 柏崎議員の再質問にお答えいたします。

念頭としているものにつきましては、もちろん今ありましたスポーツをされている児童の関係ですが、文化活動に関しても同じことが当然言えるかと思っておりますので、それぞれ今、私ども検討している中で、例えば練習会場のことであったり、練習の開始時間がそれぞれ少年団によっても違います。当然スクールバスを併用して運行するとなりましたら、自宅に帰るお子様方の時間と、バスも本数に限りがございますので、その辺の時間との在り方、そういったところも今念頭に検討しているところございまして、今、柏崎議員からありましたように、やはり望まれることを全てお応えしてまいりたいと思っておりますけれども、そういった人的資源の関係ですとか、財政的なことも含めて、なるべく期待に沿えるような検討を続けてまいりたいと思っておりますが、そういった事情もあるということも御理解いただきながら、対応してまいりたいと思っております。

今、具体の試験の在り方、予定については担当課長より答弁させていただきます。

○議長（高橋利勝） 武田教育次長。

○教育次長（武田敏英） スクールバスの試験的な運行についてなのですが、現在、教育委員会、学校、保護者、実際にバスを運行していただく関係者と調整中でありまして。調整のほうを整えば、今月末頃から数回予定しているところです。

当然ですが、スクールバスなんですけど、学校の登校、下校の際に利用されるものがありますので、少年団員でない児童への影響も出てくるかと思っております。場合によっては、下校の運行時間を変更しなければならない場合もあるかと思っておりますが、スクールバスを利用している子どもの保護者の理解と、PTAの中でもただいま調整が必要かなと思っております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） ただいま課長のほうから内容について説明がありました。スクールバスをそこに使うということは、ある程度の影響があるというのは重々承知しております。そういった中で、何とかならないのかという相談があると。今月末から数回実施していくというようなお答えがありました。スクールバスしか送る手立てというのはないのでしょうか。ほかに何か違う乗り物というか、役場で所有している車の中で、そ

こに使えるような乗り物はないのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（高橋利勝） 高橋教育長。

○教育長（高橋哲也） 柏崎議員の再質問にお答えいたします。

交通手段としては、バスのみならず、例えばワゴン車の大型とといいますか、そういったものも当然想定されると思います。いずれにいたしましても、直接私どもが直轄で運行するのか、あるいは事業者の方をお願いするのかというところも出てこようかと思っておりますので、一番今、武田次長からも答弁ありましたとおり、時間的なところと、通常に運行する部分との兼ね合い、それから、先ほど申し上げました練習会場、時間の開始のこと、それらを総合的に絡めるのと、当然練習も必ず定期で開催されることなく、その日によって変更があったりだとか、そういった連絡体制をどうするのかだとか、当然少年団のほうの事務局、あるいは指導者の関係によって変わるわけですので、そういった連携も含めて、そういった試験をする上で、詳細について検証してまいりたいと今考えているところです。

以上です。

○2番（柏崎秀行） 終わります。

○議長（高橋利勝） 次に、10番阿保静夫議員。

○10番（阿保静夫） 議長のお許しがありましたので、2問について一般質問を行ないたいと思います。

1番目ですが、肥料高騰、農業新技術・高収益作物等の研究推進をということで伺いたいと思います。

ロシアのウクライナ侵攻の影響で諸物価が高騰しています。農業分野でも肥料価格が9割の値上げと、過去最高となっています。新技術や高収益作物等の研究を町としてもさらに推進し、農業経営支援を図るべきと考えますが、見解を伺います。

J A全農は、肥料原料の主要供給国のロシアのウクライナ侵攻により、尿素などの国際価格が急騰したことから、この6月から肥料価格を最大9割引き上げるとしました。これは農家に大きな衝撃となっています。現在の農業経営にとって肥料は不可欠なものであることは言うまでもありません。ビートなど、経費として肥料代が大きく占めるものもあります。個々の農家では、輪作体系維持の必要性もあり、それぞれ対応に苦慮していると思います。

ただ、先日、10日の本別農協の総会で、組合長のほうから表明されているのですが、農協組織として70%程度の対応を以前にしたことがあるので、そのこともある程度考えたいという趣旨の発言がありました。そうすると差し引き3割の値上げですけれども、これも非常に大きな値上がりであることは間違いありません。

そこで、町としても営農指導対策協議会において、肥料高騰に対応していくことを目指して、新技術・高収益作物の研究推進を図るべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（高橋利勝） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 阿保議員からの肥料高騰、農業新技術・高収益作物等の研究推進についての御質問について答弁いたします。

ロシアによるウクライナ侵攻の影響によりまして、主要輸出国からの供給バランスが崩れたこと、さらには原料価格の高騰や円安による影響を受け、肥料平均で過去最高の78%の値上げとなり、2008年、今から14年前に世界的な食料用穀物需要の増加やバイオ燃料の増産等の影響による75%の値上げを超える過去最大となり、本町の基幹産業である農業に大変大きな影響が及ぶものと危惧しているところでございます。

議員からもありましたとおり、肥料は農業にとってなくてはならないものであり、葉の成長を促す窒素、開花や結実を促すリン酸、根の発育を促すカリの3要素は不可欠なものとして認識しているところであります。

御質問の肥料高騰につきましては、関係機関とも情報を共有しながら、国及び北海道に対し、強く支援要請を行なっている所存であります。

新技術や高収益作物の研究につきましても、農協や関係機関及び生産していただく農業の方々と一緒に研究・調査してまいりましたが、本町の農業形態が家族労働にて行なわれている現状から、労働力不足や新たな設備投資などの諸課題があり、新規作物への導入に至っていない現状ではあります。農協や関係機関とさらに情報交換をしながら、さらなる検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 先日の農協総会の際にも組合長のほうからあったとおりでありますが、営農指導対策協議会で、今の課題については長年研究されてきていると認識しておりますし、営農指導対策協議会の会長は町長だと思います。それから、営農対策協議会は本別町の農業の関係の団体の代表の方が全部集まっているような組織ですよ。いわゆる本別の農業の代表的な組織だと認識しております。

それで、今までの取組では、作況調査のほか、農業塾というのを開いたり、それから2014年に加工用トマトの栽培の研究をしたのですが、実は結ばなかったようではあります。そういうようなことにずっと取り組んできているということで、農業者から見て、営農指導対策協議会が、これからの農業の技術も含めて、羅針盤的な要素があると思っています。

ですから、現場での指導とか作業の具体的なものというのは、多分これは農業者本人とか、それから農協の持ち場だと思うのですが、いろいろな情報収集とか研究の部分は、私は町がある程度担うべきではないかなと思うのです。それで、研究段階というのは、以前にも申し上げましたけれども、いろいろリスクもありますよ。先ほどトマトの例を挙げましたけれども、結果的にはちょっと駄目だったということもありますし、新しい技術ですから、なかなか思うようにいかないということもある

と思うのです。そういうものの、簡単に言うとリスクについては、町としてその部分を担うというか、そこを担って、大いに新規作物と新技術等の研究を進めるというような、実際にやるのは若手の農業者の方が担ってくれているのが現状だと思うのですけれども、その考え方をきちんと示していくということが大事ではないかと思うのです。1年や2年で結果は多分出ないことのほうが多いと思うのですけれども、その部分をしっかりと町が支えるという姿勢が必要ではないかと思うのですけれども、その考え方について伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 篠原農林課長。

○農林課長（篠原順彦） 阿保議員の再質問についてお答えさせていただきます。

肥料の高騰のほうで申し上げますと、これは一概には申し上げられませんが、農業者の皆さんは、やはり収量、品質を確保するために、長年培われた技術で、経験を下に必要量以上の部分を施肥されている部分もございましてと認識しております。その中で、先ほどありました営農指導対策協議会でどのような対策を取っているのかというところでいきますと、土壌診断に対する、町と農協で助成をさせていただいております。それに基づきまして、適正量の施肥設計を行ない、経費の縮減につながるものと考えております。

土壌診断につきましては、平成18年から行なわせていただいておりますが、令和3年の実績といたしましては337点、今までの累計といたしましては8,645点の診断を行っており、施肥の設計等に関しましては、営農指導対策協議会の構成団体でもあります農協、北海道普及センター、北海道糖業原料課の職員にて現地で指導させていただいております。

もう1点、新規作物についてでございますが、こちらにつきましては、平成26年から平成30年まで5年間、議員からおっしゃられたとおり、加工用トマトの栽培技術の検証をいたしました。先ほど町長の答弁にもありましたとおり、労働力の問題、新たな機械を導入するに当たっての経費、一番の問題としては販路、そのような問題等もございまして、実際のところ試験研究というところで終わったという形になっておりますが、この団体の中では、一部ではありますが、ニンニクと加工用キャベツ、そのような作物も現在数戸の農家で栽培させていただいております。

ほかの作物でいきますと、代表的なところでいきますと、薬用作物、この部分も試験研究させていただきましたが、ほかの作物との輪作体系とかぶる部分もございまして、なかなかこの辺もうまくいかないというような中で、現在栽培されている農家の方はいないと捉えております。

そのような中でありますが、議員から質問ありましたとおり、1年、2年では結果が出ないと私もそのように思います。この辺は、営農指導対策協議会、おっしゃられるとおり、農業の団体が構成しているものですから、その中で、今後どのような需要があり、どのようなものが求められているのか、調査・研究を行ないながら取り進めてまいりた

いと思っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 土壌診断を始めていただいたおかげで、最初は町がかなり補助をしながらやっていたと思いますが、私も利用させていただいていて、自分なりの肥料設計に生かさせていただいております。そういうような取組、あるいは堆肥の取組なんかも町のほうで行なってきたという中です。

そういう取組、町の支援等を受けながら現在に至っている中で、今回の肥料の大幅な値上げというのは、経営の本体に関わるものだというのには間違いありません。ですから、引き続き、今、ニンニクやキャベツあるいは薬用作物等で実績があるということなのですけれども、さらなる研究を進めるということが必要だと思います。

それから、以前にも申し上げたことがあるのですけれども、手作業での作物体系というのは、なかなか厳しいものがあるのかなというのには実感としてあります。ですから、今、機械の問題がありましたけれども、なかなか難しいという問題がありましたけれども、個人でということではなくて、団体で利用していくような体系をつくっていくとか、それから、既存の機械でも活用可能なものもあるようです、移植機なんかは、そうらしいのですけれども、技術的なことはいろいろあるので、細かくは申し上げられませんが、そういうことも含めた研究で、機械体系を維持しながら新たな作目、しかも高収益が期待できるようなものというのでも引き続き研究していくことが、農家に大きなヒントを与えてくれるのではないかなと思うのです。その辺を営対協が中心となって、今後とも進めていくことが必要ではないかと思っておりますし、いろいろな技術研修会で集まっているメンバーを見ると、すごい若手の農家が多く参加しているようです。それで、休み時間の雑談なんかを聞いていると、すごいレベルの高い話をしておりまして、そういう人たちが希望を持って農業を取り組んでいけるような、そういう新作物のヒントを町が中心になって研究をしていくということが必要だと思うのですけれども、その点について伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

篠原農林課長。

○農林課長（篠原順彦） 阿保議員の再質問についてお答えさせていただきます。

先ほどありましたとおり、新規作物については、収穫機械とかその辺等について、新規導入に対する経費がかかりますよというお話をしております。ですが、営農指導対策協議会といたしましては、その辺も、播種にはポテトのプランターを活用できる、収穫

にはビートのハーベスターで収穫できるというような薬用作物等をいろいろ検証しております。現在についても営農指導対策協議会各部会で、どのような作物がいいかというところも今後検討してまいりたいという部分もございます。

若手農業者を中心にというところでは、昨年から小豆の収量アップに向けての実証検証、これは普及センターが中心になりまして今行なっております。ただ、ここの部分につきましても、やはり1年に1回しか収穫ができないものですから、数年かけて実証実験を行なっておりますので、またその辺が実を結びましたら御報告させていただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 現在進行形でいろいろな支援、研究が進んでいるという話だったと思います。必要で可能な支援は、町としても引き続き行なっていくべきだと思いますし、先ほど課長がおっしゃったように、獲れたものの売り先、そういう相談が一番重要かなと思います。そういうことも含めて、キャベツやニンニク、現在一部で栽培されているということなのですから、そういうことも含めて、町としては継続的な支援が必要だと思うのですけれども、その点をまず1点、伺いたいと思います。

それから、新作物の研究という分野なのですが、営農対策協議会の予算の中で、この部分に一定の枠があるのかどうなのか、一定の予算がないと、研究段階から、農家にこれをお願いしますということにはなかなかならないのかなと思うのですけれども、営農指導対策協議会における新作物等の研究のための予算をどの程度考えているのか、また、どのようにこれから考えていくのか伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 阿保議員の再々質問について答弁をさせていただきます。

まず、支援策でございます。各関係機関、そして、特に農家が求める支援につきましては、積極的に町として支援をしてみたいとそう考えているところでございます。

また、新規作物の研究等についての御質問でございますが、今、営対協のほうですね、調査費として計上しておりますので、その中で何ができるのか、しっかりと研究を進めてまいりたいと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、この肥料高騰と高収益作物の導入、これは必ずしもイコールではないと私は思っております。肥料につきましては、先ほども答弁させていただきましたが、今後、ホクレンの対応等々、そして国、道の動きをしっかりと注視しながら、単独の自治体として何ができるのか、それがもし可能であれば、そちらに上乘せして支援するとか、そういうところを今後しっかりと関係機関と協議を進めてまいりたいと考えてございます。

私は、新規作物の導入につきましては、本別町の農業形態を見るときに、今、スマート農業が盛んに行なわれ、規模拡大をされる、そして規模拡大を希望する農家が数多く

おられます。規模拡大だけに走ってしまうと、その農村における人口減少がますます減少してきて、農村コミュニティの保持が保たれない、そういう観点から、町といたしましても、スマート農業はしっかりと推進してまいります、小さな経営体であっても、そこでしっかりと生計ができる、そのような多種多様な農業形態を育成してまいりたいとそう考えているところでございます。そのような多種多様な農業形態の育成の中で、新規作物あるいは高収益作物の導入が図られればいいのかなと思ってございますので、この辺につきましては、各関係機関、特にJA、そして最終的に農家本人がどのような意向があるのか、それをしっかりと捉えた上で推進してまいりたいと考えておりますので、御理解を願いたいなと思ってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 繰り返しになりますけれども、研究段階でいろいろかかる諸経費というか、新規導入のための実際の作付にかかる新たな研究経費は、これはやはり農家本人ではなくて、町あるいは営農指導対策協議会の中で一定見ていく必要があると思います。その辺についてまず一つ。

それから、新作物の可能性ですが、私自身も感じていますが、気候が少し変わってきているということで、専門的な話ですけれども、大納言という小豆ですが、作るときは、昔は賭けというか、ひょっとしたら霜にやられるぞというようなことで作っていたのですけれども、今はあまりそういうことを考えないで作っていますよね。それは多分気候が変わったのだらうなと思ってはいますけれども、何が言いたいかということ、そういうことに対応して、例えば今まで、本町ではちょっと栽培は難しいなといったものも新規作物の中に、可能性としては含まれてくるのかなと。そういうことも含めて研究を進めていただきたいと思いますので、そのための、大きな予算でなくてもいいのですが、そういう予算もしっかり持ちながら進めるべきだと思いますが、その辺について伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 質問にお答えをさせていただきます。

まず初めに、町が主体的にそういうところに関わっていくべきだという御質問でありますが、まさしくそのとおりでございます、町といたしましても、先ほども言いましたが、農協等としっかりと連携、そして情報共有しながら取り進めてまいりたいと考えているところでございます。

しかしながら、一方で、やはり各生産者、農家がどのように考えているのか、ここをしっかりと意見を賜った上での取扱いになるだろうということで私は思ってございます。町が単独に全てを収集したり、調査・研究をして、町が引率していくのだということは、言葉としては分かりますが、実際に、それでは、生産者がどのように取り組んでいただくのか、そして生産者が今何を思っているのか、どのような作物を作っていくか

いのか、それがマッチングしなければ、ただの絵に描いた餅になりますので、その辺にならないようにしっかりと連携をしながら取り進めてまいりたいと考えているところでございます。

あと、気象の関係が出ました。確かに今、温暖化が進んでおりまして、以前は採れなかった作物も今、北海道でもかなり、果物を初め、採れるようになってきております。それらもしっかりと情報収集しながら、今の本別町の農地でどのような作物が一番収益が上がるのか、その辺も関係機関と連携をしながら調査・研究を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） それでは、2問目に移ります。

今こそ平和についての教育をということで伺います。

ロシアのウクライナ侵攻は極めて理不尽であり、世界中から非難されるべきものと考えます。空襲を受けた歴史を持つ本別町にとって、平和教育が重要な意義を持つものと考えますが、見解を伺います。

連日、ロシアのウクライナ侵攻の報道がされています。そこで明白となっているのは、ロシアの侵攻は全く理不尽であり、また、戦禍を受けているウクライナ国民のことを思うと心が痛みます。核兵器の使用まで言及したロシアは、国連の常任理事国でありながら、その責任を自ら放棄したものとわざるを得ないと考えます。

一方、この状況を捉えて、憲法9条を変えて、日本も核兵器を保有すべきとの議論が一部にあることが報道されています。私は、空襲で犠牲者があった歴史を持つ本別町民として、また、広島、長崎に原爆を受け、核兵器の悲惨さを最も知る国の国民としても、核兵器の保有は絶対あってはいけないと思います。

7月15日は、本別空襲の日です。児童・生徒への平和に関する教育は大変重要だと考えます。これまでも戦争体験者の話を聞くなどの取組が行なわれてきましたが、体験者もだんだん少なくなっている中で、今後どのように取組を進めていく考えか伺います。

また、現状を見ると、今まさに平和教育が重要と考えますので、取組、見解を伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 高橋教育長。

○教育長（高橋哲也）〔登壇〕 阿保議員の本町における平和教育の取組と見解について御答弁申し上げます。

昭和20年7月15日に本別町は空襲を受け、多くの尊い命が失われました。本別町は、戦禍の焼土から立ち上がり、平和で豊かな町を築いてきましたが、私たちは、本別空襲により犠牲になられた方々や被災された方々のことを決して忘れてはなりません。

歴史民俗資料館では、平和の尊さを子どもたちにしっかりと伝えるため、平成13年

度から毎年、企画展、特別展を開催しております。開催期間中には、町内の小中学校の児童・生徒が郷土学習の一環として資料館を訪れ、資料説明を受けながら展示物の見学や体験学習、低学年児童には、空襲をテーマとした紙芝居や絵本の読み聞かせを行ない、町内に残る空襲の跡地を見学する取組も行なってきました。

併せて、本別高校での移動展示や小中学校での出前授業、図書館での平和を考える図書コーナーなど、連携事業を進めてきました。

また、資料館友の会では、空襲体験者の語り部の会を開催し、平和の尊さを生の声で伝える取組をしておりますが、阿保議員の御質問にあるとおり、体験を語れる方がだんだん少なくなってきました。現在、語り部のお話を映像や音声で記録し、DVDに保存し、活用する取組や、お話の一部を冊子やパネルにまとめる取組を、資料館友の会との連携を進めておりますし、空襲や戦争の記憶を次の世代へ継承するため、本別高校を会場にした公開座談会や資料館企画展のボランティアガイド学習会において、語り部のお話を聞いて、会員同士が学び合う取組も継続しております。

さらに、令和2年からは7月15日にシャッターを切ろう7・15忘れないプロジェクト@ほんべつの取組を開始し、時代とともに薄れ行く悲しみと現在の平和な日常の尊さを忘れないために、本年度もあなたが見た7月15日の写真を募集し、9月20日から来年2月28日の期間、資料館で写真展を開催する予定です。

これからも十勝で最大、北海道でも5番目に大きな被害を受けた本別空襲の記憶を風化させることなく、しっかり後世に伝え、恒久平和への願いと、二度と悲惨な戦争を繰り返さないとの思いを醸成するため、本別ならではの平和教育をほんべつ学びの日祈り風事業の一環として進めてまいりますので、今後とも御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） ただいま資料館での展示活動等についてありました。帯広などの婦人団体が本別の展示は非常に参考になるということで、毎年のように来ていることを申し伝えておきますけれども、子どもたちの取組で総合学習や学びの日の活用ということなのですが、これは本別町の児童・生徒の教育の中に、カリキュラムというか、予定としてきちんと組み込まれて進められていくものなのかどうなのか、その点について再度伺います。

○議長（高橋利勝） 武田教育次長。

○教育次長（武田敏英） 阿保議員の再質問に答弁したいと思います。

平和教育というところで、学習指導要領のほうには、社会科の授業の中で平和についての学習をすることになっております。その中の一つとして、本別の空襲のことも取り上げて学習のほうを行なっております。資料展の展示そういうことを校長会等で学校のほうにお知らせしまして、展示会を開催していますということで、利用のほうをお願いしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○10番（阿保静夫） 終わります。

○議長（高橋利勝） 次に、4番石山憲司議員。

○4番（石山憲司） 議長のお許しを得ましたので、通告いたしました1問につきまして質問いたします。

防犯カメラの設置と運用について。

防犯カメラは、児童・生徒が安心して通学できる環境整備として、また、犯罪防止や行方不明者の捜索に有効であると考えます。

まず、第1点、防犯カメラに対する基本的な考え方をお伺いいたします。

過去に防犯カメラは、抑止力を含めた地域防犯力向上に有効な手段であるとの見解が示されております。町長として、変わりないか、お伺いいたします。

2点目、関係機関との協議及び設置場所についてでございます。

さきの質問のとき町長答弁にありました、関係機関との協議の内容結果について、また、設置場所については、前回、私の質問の中におきまして、市街地、三つの橋と仙美里、勇足の5か所を提案させていただきました。答弁として、調査・研究、検討することでありましたが、その検討結果についてお伺いいたします。

3点目、設置する場合の町民のプライバシーに対する不安解消について。

町民の中には、録画された画像の活用の仕方等に不安を持たれる方々もおられます。管理・運用のガイドラインの策定と、警察等の捜査機関との協定について、改めて見解をお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 石山議員から御質問の防犯カメラ設置と運用について答弁いたします。

まず、防犯カメラに対する基本的な考え方ではありますが、防犯カメラを設置することにより、犯罪の抑止力効果が働くため、地域の防犯力を向上させることができる一つの手段であると考えております。

2点目の各関係機関との協議及び設置場所についてであります。石山議員からの御質問を受け、町といたしましては、平成30年11月より、既に防犯カメラを設置している市町村の取組などを聞き取り、その後、役場内関係部署であります教育委員会、子ども未来課、住民課、保健福祉課や警察などと協議を重ねてまいりました。

議員も御承知のとおり、本別町では児童・生徒を対象とした見守り事業として、警察署や生活安全推進協議会、自治会などと連携し、緊急時には子どもが駆け込める子ども110番の家を設置したり、通学路の安全・安心活動として、青色回転灯パトロール隊、さらには、すきやきたい、交通指導員、各学校における見守りなど、町民皆さんによる、見える防犯活動の実践によって、本別町におきましては、刑法犯罪が少ない状況に治まっていると捉えているところであります。

しかしながら、防犯カメラの役割につきましては、議員御質問のとおり、地域の防犯力の向上をさらに図ることができますことから、目的に沿った設置場所の選定など、設置に向けた準備を進めているところであります。

3点目の防犯カメラを設置する場合の町民の皆さんのプライバシー確保や映像活用の不安に対する管理・運用ガイドラインの策定及び警察等捜査機関との協定につきましては、これまでの実施市町村のガイドラインを参照しながら、生活安全関係団体や関係機関との協議を行ない、町民皆さんの御理解をいただいてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 石山議員。

○4番（石山憲司） それでは、再質問させていただきます。

まず、1点目でございますけれども、佐々木町長においては、有効性について、一つの手段という点でございますけれども、有効なものであるということは認識されているということで理解いたします。

2点目の関係機関との協議、それから設置場所について、今、答弁でいろいろございましたけれども、平成30年から他町村との聞き取りをされておられると。その具体的な内容をお伺いいたしたいと思えます。

というのは、平成30年ですので、その前に設置されていることと思えますが、十勝管内でも、その時点で、多分私の記憶では、鹿追町とか広尾町では設置されておりましたし、この時点で既に警察との協定等もそれぞれの町は結んでおられました。その辺の確認がどうであったのかという点を1点お伺いいたします。

それから、生活安全推進協議会とか自治会との協議と言われましたが、これはあくまでも、子ども110番の関係ではないかと思えます。防犯カメラは、その時点ではなかったのではないかと、過去の答弁上からも推察するところでございます。

確かに本別町は、見える防犯活動、これは一般の町民の方も含めまして、非常によくやっているほうではないかと私も理解しているところでございます。

その中で、私はお聞きしたいのは、実は場所につきましては、さきの質問のときに理事者サイドから、場所について指定しなければ分からないという逆質問の中で、私のほうから橋です。橋については、逃げる場所がない。答弁上では、たしか、見晴らしがよいので安全であるというような答弁をいただいておりますが、逆に逃げる場所がないのが橋であるという提案をさせていただきました。それに対する答弁が今の中に入っておりますので、その辺について確認させていただきたいと思えます。

それから、3番目のプライバシー関係、これは既に本別町でもドライブレコーダーのときに質疑の中で、ガイドラインは設定して行ないますという答弁がございました。既に今年度設置でございますので、ガイドライン等はできていますと思えますので、それを絡めて、防犯カメラについてはどうなのか、改めてお伺いいたしたいと思えます。

○議長（高橋利勝） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 石山議員の防犯カメラの設置につきましての再質問に答弁させていただきます。

まず、他町村の状況ということでの取組であります。石山議員からの御質問を最初に、平成30年9月にいただいておりまして、その後、10月に広尾町、また、千歳市が情報収集中ということで、情報を得ましたので、そういったところに電話で確認をさせていただきます。翌31年2月には、士幌の防犯カメラ設置、また、上士幌の設置状況等について確認をさせていただきます。

この中での町村の聞き取りといたしましては、やはり設置する場所、電柱であるのか、また街路灯であるのか電話柱であるのかという設置の状況ですとか、費用、またその記録したものの見方ですとか、またその効果等についてお聞きをしているところがあります。ある町では、本別町のように団体が、先ほども見える活動ということで町長答弁させていただきましたが、通学路における事件が発生したときに、そういった団体が機能していないということで、そういったことを補うために10台ほど、学校の通学路を中心に配置したというような形で、これらについては全て単費の中で行なってきたというようなことを聞き取りをしております。

また、生活安全推進協議会での協議というところではありますが、ここ2年ほど総会がコロナの影響で開催されておりませんで、そういった部分が残念ながら協議がなかなかできていないというような状況にありますが、先ほど町長答弁の中でお話しさせていただきましたとおり、役場内の関係機関で平成30年11月から5回にわたって、そういった市町村の状況ですとか、また、設置業者のお話ですとか、そういったものを検討しながら、先ほど町長答弁で申し上げたとおり、見える活動が本別町はできているというような判断の下、今すぐに設置する必要はないのではないかというような検討を行ってきたところであります。

また、石山議員から5か所の設置場所について御提案をいただいております。この内容につきましても、通学路を中心とする内容ということでございまして、今後、議員の御質問にもあります行方不明者の捜索、また犯罪の防止といったところの目的で設置をするということで検討を進めていきたいと考えておりますので、その目的に合った場所の選定について、生活安全推進協議会、さらには福祉の団体等と、例えば行方不明者の捜索に使うという形になれば、そういった団体ともどこの場所が的確であるのかという場所についても協議していきたいと思っております。

最後に、プライバシーの部分であります。議員おっしゃるとおり、循環バス、スクールバスのほうにもドライブレコーダーを設置をしまして、ガイドラインを定めて運用させていただきます。そういったものも活用しながら、今後、ガイドラインを定めまして、町民の方々にそういった利用目的、また効果などをお伝えしながら、理解をいただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 石山議員。

○4番（石山憲司） それでは、改めまして確認させていただきたいと思います。

平成30年から5回にわたって内部協議、その他いろいろ他町村を含めまして聞き取りをしてきたということでございます。そして前回、私が質問いたしました3か所の橋と2か所を含めた5か所についての検討は具体的にどうだったのかを改めてお伺いいたしておきます。

それから、3点目のドライブレコーダーは、既にガイドラインができていているという答弁でしたが、具体的にどういう内容なのか、お話しできる範囲でお願いしたいと思いますが、ドライブレコーダーも犯罪防止に役に立つという答弁もございましたが、捜査機関から緊急の場合の提出といいますか、資料提供を求められた場合に、警察を初めとする捜査機関の間に協定がなければ、一つ一つ本別町の個人情報保護条例に基づいて一々審議するのか、それとも速やかに出せる協定をドライブレコーダーでは結ぶという考えはあったのか否か、改めてお伺いしたいと思います。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩いたします。

午前11時45分 休憩

午前11時49分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 石山議員の再質問に答弁させていただきます。

5か所の場所の検討の状況ということであります。こちらのほうにつきましては、通学路を中心にする御提案ということで承っております。先ほども答弁の中でお話しさせていただいておりますが、通学路については、今までの見える活動である程度補えているということですので、行方不明者の捜索ですとか、また犯罪防止の目的を改めて検証する中で、設置場所については検討していきたいと。その中で5か所の箇所については、当然参考とさせていただきながら協議をさせていただきたいと思っております。

ドライブレコーダーの件につきましては、建設水道課長のほうにお願いいたします。

○議長（高橋利勝） 加藤建設水道課長。

○建設課長（加藤勉） ドライブレコーダーの関係の部分について答弁させていただきます。

今、石山議員のほうから、警察との協定を結んでおられるのかという部分でございますが、これにつきましては、捜査関係事項書が出されたときということになっておりまして、刑事訴訟の規定に基づきまして、捜査機関から犯罪捜査を目的として提供を求められたときのうち、捜査機関の事務の遂行に必要な不可欠であり、使用することにやむを得ない理由があると認められるときという内容になってございます。

以上でございます。

○議長（高橋利勝） 石山議員。

○4番（石山憲司） それでは、最後の点です。ドラレコの点につきましては、協定は結んでいないと。ただし、要請があれば速やかに提出できるということで、多分これは防犯カメラについても同様にいくのだというふうに理解させていただきます。

それでは、2点目の検討関係でございますけれども、私が提案したときには、既に、今、答弁の中にもありましたが、通学路ばかりではなく、本別の地勢上、橋というのは、行方不明者とか犯罪等において極めて、本別の場合は有効であるという話はさきにもさせていただいております。

そして、今の答弁でも、検討させていただきたいと。私はこの質問を何回かしておりますけれども、全て検討をさせていただきで終わっております。検討した結果が全然聞こえてこない。このようなことはどうかと私は思います。少なくとも一般質問でされた中で、検討というものがあれば、次の定例会までには、書面でも何でも結構ですが、何らかの形で検討結果というのは報告いただければありがたいかなと思っております。

特に、昨年までの町の執行方針には、常にコンプライアンス、スピーディー、アカウントビリティ、説明責任というのは必ず入っていたと思います。説明責任を果たす意味におきましても、一般質問の答弁でされたことについては説明責任を果たしていくべきではないかと思いますが、その辺の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（高橋利勝） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 石山議員からの質問に答弁をいたします。

前回までに御指摘のあった5か所、橋3か所を含め、そこをどのように検討したのかと、さっぱり見えないというお話でした。

その辺を私どもは、今年に入りましてからですけれども、警察署とも協議を行なっております。その中で、通学路に設置するのは一番いいだろうというお話もありましたし、また、橋の関係です。橋の上は風による落下、そしてデータを取り出すのに高所に登る必要があることから危険だというお話も受けてございます。これらをまた再度検討しまして、いずれにいたしましても、次年度の設置に向け、検討してまいりたいと。そのために、先ほど1回目の答弁で申し上げましたが、今、設置に向けた準備を進めているところでございます。設置場所も5か所がいいのか7か所がいいのか、そこらもひっくるめて再度検討してまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、財政的な面もございまして、その辺もしっかりと見極めながら、より有効に活用できる設置としたいと思っておりますので、御理解を願いたいと思っております。

また、この検討結果について、この後、書面等による報告義務は私はないと思っておりますので、その辺も御理解いただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 石山議員。

○4番（石山憲司） 最後の1点だけお伺いいたします。

確かに、答弁に対して、検討結果を報告する義務はございません。私がさっき申し上げましたとおり、本別町は、スピーディー、コンプライアンス、アカウントビリティと
いうのを施政方針に掲げておられました。その説明責任の中にこれは入るのではない
ですかということで、その辺について十分検討していただきたい。それについて、再度、
もう一度確認させていただきたいと思います。

○議長（高橋利勝） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） お答えをいたします。

検討結果につきましては、しっかりと報告をさせていただきたいと思いますが、た
だ、私が先ほど申し上げましたのは、書面による報告義務はないということで捉えてお
りますので、御理解を賜りたいと思っております。

○4番（石山憲司） 終わります。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午前 11時57分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

11番藤田直美議員。

○11番（藤田直美） 議長のお許しをいただきましたので、2問について一般質問を
いたします。

1問目、子宮頸がんを防ぐために。

日本では年間約1万人の女性が子宮頸がん罹患し、約2,900の方が亡くな
られています。子宮頸がんを苦しむ女性を減らすため、1人でも多くの女性が若いうちに
HPVワクチンについて正しい情報に接した上で、接種を検討していただくことが重
要と考えております。

HPVワクチンは、平成25年4月に小学校6年生から高校1年生を対象とした定
期接種を勧奨し、公費助成が可能となりましたが、接種後の健康被害の報告から、接種
希望者の機会は確保しつつ、積極的な勧奨を一時的に差し控えるべきとされました。

国の有識者会議において、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回るこ
とが認められたため、令和3年11月26日に積極的勧奨差し控えの状態を終了する
ことが決定されました。基本的に、令和4年4月から個別の勧奨を順次行なうことと
してまいります。

そこで、一つ目、HPVワクチンの有効性について、本町の考えと接種の状況を伺
います。

二つ目、接種を希望する人が定期接種の機会を逃さないよう、定期接種の内容に加

え、正しい理解の下、要否を選択するため、そのメリットやリスクなど、定期接種の対象時期を迎える前に、対象者やその保護者などへしっかりと情報提供をするべきと思いますが、本町の取組について伺いたいと思います。

三つ目、定期接種が継続していたことを知らず、有効性や副反応の不安から接種機会を逃してしまった人への支援は、今後どのように考えられているのか伺いたいと思います。

4番目、子宮がん予防の観点から見た学校教育の取組について伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 藤田議員の子宮頸がんを防ぐために、について御答弁申し上げます。

1点目のワクチンの有効性についての認識と、これまでの接種状況についてであります。子宮頸がんから検出されるヒトパピローマウイルスには多くの型があり、現在、認可されているワクチンは、このうちがんから最も多く検出されているものを組み合わせた2種類が使用されています。しかし、既に感染している場合のウイルスを排除したり、病気の進行を抑制する作用までではないため、あくまで感染する前に予防することが重要となります。

そのため、日本産婦人科学会、日本小児科学会等では、10歳から14歳までの女性に対する接種が最も推奨されており、次に、15歳から26歳までの女性への接種が推奨されています。また、希望者であれば45歳までの女性にも接種が勧められているところでもあります。これを受けて、国の定期予防接種としての対象者は、小学校6年生から高校1年生相当の女子とされています。

認可されているワクチンは、原因ウイルスに対する予防効果に関しては、高い有効性が示されていますが、ワクチン接種を受けた場合でも免疫が不十分である場合や、ワクチンに含まない型のウイルスによる感染も起こり得るため、定期的に子宮頸がん検診を受け、早期発見することが現時点でできる最善の予防対策となっております。

これまでの接種状況につきましては、定期接種開始の平成25年4月から令和3年度末までの9年間で実人員15名の接種となっております。

2点目の対象者への情報提供につきましては、対象者には、年度当初に個別での案内を行っており、ワクチンの効果と副反応などの情報についてお知らせしているほか、不安のある方への相談にも応じております。

今後ほかががん予防と同様に、センターだよりやホームページ等で病気の予防についての周知を行ってまいります。

3点目の接種機会を逃した人への支援であります。定期接種開始後間もなく積極的勧奨が差し控えられ、令和3年11月26日に差し控えが終了するまでの長期間にわたって接種機会を逃している方に対しましても、救済措置として、平成9年4月2日

から平成18年4月1日までに生まれた女性をキャッチアップ対象とするほか、令和7年3月末までに、定期接種の対象者から外れる平成18年4月2日から平成20年4月1日までの間に生まれた女子につきましても接種対象者として随時周知してまいります。

4点目の子宮がん予防の観点から見た学校教育の取組についてであります。子宮がん予防の観点での学校教育の取組はありませんが、中学校保健体育科の単元、健康な生活と病気の予防の中で、感染症とその予防でワクチン接種の働きを学習し、がんにつきましても同様の単元で、がん予防やがん検診、そして早期発見、早期治療について学んでおります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 藤田議員。

○11番（藤田直美） 再質問させていただきます。

HPVワクチンは、2013年4月に国の法定接種となりましたが、接種後に健康被害を生じたという報告を受けて、その2か月後に積極的勧奨を差し控える勧告通知を出しています。かつて70%以上だった接種率が、その後1%未満になりました。

本町の接種の状況は、先ほど9年間で15名ということでしたが、パーセンテージにしてどれぐらいなのかなという点と、接種による健康被害の報告というのはあったのか、なかったのかという点を伺いたいと思います。簡単な相談とかもなかったのかということも伺いたいと思います。

厚労省は、国内で接種率1%未満の状態が続いた場合、2年前の調査では、50年間で罹患される方が5万9,000人以上になる、1万人程度の方が超過死亡につながるというふうな推計も出されております。WHOで指摘されておりますのも、日本の接種率の低さということでございます。定期接種を知らなかった、あのとき受けていればよかったと思う人がいないようにしなければならぬと思っております。

その点で、今年度から個別の通知が行なわれる方法と、これまでどのようにされてきたかということです。その点を伺いたいのと、対象者への個別通知による影響について、どのように捉えているのかという点を伺いたいと思います。

その一方で、今も積極的勧奨の間に接種を受け、副反応被害として、全国的に見ると130人以上の方が国と製薬会社を相手に裁判が行なわれております。厚労省のパンフレットには、子宮がんの危険性とワクチンの有効性が強調されており、副反応に関する情報が少ない、リスクが薄らいだかのような誤解を受けるなどの意見がありますが、その点についての見解も伺いたいと思います。

3番目に質問しましたキャッチアップの関係ですが、接種の機会を逃したための救済措置ということで、キャッチアップ対象者、公費負担とする対象者の方は先ほどお知らせいただきました。12歳女子での接種率が2020年に70%になり、13歳から20歳までの女子、接種率についても、50%にキャッチアップ接種が行なわれた場

合、接種率60%、かつ高い効果のあるワクチンを使った場合、それぞれ83%や78%抑制できるという推計も出されております。

副反応のリスクや検診の重要性を含む十分な情報提供をして判断をしてもらうということがかなり重要になると思いますが、ワクチンの接種後に多様な症状が出たときの対応など、どのようになっているのか、予防接種法に基づき行なわれると思いますが、副反応による健康被害が確認された場合の救済措置なども示されているのか、その点についても伺いたいと思います。

また、4番目、教育の関係ですが、日本産婦人科学会では、文部科学省に、小中学校でのがん教育の充実なども求めております。これは、子宮がん、子宮頸がんにあっては、性感染症が原因の一つであることや、男性、女性に限らず、接種対象者が自らの行動で感染を予防することができることや、ワクチンの効果や目的をしっかりと理解させるために必要だと示されております。昨日の北海道新聞にも子宮頸がんが2度の手術の体験で、子宮を摘出し、子どもを産むことができなくなり、ワクチンによる予防と検診の大切さを中高生に訴えているような記事が載せられておりました。今後も様々な見地からの情報が出てくると思われませんが、学校で子宮頸がんに関しての、この部分に関しては、性感染症に関わる問題もあるということで、性教育が大事であるということも言われております。その点についての考えを伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 藤田議員の子宮頸がんワクチンについての御質問に答弁させていただきます。

まず、順番的に違ってくるかもしれませんが、定期接種を知らなかった方々のための周知をどのようにしているのか、また、キャッチアップ対象となっている方々への、同じように周知、また、副反応の救済措置ですとか、そういったおそれがあるということについて、どのような周知をしているのかという点について答弁させていただきます。

まず、4月20日に、一般的な小学校6年生の女子と保護者に向けて、平成20年度生まれの女子、21年度生まれの女子に通知を出しております。併せて、平成9年から平成17年度生まれの女子とその保護者に対しましても、また新たに文面を少し変えまして、御案内を4月20日にこちらもお出ししております。

また、キャッチアップ対象となります平成18年度、19年度生まれの女子と保護者に対しまして5月19日に、こちらのほうも文面を対象者に合うような形に変えまして發文しております。こちらの文面の中には、今、議員がおっしゃったとおり、厚生労働省が積極的勧奨を差し控えた理由ですとか、経過を記載するとともに、子宮頸がん接種後に副反応が起きて、広い範囲にわたる痛みですとか、不随意運動の有無、また、そういった多様な副反応が起きたというようなことの報告もその文面の中に入れております。

また、こちらのほうも議員の御質問の中にもありましたが、この間、専門家会議の議論の結果、特段の懸念が認められない、また、接種することの有効性が副反応のリスクを上回るというような形の説明書きを入れまして、安全な評価を行ないながら接種を行なっていきますというような文面であります。

また、この接種については努力義務でありますということで、文面を付け加えている中で、不安な方については相談をしていただきたいということと、また、子宮頸がんワクチンに対するQ & Aなども同封いたしまして、御案内を差し上げているところであります。

本町の接種率というような部分でございしますが、正確な数字ではございませんが、先ほど議員も少しおっしゃってございましたが、1%程度ではなかろうかと思っております。

これまでの相談の内容であります。接種すべきか、また、どうしたらよいのかというような相談が多く寄せられているところであります。

また、接種後の副反応による健康被害があった場合につきましては、報告をいただきまして、北海道につきましては、札幌医大と北大、また、国の指定されている相談機関で対応するという形になっております。また、その中で補償が必要な場合につきましては、予防接種法と同様に、調査委員会に協議を付託いたしまして、そちらのほうで協議を行なう形となっております。

以上と思えますけれども、もし答弁漏れがございましたら御指摘をいただければと思います。

○議長（高橋利勝） 武田教育次長。

○教育次長（武田敏英） 藤田議員からの4番目の子宮がん予防の観点から見た学校教育の取組について答弁させていただきます。

先ほど答弁の中にもありましたが、中学校の保健体育科の中で、健康な生活と病気の予防というところで感染症について学習しております。その感染症の予防の中で、性感染症の予防についても学習しております。また、感染経路の理解、それと効果的な予防についての学習をしております。

特に、がん予防ということで取り扱われておりますので、子宮頸がんの特化したものではないということになっております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 一つ答弁漏れがございましたので追加をさせていただきます。

本別町で接種をされた方の15名のうち、健康被害はあったのかという御質問が漏れておりました。本町の15人に対しては健康被害の報告はございません。

以上です。

○議長（高橋利勝） 藤田議員。

○11番（藤田直美） このワクチン接種に関しては、もちろん効果ですとかリスクを必ず理解の下、任意、努力義務となっているので、受けていただきたいという思いがございまして。1人でもそれで多くの命が救われるのであれば、ぜひ受けていただきたいという思いで私はおります。

今後とも様々な見地からの情報が出てくると思いますが、それによって相談件数も増えてくるということが予想されます。相談体制ですとか、専門的な見地からの受けも必要になってくると思いますが、その支援を受けられる予定があるのかどうかという点と。

先ほど中学校での授業のお話も出ておりましたが、12歳から対象になっているということで、小学校でも子宮頸がんワクチンについて周知されるべきではないかと思っております。

また、検診が大変大事だという部分も言われておまして、ワクチン以外にも検診に関しても本別町はどのような状況であるのかというのを聞きたいと思っております。また、検診によって、検診の受診率が低いということであれば、またさらに検診を高めていくような取組も必要ではないかなと思っております。受診率が大変低いという状況なので、また、検診に対しても、女性特有の病気の場合、なかなか若い方は検診に行かないという状況がございまして、検診についての取組について伺いたいと思っております。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩いたします。

午後 1時54分 休憩

午後 1時58分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 藤田議員の再質問について答弁させていただきます。

様々な見地から相談体制を構築するべきというような御質問でありました。国からの情報につきましては、逐次情報を得ておまして、また、予防接種に関する研修も受けておまして、最新の情報を得ておりますので、その知識をもって、相談があった場合については対応させていただいております。

また、医療の専門分野につきましては、医師のほうに引き継ぐなど、また、医師からの意見を聴取するなどして、ちょっと時間をおいた中で回答させていただき、紹介させていただくというような形を取っております。

子宮頸がん検診の受診率であります。令和元年度の実績になります。受診率、北海道は15.7%に対しまして、本町は16.6%、ちょっと高いような状況にあります。

また、検診率を上げるための取組といたしましては、20歳の女性に対しまして、はがきでのお知らせ、また、未受診である女性に対しまして、同じようにお知らせ、後ポスターですとかケアセンターだよりの中で随時紹介をさせていただいたり、チラシな

どを乳幼児健診、また、子育て支援センターなどにも配置をしながら周知を図っているところでもあります。

以上です。

○議長（高橋利勝） 武田教育次長。

○教育次長（武田敏英） それでは、答弁させていただきたいと思います。

小学生の部分にも学習してみてもという質問かと思いますが、今、小学校の学習指導要領の中では、がん予防に関する記載は含まれておりません。小学生にとっては、先ほど藤田議員からもありましたが、内容が複雑なのでまだ理解し難いところがあるのかなと思われまます。小学生に対しては、健康管理センターからの通知等を見ていただいて、本人もそうですが、保護者のほうに判断していただければなと思っております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 藤田議員。

○11番（藤田直美） 今、小学生の関係を聞きましたが、複雑であると、難しいという、子どもに対しては、そういうことで理解をするところですが、命の大切さですとか、がんは恐ろしい病気だということから、もう少し踏み込んだ、病気の種類ですとか、そういう部分も独自に教えてもいいのかなと考えます。

また、児童・生徒に限らず、保護者に対しても、理解を深める機会といえますか、学校においてもそうなのですが、町全体として、接種を受ける側、接種を担当する医療者の双方がワクチンについて、たくさんの根拠に基づく正しい知識を共有した上で、信頼関係の下、接種をするということが大事だと思っております。また、一人一人自らが選択するということが重要で、先ほど言った学校においてでもですが、専門的な知識、産科婦人科の医師などに直接聞く機会といえますか、勉強する機会があるとよいと思いますが、その点について伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩いたします。

午後 2時03分 休憩

午後 2時06分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 藤田議員の再質問について答弁させていただきます。

議員おっしゃるとおり、ワクチン等に対する正しい知識を持っていただくというのは当然のことだと思いますし、その知識を基に自ら選択していただくというのが原則でありますので、そういった正しい知識が判断できるような、リスクですとか有効性をそれぞれ今後ホームページですとか健康だよりの中でお伝えをしながら、皆さんに周知を図っていきたくて考えております。

現在のところ専門的な医師等によります講演会等は準備しておりませんが、そういった医師からの御意見なども広める機会、先ほどのホームページ、健康だより等にな

ろうかと思いますが、そういった部分を御紹介できる機会がありましたら、検討してまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 高橋教育長。

○教育長（高橋哲也） 学校現場における取扱いについての質問にお答えしたいと思います。

ワクチンの重要性でございますけれども、やはり武田次長、答弁ありましたとおり、短い時間の中でといいますか、複雑な要素を持っているかと藤田議員もおっしゃられていたと思います。なかなか限られた時間の中で、いわゆる児童にとっては、先生は、しなさいと言ったのか、あるいはしなくてはいけないのか、先ほど言いましたように、義務なのか努力目標なのか、そういったところの判断もあると思いますし、最終的には、長屋課長からもありましたとおり、保護者の方に適切な情報提供がされているというところに、学校現場としては委ねたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 藤田議員。

○11番（藤田直美） 1問目を終わり、2問目に移りたいと思います。

通告しておりました2問目、誰もが安心して住むことができるよう、公営住宅の入居要件見直しを。

要旨。国土交通省は、住宅確保に配慮が必要とされる方々が増加傾向にあるとして、住宅セーフティネット機能の強化を図っております。本町においても住宅セーフティネット機能が果たされているのか伺います。

民法改正により、国は、連帯保証人の確保を前提とすることからの転換を求めてから約2年がたちました。

本町は、以前私も一般質問をしましたが、本町は、2人の保証人は継続し、新たに個人に保証契約として極度額を設けました。100万円とし、1人50万円。本町は2人保証人を置いているので、1人50万円ということになっております。今後も身寄りのない高齢者や障がい者、DV被害者などの一時避難など様々な形で住宅確保要配慮者に対応することを考えると、保証人確保は大変困難であると考えております。

一つ目、現在も保証人を2人とする理由と、保証人死亡や事情により保証人が立てられず、免除されている人はどのぐらいいるのか。

二つ目、社会福祉協議会で実施している生前・死後の事務委任契約を利用している人、そのほかにも安心サービスなどあると思いますが、利用している人と今後の利用の傾向についてですが、どのように考えているのか。

三つ目、入居要件に家族や婚姻、扶養など、各種証明書の提出を求めています。パートナーシップ制度の導入に向けて研究をしている市町村があります。同性パートナーなど、公的に関係を認めるもので、本町でも保証人廃止と入居要件の見直しに向け

て調査・研究すべきと思いますが、考えを伺います。

○議長（高橋利勝） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 藤田議員の誰もが安心して住むことができるよう、公営住宅の入居要件見直しをについて答弁させていただきます。

1点目の現在も保証人を2名にする理由と、諸事情により保証人が免除されている人について、まず、保証人を2名としている理由でございますが、滞納等が発生した場合、100万円程度の債務が生じることが予想されることから、最大限度となる極度額を100万円を設定をし、1人当たりの負担額を50万円に軽減するため、連帯保証人を2名とさせていただいております。

また、諸事情により連帯保証人が立てられず、免除されている方は、現在1人いらっしゃいます。

次に、2点目の社会福祉協議会で実施している生前・死後事務委任契約事業についてでございますが、死後事務委任契約事業につきましては平成29年度から、生前事務委任契約事業につきましては平成30年度から、それぞれサービスを開始しているところであります。

サービスの利用状況は、死後事務委任契約事業が事業開始以降8人と契約をし、1人は契約を実行、1人は転出し、現在は6人と契約を継続している状況にあり、生前事務委任契約事業につきましては、事業開始以降4人と契約、1人は死後事務委任契約への移行、1人は転出し、現在2人と契約を継続している状況となっております。

具体的には、葬儀や納骨、財産整理や契約解除手続等を行なう死後事務委任契約事業と身元保証や緊急連絡先としての契約をする生前事務委任契約事業がありますが、いずれの事業も徐々に契約件数が増えている状況にあり、現在も潜在的なニーズはあるものと思われまして、今後も高齢者単独世帯数が横ばいで推移すると予想されることから、重要なサービスの一つであると捉えております。

次に、3点目の入居要件のパートナーシップ制度の導入と、保証人廃止の入居要件見直しについてでございますが、公営住宅の入居要件は、公営住宅法に基づくものであり、同居人の関係性は各種証明書で確認をさせていただいているところであります。

パートナーシップ制度につきましては、本町において、現時点ではそういった御相談や事例は特にありませんが、独自での取組で制度化している自治体が増えてきておりますので、今後も他の市町村の状況を見ながら制度の調査・研究を行なってまいりたいと考えています。

次に、保証人の廃止についてでございますが、連帯保証人を設定することにより、入居者への緊急時の対応はもとより、親族や入居者の状況を理解している方として、親身かつ迅速な対応が期待でき、さらに家賃等の債務への対応と、その保証をしてもらう必要がございます。

これらの連帯保証人の確保が入居の支障にならないよう、災害、DV、犯罪などの被

害者について、連帯保証人を免除できる規定を設けておりますので、連帯保証人の確保につきましては、御理解をお願いしていきたくと思っております。

引き続き、今後も社会情勢を鑑みながら、入居の要件等につきましても、さらに制度の調査・研究を行なってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 藤田議員。

○11番（藤田直美） 再質問させていただきます。

公営住宅の入居の際に保証人を必要としない自治体が全国的にも増えてきてはいますが、いまだ半々ぐらいと。その理由も、滞納の抑制というような事例も挙がってきているようであります。本別町も特別な事情により保証人が免除されている方がいますが、様々なサービスを利用されて入れるようにしていると認識しておりますが、そもそもセーフティネット機能を持つ公営住宅に保証人が必要なのかということをおは思っております。本別町では、保証人が家賃滞納に対して債務などを行なった事例があるのかどうか、私が聞いた限りでは、そのような事例がないというようなことも伺いましたし、緊急連絡先としての役割もあるということも伺っております。緊急連絡先とするのであれば、近くに親族がいないという場合は、地域の人など、様々な委任契約を結んでいる方たち、後見人の方たちなどを記載すればいいことなので、基本的には、保証人という部分では要らないのかなというおは見解でありますが、その辺の考え方をもう一度伺いたいのと。

もともと連帯保証人制度というのは、家賃の滞納を抑止する目的で、原則確保ということで、公営住宅法で定められてきたと思っておりますが、民法改正の時点で、それを前提としない、保証人を置くなれば極度額の設定をすることが義務づけられ、その極度額もそれぞれの自治体によって金額も違っているという状況だと思っております。極度額に関しても、現在、極度額の金額的には管内ではどのような状況なのかということと。それも自治体の判断に委ねられている部分が大変多いということから、本町として判断できる範囲というのはないのかどうかという点を伺いたいと思っております。

○議長（高橋利勝） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） 藤田議員の質問に答弁をさせていただきます。

順番のほうがちょっと狂うかもしれませんが、緊急連絡先等があれば連帯保証人は要らないのではということが、まず1点あったかと思っております。これは、もしもの場合でございしますが、連帯保証人に何かあった場合ということで、そのときには、債務の回収等については、入居者に対して回収を求めていくことになっていきます。また、家賃等を滞納されている中で、何らかの事情があると思っておりますが、これらを長期間放置していくということにもできませんので、最終的には司法手続に移っていくようになっていくと思っております。これらの法に基づく手続としまして、債権を回収するということは、心情的にも極力避けたい部分でございしますが、分納などの相談にも応じていきながら、連

帯保証人にはできるだけ負担がないようにしているところであります。そのようなことで、今後の連帯保証人については必要であると考えております。

2点目ですが、保証限度額の件でございます。1人50万円、2名ということで定めております。これらにつきましては、公営住宅法の中で、算定基礎額となる公営住宅の家賃が決められております。その中で、家賃の算定基礎額の最高額というものが9万1,100円と定められているところがございます。一般的な事務の処理手続の流れとしましては、滞納から始まりまして、訴訟、判決確定の強制執行までということで、一連の流れとなりますと、長期間にわたりますと、約12か月間程度を要することになります。その中で、家賃算定基礎額の最高額、月額9万1,100円掛ける12か月ということで、およそ100万円という金額になってございます。この100万円に対しまして、最大限度の限度額として設定しておりますが、連帯保証人に対する、1名では100万円という部分については負担が大き過ぎるという部分もございますので、2名で設定させていただいているところがございます。

3点目でございますが、保証人が債務負担した事例はあるのかということでございますけれども、今現在、今までにはないということになってございます。

管内の連帯保証人の状況という話があったかと思えます。現時点での管内状況としましては、保証人に対しまして、必要だという市町村、現在11町村。不要ということで8町村となっている状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩いたします。

午後 2時24分 休憩

午後 2時35分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） 藤田議員の質問にもう一度お答えさせていただきます。

先ほど連帯保証人の十勝管内の状況ということで、町村数だけをお話ししてしまい、極度額設定の部分でございますが、極度額の設定につきましては、管内、本別町を抜きまして、家賃12か月分としているのが4町村、40万円としているところが1町村、極度設定記載なしということで5町村という内訳になってございます。

それと、極度額を決める裁量の、どこまで本別町のほうでという質問だったかと思えますが、この部分につきましては、先ほどお話しした中で、極度額1人50万円で2名ということで本別町で決めさせていただいております。これらにつきましては、本別町の考えとして進めている状況でございます。

以上です。

○議長（高橋利勝） 藤田議員。

○11番（藤田直美） 私が質問した趣旨とちょっと違ったので、もう一度言わせていただきますが、本町としての裁量というところでは、要件設定として、極度額も含め、要件設定について本町で決めてよい部分というのはどのようなことがあるのかということでは伺ったのですが、私の説明も悪かったと思うので、続けさせていただきますが、保証人をお願いする際、1人50万円ということは、とても私は高額だと思っております。

また、各様式についても、申込書、申し込む時点では、保証人のところに、上記の者、入居許可されたときは、関係法令を遵守させるとともに、もしこれに違反した場合は、私などが連帯して全責任を負いますと書かれておまして、氏名、捺印。もちろんいろいろ設定されているものがあります。また、入居が決まったときには、さらに、私は、上記の者の入居に当たり、本別町公営住宅管理条例及びその他の関係法令を遵守させ、これに違反し、本別町に損害が生じたときは、下記に記載する極度額を限度額として、連帯してその債務を負担いたしますというのがあるのですが、これをもって、お願いする側もお願いされる側も大変困難であると、壁になっていると思われぬのかどうか、その点についても伺いたいのと。

入居要件の中には、単身であれば、60歳以上という記載とかもございます。高齢者や子育て世代の生活困窮のためという、私の中でも公営住宅のイメージがありますが、その部分についても、町村独自で要件というのを考える、公営住宅法に定められている中で、独自で決められることはあるのかどうか、昨今の社会状況を考えますと、実際、単身の若者でも、その他の事情があって入られている方がいると思いますが、同居人の総所得を提示するのであれば、低所得者であれば年齢は関係ないのかなということも考えられるのではないのでしょうか。

また、先ほども出ていましたパートナーシップ制度の関係なのですが、独自の運用の準備が進んでいる帯広市では、様々なサービスや社会配慮を受けやすくするために、公営住宅の入居者にも、パートナーシップ利用者にも広げるということも示されています。このような社会状況の中、本別町も、誰もが安心して暮らせる多様な家族を認める社会の動きというのを広めていくことがいいと思いますが、その辺の考え方について伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩いたします。

午後 2時40分 休憩

午後 2時40分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 藤田議員の質問に答弁をさせていただきます。

連帯保証人の関係でございます。それぞれ様式等がありまして、責任を負うとか、もしくは所得制限、さらには年齢等々ありますが、これは今まで、通常、社会通念上とし

て、公営住宅の連帯保証人に限らず、そういった手続上こういう書面になってございます。ただ、今後につきましては、保証人の廃止とか、もしくは、先ほども出ていましたパートナーシップ制度等々について、いろいろ町村でも改正、変更が続いておりますので、私、先ほども第1回目の答弁で申し上げましたが、今後も社会情勢を鑑みながら、入居の要件等につきましても、さらに制度の調査・研究を行なってまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたく思います。

以上、答弁といたします。

○議長（高橋利勝） 藤田議員。

○11番（藤田直美） 本別町も遅れることなく進めるべきと思っております。これに関しては、要件ですとか、様々な町で取り組まれているパートナーシップの研究ですとかを進めていくべきと思いますが、今後の取組として、何か具体的にこのようにしていくというようなことがあるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 答弁申し上げます。

現段階において、具体的な取組というのはまだ決定してございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○11番（藤田直美） 終わります。

○議長（高橋利勝） 次に、3番梅村智秀議員。

○3番（梅村智秀） それでは、これより一般質問を執り行ないます。

町議会議員として4年間の任期満了前、最後の定例会、一般質問の機会となりました。浅学非才の私に過分なる役割を与えていただき、議場へと送り出していただきました皆様、また、これまで町内外から叱咤激励をいただきました皆様に、この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。8月9日の任期満了まで、町の方々の小さな声、声なき声に耳を傾け、精いっぱい尽力いたしますこととお誓い申し上げます。

また、足元の悪い中、傍聴にお越しいただきました皆様に対しましても心よりの感謝を申し上げます。

それでは、通告済み3問につきまして、一般質問を執り行ないます。

1問目でございます。こちらは、一問一答、細目方式を採用いたしまして行ないます。子どもたちのマスク着用のこれまでとこれから。

質問要旨の記載でございますが、こちら5月下旬の政府見解について言及したものでございます。6月9日の質問通告後、6月10日には新たに文科省より、全国の教育委員会に対し、熱中症予防について、命に関わる重大な問題とし、マスクを外すことへの理解や協力を求め、それを周知することなどが通知されたことをも付言いたします。

それでは、1問目につきまして、通告書の読み上げを行ないます。

政府は、マスクの着用について、屋外で距離が確保できている場合や、屋内であっても会話が少ない状況ならばマスクは不要との見解を示した。子どもたちのマスク着用

について、本町の教育現場においても、個々の考え方や事情が尊重されるべきであるが、事実と見解を伺う。こちらにつきましては、マスクをつけたい方、外したい方、双方ということでございます。

1 番項、新たな政府の見解やマスクの着脱に関する報道等を踏まえ、本別町教育委員会は、子どもたちのマスク着用について、どのような見解と方針を有し、それを町内の各学校と共有しているのか、また、各学校は具体的にどのような運用を行なっているのか、事実と見解を伺う。

2 番項、マスク着用について、子どもたちや保護者の個々の考え方や事情等に対し、同調圧力や差別、実質的に無理強いすること等があってはならないことは当然のことであるが、これまでマスク着用を望まない、またはできない子どもや、それらの相談等を行なった保護者に対し、どのような対応等を行なったのか、事実と見解を伺う。

3 番項、夏季は子どもたちの熱中症対策が課題となる。熱中症は、屋外のみならず、屋内でも発症するため、屋内においても十分な対策が必要である。マスク着用による熱中症の発症や顔色が分からないため、体調不良等の発見が困難となることなどが懸念される。教育現場の負担と責任も生じることから、これらの対策として、これからどのような方針と見解を有しているのか伺う。

○議長（高橋利勝） 高橋教育長。

○教育長（高橋哲也）〔登壇〕 梅村議員より御質問のありました子どもたちのマスク着用のこれまでとこれからの1点目についてお答えさせていただきます。

マスクの着用につきましては、これまで学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに従い、身体的距離が十分に取れない場合にはマスクを着用し、感染対策に努めておりますが、5月20日に厚生労働省が公表したマスク着用の考え方及び就学時前の取扱いを受けて、文部科学省から5月24日に、学校生活における児童・生徒等のマスクの着用についての通知があったところです。

その通知では、マスクの着用が不要な場面について、現在の学校衛生管理マニュアルの記載をより具体の場面に即して明確化されております。

教育委員会といたしましては、明確化したマスク着用について、屋外では人との距離が確保できる場合、人との距離が確保できなくても会話をほとんど行なわないような場面、屋内においては、人との距離が確保でき、会話をほとんど行なわないような場面については、マスク着用の必要がない場面とし、各学校に通知、情報共有するとともに、各学校では担任や担当教諭が通知に基づき、マスクの着脱を指示をしております。

今後においても学校衛生管理マニュアル及び文部科学省からの通知に従い、学校とも情報共有をしながら、感染拡大予防対策を講じてまいります。

2点目のマスク着用、非着用をめぐる対応等についてお答えさせていただきます。

マスクの着用につきましては、1問目に答弁させていただいた、学校衛生管理マニュアルに従い、感染症対策に努めていますが、健康上の理由でマスクを着用できない場合

については、相談のあった保護者と協議をして個別に対応しているところです。

また、マスクの着用を不要とする主張などの考え方の違いにより、マスク着用を望まない保護者からの相談については、学校衛生管理マニュアルに従って、これまでと同様に、マスク着用について御理解と御協力をお願いしています。

いずれにいたしましても、健康上を理由にマスクを着用できないことにより、児童・生徒に不当な差別や偏見が助長されないよう対応してまいります。

3点目の熱中症とマスク着用に関する点についてお答えさせていただきます。

これから本格的な夏を迎えるに当たり、熱中症リスクが高くなりますが、登下校時や体育の授業、部活動の場面では、学校衛生管理マニュアルに従い、熱中症対策を優先し、児童・生徒に対してマスクを外すよう指導しております。その際には距離を確保したり会話を控えたりし、感染防止のための指導も併せて行なっております。

また、屋内においても、息苦しいと感じたときなどにはマスクを外したり、特に小学生など、自分でマスクを外してよいかどうか判断が難しい年齢の児童へは、教員から積極的に児童へ声をかけて、息苦しさを感じたときにはマスクを外すようにして熱中症対策を講じています。

今後においても、熱中症のリスクが高いことが想定される場面では、熱中症対策を優先し、児童・生徒にマスクを外すよう指導するとともに、気温の高い日には外での授業を行わない、あるいは水分補給を意図的に促す等、熱中症対策を講じてまいります。

いずれにいたしましても、今後も引き続き学校衛生管理マニュアルに基づいて、各学校現場における感染予防対策を講じてまいりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは、1番項につきまして再質問を行ないます。

こちら、子どもたちのマスク着用についてでございますが、町内の学校においても、その運用や方針等がまるっきり横並びの一律ではなかったと私自身は承知しているところでございますが、例えば屋外行事等において、子どもたちのみならず、保護者に対しても適切にマスクの着脱を求めたり、時と場合によってはマスクの着用が不要であると。また、教師自体もそのように取り計らっていたと聞き及んでいるところでございます。

これらにつきましては、教育委員会等の基本的な方針はきちんと踏まえておきながらも、学校長による適時適切な判断、いわゆる組織運営と申しますか、マネジメントと申しますか、というようなものであったのかなと察するところでございますが、教育委員会と各学校との関係性といいますか、そちらになってきますが、マスクの着脱というものについては、教育委員会が基本的な方針、マニュアル等を示しておきながら、適切に各学校長が判断をして運営を行っていた。つまりは、最終的には、マスクの着脱というものについては、各学校長の判断と責任においてなされていたと解してよろしい

のか、お伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 高橋教育長。

○教育長（高橋哲也） お答えさせていただきます。

最初にありました質問で、的的などころでもし外れていましたら御指摘いただきたいと思いますが、最初にありました、一律取扱い、各学校というところの御質問かと思えますけれども、基本的には、コロナの感染症における学校現場の部分につきましては、私も先ほどの答弁の中で何回も出させていただきましたとおり、文部科学省が示しております、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生マニュアル、これに従って実施しておりますので、基本的には、この方針が基となって、教育委員会あるいは学校現場に共通した認識の下で感染症対策が行なわれているということで御理解いただきたいと思えます。

当然学校現場における判断等、基本的には、マニュアルに書いてあることを実施するわけですから、その解釈が変わるといことは基本的にはありませんけれども、例えば疑義が生じた場合ですとか、そういった部分については、私どもと連携を取りながら、解釈だとか運用について協議をさせていただいたということの経過はございます。

以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 1番項でございますけれども、基本的な方針というものは、教育委員会と各学校で共有されていたと承知するところでございますが、適時適切な判断というものについては、当然、まるっきり、一切合切横並びということではなくて、基本方針は踏まえながらも、各学校によって、例えばA小学校においては、この時間においてはマスクを取り外していいよ、教員も外していいよ、B小学校においては、例えばマスク着用しているよとか、そういった実態というものがあつたのかどうか。今の御答弁からですと、まるっきり横並びということで、同じだったのかということについて、事実の確認をさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 高橋教育長。

○教育長（高橋哲也） 一つの具体例になろうかと思えますけれども、例えば卒業式ですとか、そういったところで歌を歌うだとか、そういったところ、例えば学校の規模、人数に応じて、先ほど言いました身体的距離が十分取れるだとか、そういった部分については、学校によってその部分の取扱いについて変わるといことは、それは事実としてあつたかと思えます。

以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） つまりは、現場における、そうした運営というものについては、最終的には学校長の判断と責任においてなされていたという理解でよろしいのか、お伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 高橋教育長。

○教育長（高橋哲也） お答えいたします。

あくまでも基本となるのは、感染症予防対策の、そういった現状を鑑みた部分での判断ということで、先ほど言いましたように距離の問題だったり面積の問題によって、学校長の判断が変わるということはあるということですので御理解していただいて結構です。

以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは、1番項を終わりました、2番項に移ります。

政府による新型コロナウイルス感染症対策の基本方針というものにつきまして、こちら5月に示されたものでございますが、マスクを着用する場合には、息苦しくないか、嘔吐していないかなどの子どもの体調変化に十分注意するほか、本人の調子が悪い場合などは、無理して着用させずに外させること。さらに、児童や保護者の意図に反してマスクの着用を実質的に無理強いすることにならないよう、現場に対して留意点を丁寧に周知し、適切な運用につなげるという一文がございます。

本町の教育現場である各学校において、マスクの着用ができない、したくない、また、マスク着用について意見具申等を行なった保護者に対し、これまでどのような具体的な対応をしてきたのかという点についてお伺いをいたしたいです。

個別具体的な、いつどこで、誰にどのようなというところまで聞き及ぶつもりはございませんが、先ほどの答弁の中でもあったとおり、そうした事例が生じていたようでございますので、そういったものについて、これらの政府の見解、方針というものとそごのないような運用等がなされていたのかという事実の確認をさせていただきたい。

○議長（高橋利勝） 高橋教育長。

○教育長（高橋哲也） お答えいたします。

マスクの着用をめぐる考え方でございますけれども、梅村議員からありましたとおり、マスクを着用を望まないといえますか、その部分についての相談は受けたことがございます。

ただ、その対応ということでございますけれども、それぞれマスクをめぐるは、いろいろなお考え方があろうかと思いますが、私どもとしては、先ほどの繰り返しになりますけれども、文科省の示しております衛生管理マニュアル、この部分で、御協力をお願いしたいということで、これまでお話しをさせていただいた経緯はございます。

以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） ただいま御答弁のありました、御協力をお願いしたいの部分でございまして、例えばマスクの着用をお願いする、またはその代替としてマウスシールドやフェイスシールドの着用をお願いする等について難色を示しているにもか

かわらず、執拗にお願いを繰り返す。繰り返し、お願いということをするというようなこと。これが文科省の、政府が示す実質上の無理強いというものに該当してくるのではないかと私自身は認識するところでございます。

また、保護者に対しては、学校へ相談に行けば、これは教育委員会の責任とか判断だと。教育委員会に行けば、これは学校の方針や判断だというような、事実上のたらい回しと申しますか、取り方によっては、責任回避とも受け取られかねないというようなことがあったということも、そうした声も耳にしているところでございます。仮にこれが事実であれば、まさにあってはならぬことで、是正が求められるものでございます。こちらについて、事実と見解を改めてお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 高橋教育長。

○教育長（高橋哲也） お答えいたします。

強要があってはならないという御指摘でございますけれども、基本的には、衛生マニュアルの部分で、マスクの着用原則ということで、そのほかにも二つの対策を講じるということで、換気等の対策であったり身体的距離の確保だということの、その三つの中にマスク着用という部分が含まれているところでございます。

マスクの部分については、例えば今おっしゃられたように、健康上の理由だとかというときには、代替品、先ほど梅村議員からありましたように、マウスシールドだったり、そういったものについての、それについても一定の、そういった部分はやむを得ないというようなことも書いてございますので、例えばそういった部分で、当然健康上の理由ということとは十分承知しながらも、それを今、そういった対策が全体で講じられているところでありますので、例えば全部できる得る場面ではなくても、一部分、あるいは時間的なことだったり、そういったことで御協力をお願いできないかということで御相談申し上げましたし、その代替品としての、マスクの着用は厳しいけれども、先ほど言いました代替品がマウスシールドであればどうでしょうかというようなところでの御理解を促しているというところでは、取り組んできた経過はございますが、それは強要ということではなく、あくまでも、それをお願いできないかということを繰り返してお願いした経過はございます。

あと、たらい回しにというところの御指摘がありましたけれども、この部分に関しては、マスクの代替、いわゆる健康上の関係でございますけれども、当然これは、本別町、教育現場共通の課題となってこようかと思っておりますので、それらの相談の部分については、各学校ではなくて、私の認識では、教育委員会のほうで総括的にそういった対応をさせていただいて今いるところでございますし、私の認識としては、それを学校に戻すただとか、またこちらが受けただとかという、先ほど言いました、たらい回しという認識はございませんので、そういった部分で御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 繰り返しのお伺いになろうかと思いますが、いわゆる5月23日に変更ということで、政府より示された新型コロナウイルス感染症対策の基本方針というもの、先ほども述べたとおり、さらに、児童や保護者の意図に反して、マスクの着用を実質的に無理強いすることにならないよというような一文がありますということ先ほども申し述べたところでございますが、教育長のおっしゃる、いわゆる繰り返しお願いをした経緯があるということございまして、いわゆるお願いの相手、当然お願いをするわけですから、相手があるわけで、相手となる児童・生徒ないしは保護者というものがきちんとした意思表示をしているにもかかわらず、繰り返しお願いをしたというような事実があるのかどうか。

仮にそうだとした場合、それらを繰り返しお願いをしたというような捉え方なのか、それをだから、実質的に無理強いという判断がされかねないのではないのかなと私自身は感じるところでございますが、改めてそちらの見解をお伺いいたします。

また、私のたらい回しとも受け取られかねないということの表現でございましたが、こちらについては、先ほども述べた、いわゆる教育委員会と学校との役割と申しますか、責任や判断の所在というものが、しっかりと保護者や学校、教育委員会との三者間で共有というものがされていたのかどうかということでございます。これらのはっきりしていたのであれば、例えば保護者の方々も相談先は、この件は学校だ、この件は教育委員会だということが明確に理解、判断ができたのではないのかなというふうに察するところでありますが、これらの三者間での共通認識というものがしっかりと図られていたのかどうか、御見解と事実をお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 高橋教育長。

○教育長（高橋哲也） お答えいたします。

すみません、私、繰り返しと言いますと、確かに受ける印象は、日に何回もだとか、毎日のようにという印象を持たれたかもしれませんが、決してそういうことではなく、マスクを健康上を理由にということであるところである、あまりお話しすると個人情報につながってしまいますので、この場では避けさせていただきますけれども、そういった代替品でお願いした部分から、また、いろいろな健康上の理由ということもあって、決して毎日だとか、そうではなくて、それぞれ学校の状況ですとか、先ほど三者間できちっと連携が取れていたのかという質問もありましたけれども、そういった現場の関係あるいは学校長との協議、そういった中で連絡させていただき、お願いさせていただいた経過は事実でございますけれども、回数たるものは、繰り返し執拗にやっていることではございませんので、そこは誤解なきよう御理解いただきたいと思います。

今ありました連携の関係でございますけれども、その部分については、実際教室を預かっている担任の先生、それから当該学校、そして私ども教育委員会、しっかりその辺については、同じ歩調、同じ目線でしっかり対応してきていると認識しているところでございます。

以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） ということであれば、繰り返しというものも、日に何度もとか、回数や頻度については私は承知してございませんが、ということであれば、教育長の御認識としては、相手方となる児童・生徒ないし保護者においては、いわゆる無理強いをされているとか強要されているとかと感ずることはない程度のものであったというのが事実であるということでございますか。

○議長（高橋利勝） 高橋教育長。

○教育長（高橋哲也） お答えいたします。

梅村議員がこういった御質問をされるというところでは、そういった部分の情報だとかというところをお聞きしての多分御質問だと思いますので、私の感覚としましてというか、受け止め方といたしましては、最初の答弁にありましており、そういった同調圧力だとか、そういったとられることのないように対応してきているつもりでございますので、私どもとしては、そういった部分、あくまでも御協力できる部分があればというところで、再考を促してというところで御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは、2番項を終わりました、3番項に移らせていただきます。

質問要旨の際にも付言いたしました、6月10日には新たに文科省より、全国の教育委員会に対し新たな事務連絡を出し、熱中症を命に関わる重大な問題であると強調し、体育と運動部活動、登下校の三つの場面では特にリスクが高いとし、熱中症対策を優先し、児童・生徒に対してマスクを外すよう指導徹底するよう通知をいたしました。

通常、熱中症というものにおいては、炎天下での屋外で発症すると思われがちでございますが、こちらは大人の話になりますが、総務省によると、職場での熱中症は約22%が屋内、製造業においては約45%が屋内で発症したとされているところでございます。現在でございますが、全国各地の学校においても、熱中症で救急搬送される事案が相次いでおり、これらから屋内においても特段の注意が必要であります。

末松文科相は、閣議後の記者会見において、学校関係者にはめりはりのあるマスクの取扱いをお願いしたいと述べているところでございます。さきの御答弁にもあったと思いますが、これらを踏まえまして、今後のということでございますが、本町の教育現場においては、どのような方針や見解を有していらっしゃるのか、お伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 高橋教育長。

○教育長（高橋哲也） お答えいたします。

私の考えといたしましては、最初の答弁で申し上げましたとおり、コロナ感染以前に

熱中症で体調を悪くしては本末転倒となってしまいますので、そういった部分、梅村議員御質問のとおり、文科省、あるいは6月10日の文科大臣の談話、そこをしっかりと適切に運用してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） ただいま適切にということでしたが、これらについては、先ほどの御答弁では、例えば子どもが息苦しいと感じた場合とか、判断が難しいと、多分小学生の低学年や中学年等を想定されていらっしゃるのかなと感じたところでございますが、外すように講じているということで、既にもう取り組まれているのかなというような御答弁でしたが、こちらはもう既に、10日以降取り組まれているという理解でよろしいのか、これからそうしたことを講じていくということのお考えなのか、改めてお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 武田教育次長。

○教育次長（武田敏英） 今の御質問に答弁させていただきます。

6月10日付の文書につきましては、こちらも各学校のほうに共有いたしまして、その後、職員会議で各教員に下ろしております。マスクの取扱いについては、この通知のとおり取り扱うことをもう既に行なっております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） これらについて、各学校に共有、職員会議等で各教員にも共有されているという御答弁をいただいたところでございまして、既に取り組まれているということでしたが。これら具体的に申しますと、例えば各担任等が各児童ないしは生徒等に周知をしたり、または保護者に文書を配布したりとか、具体的にどのような取組をなさったのか、お伺いをいたします。

また、熱中症の部分に関わってくるところでございしますが、当然コロナ禍において、教員、教育現場の負担というものは多大なものであると察するところでございます。さきにも述べたとおり、万が一にも熱中症事故等が起きた場合、学校側の安全配慮義務違反を問われる可能性というものも、場合によっては否定できないものでございます。これらを踏まえて、十分な情報共有や、そうしたものの見解が各教員、各学校と図られて、具体的な指導や周知というものにまで至っていらっしゃるのかという点も踏まえて、お伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 高橋教育長。

○教育長（高橋哲也） 実際の運用としてあったのかというところでございますけれども、本当に特殊な例かと思いますが、6月10日以降十勝地方においても冷夏といえますか、幸いにして20度を超える日がないという状況の中ではありますけれども、来週にも校長会、会議がございしますので、先ほど武田次長が申し上げましたとおり、そう

いった運用の適切を再度徹底して確認してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） ここは明解に御答弁を求めるものですが、来週にも校長会でということでしたが、まだ、現在、保護者や児童・生徒等にそうした教育や指導等がなされていないということなのか、その事実の確認を改めて明解にお答えを求めます。

○議長（高橋利勝） 高橋教育長。

○教育長（高橋哲也） お答えいたします。

私が申し上げましたのは、今、梅村議員が、実際現場でそういった動きをしているのかどうかという事実はどうなのかということの御質問に対して、たまたま今、冷夏ということで、私もたまたま昨日学校へ行った経過がございまして、実際外で絵を描いている児童がいましたけれども、外している子ども、もちろん距離が保てるからということでの運用は私も確認しておりますので、そのことをもって、現場できちっと周知がされていないということではないということでは御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 御答弁から、周知がされていないということではないということですので、言い換えるならば、周知がされていると理解をしたところでございます。

また、併せて検討していかなければいけないのは、私、先ほども申し上げたとおり、教育長も御答弁の中にあつたとおり、やはりマスクの着脱、着用に対する考え方というのは様々でございます。専門家においても見解が分かれているようなところでございますので、こちら、例えば外したい方ばかりではなくて、つけていたい方というのもあるわけですから、そうした、教育現場で屋外では外すようにというような指導をしていったときにも、つけていたいという児童や生徒、また、保護者がいらっしゃるのも、多分そのようなことになると思います。それらについても様々な理由や事情、見解等で、マスクを外したくないという方々に対する配慮も行なっていかなければならないと考えるところでございます。こちらについて、マスクをつけたい、外したい、どちらの考え方も尊重されるような学校、教育現場としていくべきだと考えるところでございますが、改めて御見解をお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 梅村議員にお聞きしますが、今の質問は、熱中症に絡んでということではよろしいですか。

○3番（梅村智秀） そうですね、はい。

○議長（高橋利勝） 高橋教育長。

○教育長（高橋哲也） お答えいたします。

梅村議員が御質問にありました、マスクを外せない、外したくないという部分でござ

いますけれども、これも文科省から示された直近の5月26日付、あるいは6月10日のところにも書いてありましたけれども、当然不安に思う児童・生徒、いわゆる感染症に対してということで、それを必ずしも外させるという、一概に、一律にということではないということも、それも明記されておりましたので、そういった状況も含めて、きちっと現場で取り扱われるように対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは、1問目終わりますして、2問目に入らせていただきます。

それでは、2問目でございます。こちらにおいても一問一答、細目方式を採用いたしまして、執り行なわせていただきます。

ハイヤー利用券事業の柔軟な運用と支援内容の拡充を。

高齢者等生活交通支援事業の対象者は、運転免許や車を持っていない方などに限定されるが、法改正により、新たな高齢者運転者対策が始まり、今後の本別町での生活に不安を覚える高齢者もいるため、事業の柔軟な運用と、その拡充が必要であるが、事実と所信をたず。

1番項、令和3年4月より実施された本別町高齢者等生活交通支援事業、ハイヤー利用券事業は、自動車の運転免許を持っていない、車を持っていない方などに限定がされた上で、1人当たり1万5,000円分を無償利用などできる事業内容である。令和3年度は、利用者の約半数の方が無償利用分を全て使い切り、1万円分以上使った方も8割程度であるが、さらに2分の1自己負担となる有償利用分の利用者も含めて、利用実績と今後の見通しを伺う。

2番項、本町においても高齢者ドライバーが多くおり、通院や買物等、自動車による交通手段の確保が本町での生活を継続するための必須条件ともなっている。5月13日より改正道路交通法が施行され、一定の違反をした75歳以上に対する運転技能検査、こちら実車試験でございますが、などが始まり、免許返納が進む背景ともなり得るため、今後の生活に不安を覚える高齢者もいる。事業の対象者を、現在は、運転免許と自動車を保有しているが、長距離運転はしていない高齢者ドライバーや、免許返納の検討をしている方なども事業の対象者とし、併せて無償利用分の拡充等が必要である。個々の事情等に十分な配慮をし、高齢者が健康的で笑顔のあふれる日常生活をいつまでもこの本別町で送ることができるよう、柔軟な対応をする必要があるが、見解を伺う。

3番項、高齢者の交通手段確保には、ハイヤー利用事業と併せて、その他の交通手段の整備を行ない、併用することが効果的である。管内では、乗合タクシーや福祉バスなどの実証実験等が進められており、本町においても循環バスの利便性の向上などが必要であるが、その具体的取組と見解を伺う。

○議長（高橋利勝） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 梅村議員のハイヤー利用券事業の柔軟な運用と支援内容の拡充をについて答弁させていただきます。

1 問目の利用実績と今後の見通しにつきましては、令和3年度の高齢者等生活交通支援事業の利用実績としまして、無償分の交付者364名に対し、総額546万円の利用券を配布、そのうち436万円の利用券が使用され、無償交付分利用券の使用率は79.9%、約8割となっております。

また、2分の1の自己負担をいただく有償利用券につきましては、86人の方が購入、173万9,000円分の利用券が使用され、購入者の平均使用額は2万220円となりました。

現時点における今年度の無償分の交付者数は371名で、総額556万5,000円の利用券を配布、そのうち5月末までに106万3,000円の利用券が使用され、無償交付分利用券の使用率は19.1%、約2割となっております。有償利用券につきましては8人の方が購入し、1万3,500円分の利用券が使用されております。

交付者数は、既に前年度を上回る状況となっており、今後、さらに一定程度増加するものと思われ、400名前後に達するものと予想しています。

次に、2点目の対象者や無償利用分の拡充と柔軟な対応をとの御質問であります、昨年度の交付者を地域別に見ますと、本別市街地326人、本別市街地近郊地域12人、勇足市街地12人、仙美里市街地9人、仙美里市街地農村地域5名となっており、本年度の交付者につきましても同様の地域傾向となっております。

また、年代別交付者数割合では、80代が57.7%と一番多く、70代が25%、90代が7.4%、65歳から70歳未満が6.9%となっており、制度の見直しや拡充を考えるに当たりましては、居住地域や年齢要素を考慮する必要があると思ひますし、保健福祉部局とも連携しながら、個別事案等につきましても、一定程度考慮していく必要があると考えております。

次に、3点目の循環バスの利便性の向上の取組についてであります、平成12年度から町国民健康保険病院への通院のための交通手段として運行を開始しております太陽の丘循環バスは、平成23年度から、利便性を高めるため、近道便や大回り便の増設などの路線の見直しや停留所の新設を行ない、コミュニティバスとして、高齢者や障がい者などの買物等にも利用されるようになってきました。

さらなる利便性向上や運行の効率化を図るため、予約型運行の検討も行なってきたところではありますが、現時点におきましては、予約手続の困難性の課題や利用多寡による時間的正確性の確保が難しいこと、委託事業者における人員の確保が難しいこと、利用者1人当たりの輸送経費が高くなることから、現在の定時定路線による循環型の運行を継続しているところであります。

今後とも利用される町民需要を把握する中で、費用対効果を高めるために、どのような交通体系を実施すべきか、さらに検討を進め、利便性の向上に努めてまいりたいと考

えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 1番項でございます。ただいま御答弁いただいたとおり、多くの方々が一万円以上、また、無料分の全額の利用をされてきたと、約8割ということでございますし、前年を、令和3年度を上回る方々が今年度の利用が見込まれているというところでございます。

こちらを改めての確認ということでございますが、つまりは、こちらについては需要が高いという事業であり、これからも町民の要望等に応じていかなければいけない重大な事業であるという認識でよろしいのか、お伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） 再質問に私のほうから答えさせていただきます。

本年の3月に実施をいたしました利用者に対するアンケート、対象者、交付者364名に対しまして143名の回答が得られたアンケート結果でございます。こちらのアンケート結果でも、意見として多くが、この事業については引き続き継続してほしいと。また、利用についても、特に冬等については、やはり歩いていくことが不便だと、そういった部分では、ハイヤーを使わせていただくということが非常に有り難く感じているとか、例えばバス等乗り継いで、行きはバスで行くけれども、帰りはハイヤーを利用するとか、そういったような、この事業を通じて、生活活動全般において、上手に生活に使っていただいているといったような結果を得られましたので、今、御意見、御指摘ありましたとおり、重要な事業と捉えておりますので、今後についても必要な見直し等も行ないながら、事業を継続していく必要があると考えているところでございます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは、1番項を終わります、2番項に移ります。

本町の高齢ドライバーの中には、短距離や混雑のない道路、具体的に申しますと、町内であれば運転ができる。しかし通院等のため帯広等へ、町外へ出ることは難しいと、そういった場合は知人等に依頼して何とかしのいでいるという方もいらっしゃる。また、ただいま御答弁あったとおり、夏道に関しては運転が可能であるが、冬道については困難であるというような方々もいらっしゃる。

そういった中で、地域コミュニティーと申しますか、友人・知人を頼って好意同乗、車に乗せていただきたいというような方で何とかやっているというようなお声も耳にするところでございますが、昨今の燃料、ガソリン等の高騰や、その依頼先と申しますか、引き受け手についても高齢化が進んでいるというような現状がございます。こうした好意同乗や地域のコミュニティーというものに頼るだけでは、本町における高齢者の交通手段の確保はままならないということは明白であります。

そこにきて道交法の改正で、実車試験等が課されていった場合、免許を維持し続けることに不安があると認識を有している高齢者が複数いらっしゃるということが実態であります。また、運転の実情でございますが、ふだんは大丈夫なのだけれども、体調等によって、日によって体調が変化をして、運転が可能な日もあるが困難な日もあるよという方もいらっしゃる。こうした様々な個人的事情と申しますか、こうした実態を鑑みて、事業の対象者の要件を緩和して、これから免許返納を具体的に検討されている方、または段階的に徐々に検討していきたい方とか、今申し述べたように、様々な事情等、個々の事情等をお持ちの方々に対して、しっかりと耳を傾けて、実情に照らして柔軟な運用としていくべきであります。

また、既に利用されている方々のうち、いわゆるハイヤーチケットの無料配布分で賄えるように外出を制限をしていたり、節約をしているという声、つまりは、もう少し手厚い事業となっているとありがたいというような声があることも事実でございます。このコロナ禍においても健康的で文化的な毎日をこの本別町で過ごし続けていただくために、無料配布分の金額の見直し等も必要であるということでございます。

さらには、この事業についてよく分からないという方もいらっしゃるということがありますので、事業の再周知というものも必要であると考えているところでございますが、改めて御見解、今後の方針等についてお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） 私のほうから再質問につきまして答弁をさせていただきます。

制度の見直しと申しますか、無償利用分の拡充といった部分のところでございますが、佐々木町長からの答弁の中でも記載しておりますが、やはり年代的な要素、あと、居住の地域的な要素、こういった部分の観点で考慮しながら、無償の利用分について検討していく必要があるのかなと考えております。

令和2年に実施しております高齢者福祉・介護保険に関するアンケートの中では、免許、いつまで運転をするかといったような設問を、アンケート調査しております。65歳以上の要介護認定を受けていない高齢者2,447名に対しまして、2,212名の方が回答していただいたアンケート結果でございます。

こちらの結果を見ますと、運転をやめる予定の年齢につきましては、約30%、3割、回答者数が1,500人ぐらいでしたので、450名ぐらいの方が80歳から84歳まで運転をし続けたい、それ以降についてはやめたい。また、75歳から79歳でやめる予定という方が約2割、18%ぐらいおりましたので、ここら辺の年代というのが、免許返納等についても、今、現実的に考えている数字なのかなと捉えておりますので、こういった部分、当然保健福祉のほうとも連携をしながら、情報共有もしながら、新たな制度見直しについては検討していく必要があるのかなと思っておりますし、制度の周知の部分でございますが、今年の交付者の中で、昨年度申請をしていなくて、今年度か

ら交付を受けているという方が約80名いらっしゃいますので、そういった部分を見ると、制度の浸透という部分では、まだ深くしなければならないのかなと捉えておりますので、当然病院ですとか、地域を回られている方々、あるいはハイヤー事業者を含めまして、制度の周知に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午後 3時35分 休憩

午後 3時50分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） 先ほどの質問で答弁漏れがございましたので、私のほうから答弁をさせていただきます。

運転免許があっても、例えば年に何回かですとか、季節の状況等によって運転がなかなかできないといった個別事情に対してもといったような質問がございました。昨年度の事業の実績の中で、利用率が8割ということで、いわゆる使っていない部分が2割ありました。中には1枚も使っていないという方もいらっしゃいます。話を聞くとところによりますと、やはり何かあったときに使うために取っているのだとか、そういったような一つのお守りといいますか、そういったような形で大事に使われているといいますか、取っていただいているといったようなこともお聞きしております。そういった部分も含めまして、車の免許があるなし、あるいは車があるなしにかかわらず、そういった有事の際といいますか、そういったときにも対応できるという環境は必要なのかなと捉えておりますので、個別の事情にも配慮した検討が必要なのかなと捉えているところでございます。

以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 改めてお伺いをいたします。本事業の柔軟な運用というものについて、検討をというような御答弁をいただいているところでございますが、町の方々の声、高齢者からの声としては、梅村君、私たち時間がないのだという切実な声が届きません。これら、検討ということでございますが、具体的には、この年度から直ちにそのような検討体制に入っただけなのか、具体的にはどのような想定の見直しというものを御持ちなのか、お伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） 具体的な検討といったような、時期の部分もございました。現時点で、本年度の制度の拡充見直しという部分では、今の時点では想定、検討はしておりません。もし制度見直しというような形になれば、来年度、令和5年度からの事業推進に当たって、現制度の見直し等については行なっていければと考えていると

ころでございます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは、2番項を終わりました、3番項に移らせていただきます。

このハイヤーチケット事業でございますが、当然のことながら、御答弁にもあったとおり財源の問題、また、担う委託事業先、こちらの課題などなど、様々な課題を有しているところでございます。当然この地域交通というものを考えていくに当たり、このハイヤーチケット事業と併せて、他の交通機関等との併用をすることによって、効果的に高齢者の地域交通を整えていくというような必要性があります。今、本町においては循環バスというものがあり、これまでも私、議場において再三再四質疑等を行ってきたところでございますが、この4年間でさしたる改善等というものについては、なされていないと。過去についてのものは御答弁いただいたところでございますが、直近というものについては、さしたるものはないと私自身は認識しているところでございます。

しかるに、課題感というものについては持っているというところと、これまで検討もしてきたというような御答弁もあったところでございますが、結果としては変わっていないと、改善が進んでいないというような実態となっております。

管内の町村においても、地域交通、高齢者の移動手段というのは大きな課題として捉えられており、土幌、上土幌、更別、大樹、音更、芽室、浦幌などなど多くの町村で新たな取組等がなされているところでございます。しかるに、本町と同じく財源等に限りがあることから、国の事業等を利用したり、やはり何らかの工夫等をなされているのではないかと察するところでございます。

本町の循環バスの変わらない現状を見ても、本町においても何かそうした新しい情報入手して、新たな取組にしていくというような姿勢について欠落しているのではないかというふうな認識を持たざるを得ないところでございます。

予約手続等について、課題というようところで御答弁があったところでございますが、こちら国交省では、バスやタクシーにデジタル技術を活用した業務改善に取り組む、配車アプリ等を通じて、目的地の近いお客様、旅客をマッチングすることなどを推進するといった方針も示しているところでございますので、これら国の事業等、情報を積極的に収集し、時には町長の政治力をもって、国からの新規事業、交付金等々を獲得して、本町の地域交通の発展、高齢者の交通手段の確保など、この本別町でも新しい展開を行なうべきと考えます。必要とあらば、私も一地方議会議員の身ではございますが、時の許す限り知恵を絞り、人脈を駆使して御協力をさせていただきたい、かように考えるところでございますが、御見解と今後の展望並びに方針をお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 梅村議員の循環バス等の利便性の向上に向けてというこ

とでの再質問に対して答弁させていただきます。

御指摘のとおり、ここ4年間につきましては、さしたる改正はございません。この中身といたしましては、非常に町民の方々に定着しているというのが一つでもあります。かつ、梅村議員御指摘のとおり、課題も正直ございまして、まずは車両の老朽化、乗車数がタクシー事業と併用して行なわれているということもありますし、人口減ということもありますので、乗車数の減、利便性の向上の部分では、乗車のバス停の間隔を短くしてほしいというような要望もございしますが、安全面を考慮して、今の現状でできている点。また、これも御質問にありました担い手の確保、運転手を含める、高齢化というところでの課題を有しているところであります。

役場庁内の交通体系の協議の場では、これまでもデマンド交通、オンデマンドというのでしょうか、交通の体系も協議をしてきたところであります。しかしながら、メリットとしましては、ドア・ツー・ドアが可能になって、利便性が向上するということもございしますが、複数の時間帯、特に朝方の時間帯に需要が集中することによって時間帯が一定とならないというようなことがあります。また、議員御指摘のあったデマンドを実施するために当たってのAIの活用とかという部分では、やはり高齢者の方が多いものですから、かなりタブレットによる入力ですとか、そういったものに抵抗があるというのが現状であります。

また、一度実施事業者によって試算もいただきましたが、導入コストが非常に高い、また、運用コストも非常に高いというような試算が出たところでありまして、なかなかオンデマンド交通の部分については、今、現状としては不可能という形の中で判断をしてきたところであります。

今後の循環バスの利便性の部分につきましては、町民アンケートの実施ですとか、一緒に乗車状況を確認する中で、さらなる利便性の向上といった部分を図っていきたいと思っておりますし、議員御指摘のとおり、ハイヤー事業と併用しまして、利便性の向上に努めていければと考えております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 追加して答弁申し上げます。

私の姿勢について、欠落しているということではありますが、それは梅村議員の判断であらうと察しておりますが、引き続き検証を行なってまいり、改善策があれば改善をしつつ、また、新たな施策があれば積極的にその導入に向け、国にも要請してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたくお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 3番項について改めてお伺いをいたします。

ただいま町長からも御答弁いただいたところでございますが、まず、所管課において

も、過去の答弁において、これは所管課だけの問題ではなく、全庁的に取り組んでいかなければならないというような御答弁もいただいております、当然のことながら課題感というものを持っておられる。ただ、しかるに財源の問題であったり担い手の問題であったりということで、この近年の中で具体的なものの進捗というものが見られていないというのも実情であり、考えると検討するというだけでは、どんどん本町の高齢化が進む中で、いわゆる不便といいますか、利便性の恩恵にあずかることがなく、致し方なく本町を離れざるを得ないというようなところもあり、ひいては人口減というものにもつながっていくというところがございます。

町長からもただいま意欲的な御答弁をいただいたところでございますが、具体的に、既に先ほど私事例を述べたとおり、国交省では、そうした事業等の取組、推進というものも掲げておりますので、そうした事業というのはもう既にあるのです。あるということ踏まえて、これらを積極的に、直ちにに取り組んでいくというような姿勢なのか、先ほどのハイヤーチケットの事業のように、当初より、やりながら検討していくというようなものであったにもかかわらず、令和5年度になってから検討、制度改定をしていくというようなものなのか、その辺の御見解、方針等について改めてお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） 私のほうから、ただいまの質問に対しましての答弁をさせていただきます。

全体的な公共交通、町内の部分ということもございしますが、現在、先ほども答弁いたしました、ハイヤー事業、この部分については、今後また見直しをしてきたいといったような考えがある中で、ここの見直しに当たっても、当然町内の市街地循環バス以外の、例えば農村地区からのバスの部分、こういったところも考慮、検討しながら、ハイヤーのほうも制度を検討していく必要があるのかなと考えているところがございます。ですので、現在、いろいろな地域での交通に対するお困り感というのは、これまでもいろいろなところからの御意見等もいただいておりますので、そういった御意見等も踏まえながら、やはりここだけを見直すということはできませんので、今年度につきましては、一体的に見直しに向けた対策を取っていく必要があるのかなと現時点では捉えているところがございます。

以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは、2問目を終わらしまして、3問目に移らせていただきます。

3問目でございます。こちらにつきましては、一問一答、細目方式を採用せず、執り行なわせていただきます。

悲しむ町民、切られた義経の里御所周囲のすももの木。

義経の里御所周囲のすももの木、32本が伐木、伐根された。自然を楽しむ御所の宿泊者への影響が懸念され、本別公園周辺を散策する町民から悲嘆の声が上がっている。これまでの対応について、事実と所信をたずぬ。

義経の里御所周囲には32本のすももの木が植えられており、可憐な花や漂う香りは、宿泊者や周辺を散策する町民を楽しませていた。スモモの実をジャムなどに加工したり、小枝は染料に利用するなど、自然の恵による実用的な側面もある一方で、スモモの実を採る町民を迷惑に感じる御所の利用者がおり、苦情が寄せられた事実もある。これらを背景に、御所の周囲に植えられたすももの木を全て切り倒すことは極めて乱暴で、その対応を知った町民からは悲嘆の声が上がっている。

今後、本別公園や周辺整備を行なうに当たり、風光明媚な自然に囲まれた好環境を生かした上で、町にお越しいただく方々や居住する町民が自然を愛し、慈しめるよう対話を重ね、笑顔を生み出す必要があるが、見解を伺う。

○議長（高橋利勝） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 梅村議員の悲しむ町民、切られた義経の里御所周辺のすももの木について答弁させていただきます。

現在、本別公園内で運営しております義経の里御所は、ビーフハウス横の通路から山側への園路づたいに5棟設置しておりまして、令和3年度は1,100人を超える利用があり、その多くが町外からの観光客であります。

すももの木の伐採の経過でございますが、御所の人気の理由の一つとして、本別公園内におきまして、人の出入りが少ない静寂に包まれた癒しの空間であることが挙げられ、特に夏の繁忙期には非常に人気の高い宿泊施設となっております。

しかしながら、昨今、御所周辺に植栽されているすももの木に関わり、宿泊利用者からの苦情が寄せられるようになりました。

一つ目といたしまして、時期になりますと、熟した果実が相当数園路に落下、その果実を車が踏むことにより車両が汚れるといった内容で、衛生管理面の対応を求めるもので、さらにスズメバチによる被害も危惧されているところであります。

二つ目は、御所の宿泊利用者以外の方による果実採取の行為に対しての内容であり、早朝より木を揺すって採取されている方もいらっしゃるということで、宿泊利用者の安心確保の対応を求めるものであります。

果実採取の行為につきましては、注意喚起の看板を設置するなどの対策をしておりますが、その効果は少なく、時期になると採取行為が行なわれていたようであります。

こういったことから、御所施設管理上の観点と利用者の安心・安全を確保する観点から、園路沿いに植えられている74本のすももの木のうち、施設運営上影響があると思われる、主に建物に近いすももの木32本について、昨年の12月に伐採し、残り42本については、現状のまま管理していくこととしたところであります。

今後、御所周辺の環境整備につきましては、樹種の選定を含めた計画的な植栽を検討するとともに、町民皆さんや観光客が安心・安全に楽しんでいただけますよう取り組んでまいりたいと存じますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは、改めてお伺いをいたします。

まず、苦情が寄せられたということですが、こちら、苦情の件数というものについて、どの程度のものであったのか、お伺いをいたします。

また、御所が人気の理由といたしまして、人の出入りが少ない静寂に包まれた空間であるということですが、主に町外から利用される方々のこうした理由、こちらについてどのように把握されたのか、また、この理由を述べられる方々の割合というものについてお伺いをいたします。

また、こちらにつきまして、具体的に挙げられました車のタイヤが汚れるという件ですが、こちらについては、公園、御所の維持管理の問題ではないのかなというふうに考えるところだったのですが、こちらについて、実態として維持管理が及ばない、もしくは何らかの理由等で清掃等ができなかったというような事情等があるのか、お伺いをいたします。

また、蜂についてでございますが、私も御所を利用したことがございまして、蜂用であったかどうかは定かではございませんが、いわゆる防虫スプレーのようなものが常駐してあったと記憶しているところがございます。これが、スズメバチ被害というものが、例えば近隣について巣があったりとか、そうしたスプレーとか、一般的な対策等では対応が不可能なレベルのスズメバチ被害ないし苦情というものが寄せられていたのか、事実をお伺いいたします。

また、早朝からスモモを採りに来る、採取に来るといふ方々がいらっしゃるということですが、注意喚起の看板を立てられたということですが、こちらの回数と内容等についてお伺いをいたします。

先ほど御所の人気の部分につきまして、人の出入りが少なく静寂に包まれた空間だと、こちらについても、当然そのようなことを理由とされて利用される、または再利用、リピーターと呼ばれる方々もいらっしゃるだろうと私も感じる所でございますが、例えば季節によって、自然を楽しむ、静かな空間ということだけではなくて、果樹採取を行なうとか、採取した果樹を利用するとか、そうした自然を楽しむ、新しい御所での楽しみ方、過ごし方というものの提案ができるのではないのかなと感じたところがございます。

通告書にも記載してございますが、ジャムづくりや枝染め、体験型の宿泊というものを本別公園の新しい楽しみ方というものに提案していくことができるのではないのかなと。公園の遊具等、お金をかけて整備をしていくばかりではなくて、こうした本別ら

しさといいいますか、こうした取組等ということについて、新たなものを創出することできていくのではないのかなと考えるところでございますが、見解をお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） 私のほうから、ただいまの再質問につきましての答弁をさせていただきます。

まず、苦情の件数ということでございますが、これは聞き取りによるものですので、はっきりとした数字ということとはならないかもしれませんが、ここ数年、三、四年の間ということになるかと思いますが、毎年2件から3件程度の苦情、御意見があるということで、これにつきましては、義経の館でチェックイン・チェックアウトの手続を取りますが、その際に直接職員に言われているというところでございます。

また、静寂といった空間が癒しの空間だったという部分につきましては、割合的には把握はこれしておりませんが、やはり泊まった方の感想、朝になって大変ですがしかっただとか、そういった日常的な会話の中で、義経の館のチェックアウトの際とかに話を聞かれているといったようなところの部分でございます。

また、車のタイヤ等汚れるといった部分、維持管理の部分ということでございますが、スモモの時期になりますと、落下するのが不規則といいいますか、自然落下は不規則な部分がございますので、きれいにしたとしても、その後またすぐに落ちてくると。時期になるとその間隔が当然短くなってくるわけで、そういった部分で、やはり管理がし切れないといったような状況があったという部分でございます。

また、蜂の部分でございますが、御所の部分では、直接的には蜂の巣があったといったようなことではなくて、アスレチックのほうのところに蜂の巣が実際にあったとか、それを対応したといったところは、1年に1回ぐらいどこかここかでありまして、そういったことも懸念されているという部分でございます。

また、注意喚起の部分でございますが、看板につきましては、A3サイズの大ききで、迷惑しています。果実採取禁止といったような文面におきまして、園路沿い5か所について設置をしていたところでございまして、設置時期につきましては、去年は7月の下旬から10月の月上旬まで注意喚起の看板を設置させていただいたところでございます。

また、新しい提案といいいますか、自然を楽しむという部分でございますけれども、今回、管理上やはり必要な部分ということで伐採をさせていただきまして、残りまだ半数以上が、その奥の園路沿いに木が植えてありますので、そういった部分を含めまして、果物、スモモがまだ採取できるという状況はまだありますので、そういったことも今後提案もできていけるのかなと考えているところでございます。

以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） ただいまの御答弁からでございますが、まず、蜂の件でございます。こちらについては、御答弁からは、アスレチックのほうにスズメバチの巣が見受け

られるというところから、このすももの木、御所の周囲のすももの木とは直接関係がないのかなと受け取ったところでございますが、そのような理解でよろしいのか。

また、苦情があったということでございますが、苦情の件数も、令和3年度、約1,100名の利用者のうち二、三件ということで、0.2%から0.3%程度、1%未満の苦情の件数であったというところでございますが、お伺いをいたします。

また、人の出入りが少なく静寂に包まれた空間というところが、御所が人気の理由とされたものについても、いわゆる感覚的なものであって、特段エビデンスというものがしっかりとないということでよろしいのか、お伺いをいたします。

続きまして、車のタイヤが汚れるという件でございますが、当然時期が来れば、定期的に果樹が落下してくるわけではなく、時間等を問わないということについては、当然私も理解ができるところでございます。ここは一つの考え方といいますか、手法の問題になってくるのかなと思いますけれども、立て看板で禁止というものを通知するのではなく、これは例えばでございますよ、私であったならばというところでございますが、果樹の採取をお願いするけれども、一緒に例えばお片づけもお願いするとか、立て看板で、事前に採取したい方は申し出るようにとか、何かやりようというものがなかったのかなと考えるところでございます。

74本中32本を、周囲のものを全て、私も現地確認してございますが、御所の周りのもの全てと言ってもよろしいのかなと思います。なぜ1%未満の苦情で、全ての御所の周りの木を切ってしまう、その必要性があったのか、そこがちょっと理解ができない。例えば一部間引くとか、何かやり方というものがなかったのか、改めて、全て32本を切る、切らなければならなかった理由というものについてお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） まず、蜂の部分でございますが、直接御所のところに蜂の巣があったといったような事例ではありませんが、当然甘い匂いを発するものでございますので、そういった蜂も近づいてくるといったようなことも懸念がされていたというような部分がございますし、私も今思い出しましたけれども、利用者の方から、スズメバチがすごく飛散しているといったようなことも、利用者から直接お聞きしているところもありましたので、こういった部分も踏まえてといったような内容でございます。

また、静寂に包まれた癒しの空間といったようなところでございますが、当然感覚的なものもあろうかと思っておりますけれども、実際に泊まれた方からもスタッフ、そういった御意見等も実際に聞いているといったようなところも踏まえての、そういう表現をさせていただいているところでございますし、苦情の件数等につきましても、1,100人中、年間二、三件といったようなところで、そういう認識でいるところでございます。

また、タイヤの汚れの部分でございますが、やはりその時期になりますと、かなりの

量が落ちますので、そういった部分では、清掃といいますか、やり切れないといったところが一番多かったという部分がありますし、こういった部分、全体を考慮した中で、このすももの木の伐採に関しましては、宿泊者、早朝から例えば軽トラックで、ブルーシートを敷いて木を揺するだとか、そういった行為も、やはり一部の方かもしれませんけれども、そういったことが実際に起き得るといったようなことを想定しますと、やはり関係する木については伐採が必要なのかな、それが一番効果的な対処方法になるのかなというふうに判断したところで、今回のこういった対応をさせていただいたというところでございます。

以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） ただいま御答弁にあったように、ごく一部の方かもしれないけれど、全てを切ってしまうこと、周囲のもの全てを切ってしまうのが効果的な対処方法だったというような御見解のようでございますが、そこはやっぱり町長が常々掲げていらっしゃる対話や笑顔というワードがあるわけですから、ここでどうやったら町民の方々と、いわゆる協働、共に働くという意味での協働ができるかとか、何か有効な活用をして、新しい本別公園や御所での過ごし方というものを提案できないかとか、まさにここでこそ対話というものをして、ワークショップ等を講じてやっていくべきではなかったのかなというところでございます。なぜここで対話なくして、私は極めて乱暴な対応であるなど考えるところでございます。

当然のことながら、苦情が1,100人中二、三件ということであれば、数だけ見れば少ないというふうになりますけれども、思っているけれども言えない方というのも当然いらっしゃると思っておりますが、あまりにも多数の方々が苦情等を申し述べたという事実もない中で、極めて乱暴な対応ではなかったのかなと。対話というものを重視している町長らしくないと感じたところでございますが、その辺の御見解についてお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 質問に答弁をさせていただきます。

このすももの木の件でございますが、毎年二、三件程度の苦情が寄せられているところは間違いのない事実でございます。1,100人のうち二、三人というわけではございませんと私は思っております。すももの木があることによるアンケート調査を行った上での二、三件ではありませんので、苦情としての、実際の苦情が二、三件、数件毎年入っているというところでございますので、議員もおっしゃるとおり、もしかしら発言をされないで本別町を離れていった方もその中には、そのほかにはいるのかなという察しもしているところでございます。

いずれにいたしましても、職員のお話を聞きながら、最終的に私が判断させていただきましたが、先ほども答弁申し上げましたとおり、ここの公園のすももの木全てを切っ

たわけではございません。支障がある部分を切ったものでありまして、梅村議員も見たということでもありますので、あの上側から静山研修センターのほうに抜ける道、そこについては1本も切っておりませんので、そういうところで町民の皆さんがスモモを採っていただければという判断をしたところでございまして、乱暴な取決めということでは私は決して思っておりません。わざわざ本別にお越しいただいて、観光客が来ることは、経済的とか活性化にもつながることでありまして、大変ありがたいことと思っておりますし、おもてなしの配慮も十分する必要があるかと思っておりますので、その辺も考慮いたしまして、このような結果とさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 御答弁から74本中切ったすももの木は32本で、残り42本が御所の周囲から、静山研修センターとかテニスコートのほうの通路のほう、こちらのほうに植えられているというところでございます。こちらについては、まだ時期が到来していないということから、私自身きちんとした確認ができていない中での発言となりますが、耳にしているお声の中では、こちらに残っているすももの木のいわゆる実が、いわゆる採取に値しない、いわゆる甘みがないとか、ジャム等の加工等に適していないという趣旨だと認識しておりますが、そうしたお声もあるということでございます。私も見たところ、一見したところ、素人の目でございますが、やはり枯れているように見受けられるような木もございましたし、そうした町民の方々の声というものも、あながち、確認できていないとはいえ、事実とみなしてもよろしいのではないのかなと思うところでございました。半分以上の木が残っていれば、誰も、いわゆる悲嘆の声というものを上げることはないのではないかというような御趣旨の御答弁でございましたが、こちらについて、やはり町民の方々がこれまでのように楽しむことができないというような御趣旨でございましたので、今後、それらの調査ないし、また、町長から御答弁あったとおり、本別公園周辺等に計画的な植栽等を行なっていく。町長は、今年度の事業の中でも本別公園の整備というものも上げられておりますし、当然のことながら自然を愛し、慈しむ、また、それらの公園の整備や運営については、町民の方々とも対話を重ねていって、笑顔を見ていきたいと、このようなお考えをお持ちだと考えているところでございますので、今後については、新たなそうした町民憩いの場を設けるとか、繰り返しになりますが、残されたすももの木の手入れといいますか、整備をしていくとか、そういったところについて私は必要があると考えるところでございます。改めて町長の御見解をお伺いいたすところでございます。

○議長（高橋利勝） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 再度答弁をさせていただきます。

残りの42本につきましては、先ほども答弁させていただきましたが、現状のまましっかりと管理をさせていただくというところでございます。

また、樹木等につきましては、実は令和4年度の予算査定時におきまして、本別公園内にある樹木、それはツツジとかいろいろありますが、そこのツツジの植え換えとか、それからほかの樹木の植栽等々について、各課から予算査定時に上がってきました。私といたしましては、本別公園の整備は、一体性をもってやらなければだめだという判断の下、令和4年度につきましては、そのツツジの植え換え、それから他の樹木の植栽、その分についてはストップをさせていただきました。やはり景観上から見て、どの位置にどの樹木を植えるのか、そして今のツツジがああ位置でいいのか、それをトータル的に考え、そして景観がさらに増すような、そういう本別公園につくり上げていきたいという思いでありますので、今後におきましても町民の皆さんの御意見をしっかりと賜りながら、本別公園の整備に向けて業務を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上をもって、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員、あと2分しかありませんけれども、時間になったら打ち切らせていただきますけれども。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） ただいま町長より、本別公園の植栽についてのお考えを示されたところでございますが、これらデザイン等をしていくに当たって、デザイナーとか造園業の方もしくは樹医、樹木のお医者とか、そういった専門家等に判断を仰いだり見解を求めたりされるお考えがあるのか。

また、御答弁から、改めてそうした植栽をして整備していくに当たっては、町民の皆様と改めて対話の機会、そういったものを設けるお考えはあるのか、最後にお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） デザイナーにおける専門家の活用等のお話でございますが、町内にも専任の方がおりますので、その人方の御意見も頂戴しながらしっかりとやってまいりたいと考えているところでございます。

いずれにしても、対話をしながらということでございますが、実は春先に町民の皆さんとの行政懇談会を予定し、広報にも周知させていただいたところでございますが、このコロナの状況により、仕方なく今延期をしております。今後、コロナの状況を見計らって、再度、町民懇談会を開催してまいりる予定でおりますので、そういった際につきましては、町民の皆さんに広く周知をし、そして多くの方々の声を少しでも多く頂戴いたしますよう取り計らってまいりたいと考えておりますので、御理解願ひ、答弁とさせていただきます。

○3番（梅村智秀） 終わります。

◎散会宣告

○議長（高橋利勝） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散会宣告（午後 4時30分）

令和4年本別町議会第2回定例会会議録（第3号）

令和4年6月17日（金曜日） 午前10時00分開会

○議事日程

- | | | |
|--------|-----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 4 2 号 | 過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について |
| 日程第 2 | 議案第 4 3 号 | 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例の一部改正について |
| 日程第 3 | 議案第 4 4 号 | 令和4年度本別町一般会計補正予算（第5回）について |
| 日程第 4 | 同意第 1 号 | 固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件 |
| 日程第 5 | 意見書案第2号 | 食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る意見書 |
| 日程第 6 | 意見書案第3号 | 北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守ることを求める意見書 |
| 日程第 7 | 意見書案第4号 | 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書 |
| 日程第 8 | 請願第 1 号 | 新型コロナウイルスワクチン4回目接種にかかる接種券の一律送付について中止を求める請願書 |
| 日程第 9 | | 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
（広報広聴常任委員会） |
| 日程第 10 | | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
（閉会中の継続調査申出書） |
| 日程第 11 | | 議員派遣の件 |

○会議に付した事件

- | | | |
|-------|-----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 4 2 号 | 過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について |
| 日程第 2 | 議案第 4 3 号 | 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例の一部改正について |
| 日程第 3 | 議案第 4 4 号 | 令和4年度本別町一般会計補正予算（第5回）について |
| 日程第 4 | 同意第 1 号 | 固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件 |

- 日程第 5 意見書案第 2 号 食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る意見書
- 日程第 6 意見書案第 3 号 北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守ることを求める意見書
- 日程第 7 意見書案第 4 号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書
- 日程第 8 請願第 1 号 新型コロナウイルスワクチン 4 回目接種にかかる接種券の一律送付について中止を求める請願書
- 日程第 9 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
(広報広聴常任委員会)
- 日程第 10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
(閉会中の継続調査申出書)
- 日程第 11 議員派遣の件
-

○出席議員 (11名)

議長	12番	高橋利勝	副議長	11番	藤田直美
	1番	水谷令子		2番	柏崎秀行
	3番	梅村智秀		4番	石山憲司
	5番	篠原義彦		7番	山西二三夫
	8番	黒山久男		9番	方川一郎
	10番	阿保静夫			

○欠席議員 (0名)

○説明のため出席した者の職氏名

町長	佐々木基裕	副町長	村本信幸
会計管理者	藤野和幸	総務課長	三品正哉
農林課長	篠原順彦	保健福祉課長	長屋和幸
住民課長	倉崎景一	子ども未来課長	松本恵
建設水道課長	加藤勉	企画振興課長	小川芳幸
老人ホーム所長	前佛清治	国保病院事務長	松本秀規
総務課主幹	上原章司	建設水道課主幹	小出勝栄
総務課主査	石川雅康	教育長	高橋哲也
教育次長	武田敏英	社会教育課長	千代孝徳
農委事務局長	高橋優	代表監査委員	畑山一洋
選管事務局長	三品正哉		

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長 中 川 雅 之

総務担当主事 今 井 綾 香

開議宣告（午前10時00分）

◎開議宣告

○議長（高橋利勝） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案第42号

○議長（高橋利勝） 日程第1 議案第42号過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

倉崎住民課長。

○住民課長（倉崎景一） 議案第42号過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について 提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、令和3年法律第19号、第24条の規定に基づく過疎地域の課税の免除・不均一課税を定める本条例中で引用している租税特別措置法、同法施行令の規定が改正され令和4年4月1日に施行されたことにより項ずれ等が生じているため条例改正を行なうものです。

それでは、改正条文により説明させていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略します。

過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例（令和3年条例第11号）の一部を次のとおり改正するものとする。

過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例。

過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例（令和3年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第12条第3項」を「第12条第4項」に、「第45条第2項」を「第45条第3項」に、「第28条の9第10項」を「第28条の9第10項第1号」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上をもちまして、議案第42号過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第42号過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第43号

○議長(高橋利勝) 日程第2 議案第43号新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

倉崎住民課長。

○住民課長(倉崎景一) 議案第43号新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症の影響によって国民健康保険税の減免措置を講じる場合、国費によりその軽減分について全額支援を受けていますが、令和4年度についてもその財政支援が継続されることとなったことから対象期間を1年延長するものでございます。

それでは、改正条文により説明させていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略をします。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例(令和2年条例第20号)の一部を次のとおり改正するものとする。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例(令和2年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「令和2年中」を「令和3年中」に改める。

第3条第1項中「令和3年4月1日」を「令和4年4月1日」に、「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改め、同条第2項の表中「令和元年中」を「令和3年中」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

以上をもちまして、議案第43号新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少

した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） コロナの影響で収入が減収になった被保険者への支援の措置という中身ですが、もし数字としてあれば令和3年度分の対象となった人数、わかれば伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 倉崎住民課長。

○住民課長（倉崎景一） 2世帯でございます。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから、討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第43号新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第44号

○議長（高橋利勝） 日程第3 議案第44号令和4年度本別町一般会計補正予算（第5回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 議案第44号令和4年度本別町一般会計補正予算（第5回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、国が実施します令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業に要する経費及び初日の補正予算で議決をいただきました、国が実施します低所得の子育て世帯臨時特別給付金に北海道が上乗せをして支給する給付金の経費であります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,409万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億4,425万5,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により御説明いたします。

5ページ、6ページをお開きください。

2、歳出ですが、上段の2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費40万円、2段目の3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費3,317万円の増額補正は、国が実施いたします、令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の実施に要します時間外手当分の人件費、システム修正等の各種関係経費、給付金に要する経費を計上しております。

なお、給付につきましては、対象1世帯10万円で、320世帯の給付を予定しております。

一番下段の3項児童福祉費、1目児童福祉総務費、18節負担金補助及び交付金、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金52万円の増額補正は、国が実施します低所得の子育て世帯臨時特別給付金に対し、北海道が1万円を上乗せして支給するもので、支給対象児童数は、初日に議決をいただきました、令和4年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業と同じ、52人を見込んでおります。

以上で歳出を終わります、3ページ、4ページをお開きください。

1、歳入ですが、上段の14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金3,357万円の増額補正は、歳出で説明をいたしました、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の補助金で、全額が国費で賄われるため計上したもの、2段目の15款道支出金、2項道補助金、2目民生費道補助金、4節児童福祉費補助金52万円の増額補正は、歳出で御説明いたしました、低所得の子育て世帯臨時特別給付金に対し北海道が上乗せをして支給する事業の補助金で、全額が道費で賄われるため計上するものであります。

以上、令和4年度本別町一般会計補正予算（第5回）の提案説明に代えさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括とします。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第44号令和4年度本別町一般会計補正予算（第5回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号令和4年度本別町一般会計補正予算（第5回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 同意第1号

○議長（高橋利勝） 日程第4 同意第1号固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 同意第1号固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

令和4年6月24日をもって任期満了となります本別町固定資産評価審査委員会委員につきまして、本別町〇〇〇〇〇〇〇〇にお住まいの山下芳久さんを、人格、識見ともに適任と判断し、再任いたしたく地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるため提案した次第でございます。

同意をいただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから同意第1号固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋利勝） 起立10人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、同意第1号固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件は全会一致で同意することに決定しました。

◎日程第5 意見書案第2号

○議長（高橋利勝） 日程第5 意見書案第2号食料安全保障の強化を図る新たな国の

予算確保と国民への理解醸成を図る意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿保静夫議員、御登壇ください。

○10番（阿保静夫）〔登壇〕 意見書案第2号食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

なお、案文の朗読をもって提案説明に代えさせていただきます。

食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る意見書（案）。

世界をめぐる情勢では、新型コロナウイルス終息後の需要回復を見込んだ原油等の価格上昇やロシアによるウクライナ侵攻の長期化などにより、原油・生産資材や穀物相場の高騰が続いており、各国では国民生活に必要な食料の安定供給を図る食料安全保障を最重要課題として自国の食料生産の施策を強化しています。

一方、我が国においては、2020年3月に新たな食料・農業・農村基本計画を策定し、2030年度までに食料自給率を45%に引き上げる目標をかかげていますが、2020年の自給率は37%と依然として低い状態にあります。また、第1次産業を主体とする農村地域においては、高齢化と人口減少等が加速し続け、担い手の確保や耕作放棄地の増加などの課題を抱えている中で、近年多発する自然災害などにより食料生産の基盤が脆弱化しています。

加えてコロナ禍による農畜産物の需要減退と在庫が増大し、農畜産物価格が低下する一方、食料生産に欠かせない燃油や飼料、肥料などの生産資材価格等が歴史的な高騰を続け、農業経営を圧迫する危機的状況にあります。また、我が国においては、食料とエネルギーを輸入に依存しているため、食料品等の値上げが相次ぎ、国民生活への影響が懸念され、特に有事の際の食料をいかに確保するのか、食料安全保障の観点から、食料自給率向上を図る国内生産の基盤強化、所得補償政策の充実や燃油、資材高騰対策、備蓄制度の見直しなど新たな施策と予算の確保が不可欠となっています。

よって、国においては、食料の安定供給と農業の持続的発展のため、我が国の食料安全保障の強化と国民への理解醸成を図ることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

なお、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣となっております。

皆様の賛同のほど、よろしく願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、意見書案第2号食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る意見書を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 意見書案第3号

○議長(高橋利勝) 日程第6 意見書案第3号北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守ることを求める意見書を議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

阿保静夫議員、御登壇ください。

○10番(阿保静夫)[登壇] 意見書案第3号北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守ることを求める意見書(案)。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

なお、案文の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守ることを求める意見書(案)。

てん菜は、北海道農業の基幹作物として重要な役割を果たしています。北海道のてん菜糖は、国産砂糖の8割を占め、砂糖の自給率40%を支えています。

国産砂糖生産は、輸入粗糖、輸入加糖調製品に課する調整金と国費を財源とする糖価調整制度で、てん菜生産者、製糖事業者への交付金等で生産振興が図られ、交付金対象数量として、てん菜産糖量64万トン枠を枠としています。

輸入調整金収支の赤字を理由に、産糖量64万トン枠を削減する動きが強まっており、てん菜生産者と地域経済にとって大きな問題となっています。

世界的な食料危機、食料高騰の中、輸入に依存した食に不安が広がっています。砂糖の輸入を減らし、国産砂糖を守り本腰を入れて食料自給率を引き上げる政策に転換することが必要です。よって次の対策を強く求めます。

1、食料の安定供給、食料自給率を引き上げるために、てん菜生産への支援を強めること。

2、製糖業者への支援を強めること。

3、国の責任で輸入調整金の収支の改善を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

なお、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、外務大臣、農林水産大臣です。

皆様の御賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。
これで、討論を終わります。

これから、意見書案第3号北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守ることを求める意見書を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守ることを求める意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 意見書案第4号

○議長（高橋利勝） 日程第7 意見書案第4号森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

山西二三夫議員、御登壇ください。

○7番（山西二三夫）〔登壇〕 意見書案第4号森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

なお、提案説明は、案文の朗読をもって代えさせていただきます。

本道の森林は全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。全国一の森林資源を有する北海道において本町と道が連携して2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向け、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスのエネルギー利用の促進など森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担うことが必要である。

本町をはじめ、道内各地域では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継いでいくためには、活力ある森林づくりや防災・減

災対策をさらに進め、森林・林業・木材産業によるグリーン成長が実現できるよう、施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、森林の多面的機能を持続的に発揮し、ゼロカーボン北海道の実現に貢献するため、適切な間伐と伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。

2、森林資源の循環利用を一層推進するため、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材生産・流通体制の強化、建築物の木造・木質化、木質バイオマスのエネルギー利用の促進などによる道産木材の需要拡大、森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、皆様の御賛同のほどよろしくお願いいたします。

(発言する者あり)

○7番(山西二三夫) すみません、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

皆様の御賛同のほどよろしく申し上げます。

○議長(高橋利勝) これから質疑を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、意見書案第4号森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書(案)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書(案)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 請願第1号

○議長(高橋利勝) 日程第8 請願第1号新型コロナワクチン4回目接種にかかる接種券の一律送付について中止を求める請願書を議題とします。

お諮りします。

請願第1号については、会議規則第92条第2項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行いません。

まず請願に反対者の発言を許します。

柏崎議員、御登壇ください。

○2番(柏崎秀行)〔登壇〕 請願第1号について、反対の立場で討論させていただきます。

コロナウイルスのワクチン接種については、様々な見解があります。現時点で良いものなのか、悪いものなのか、打つのか、打たないのか、決めるのは本人です。そう考える中、4回目のワクチン接種につきましては、行政報告にも検討中とあったように、3回目までの接種事業を実施してきた町の見解を待ち、尊重したいと思いますので請願1号には反対とします。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(高橋利勝) 次に、請願に賛成者の発言を許します。

梅村議員、御登壇ください。

○3番(梅村智秀)〔登壇〕 それでは、請願第1号に紹介議員として賛成の立場で討論を行いません。

本請願書は、本町における新型コロナワクチン4回目接種の手続き方法について、接種券の一律送付中止を求めるものであります。

請願書本文記載のとおり、5月28日付の十勝毎日新聞の報道によると、本別町では8月29日から集団接種が開始される予定とされ、本別町では接種対象者が拡大する可能性があることや、町で把握しきれていない町民への漏れをなくすという理由で、18歳以上の全員に接種券を送付し、基礎疾患を持つ人に申し出てもらうとされております。

しかるに、6月7日の行政報告においては、対象を厚生労働省通知に基づき3回目の接種終了から5か月以上が経過した60歳以上の方、18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方とし、町民の皆さんが接種を受けるための手続きは現在検討中と報告がありました。

接種券の一律送付は対象外の人にも券が届くこととなります。対象外の方に間違えて接種をしてしまう誤接種の防止の観点、道内でも大半の自治体が接種券の一律送付を行わない中、本町においても接種券の一律送付を行わず、安心安全かつ経済的で合理的な手法を模索していることが伺えたため、願意は本町の実情にもかなったものであると判断をいたしております。

接種券の一律送付について、接種券が対象外の方にも届き、接種が義務だと誤解を招く可能性がある誤接種防止の観点、事実上自治体の負担はなく国費で賄うとは言え、国

民が納税をした税金等であることに変わりはなく、経費削減の必要がある経済性の観点、これを良い機会として福祉でまちづくり宣言にのっとり、対象となる基礎疾患を有した方々、重症化リスクが高いと認められる方々に寄り添うような個別対応がふさわしい、つまりは町民との新たな対話の機会の創造とも考えるところであります。

新型コロナワクチンには後遺症等の弊害も否定できず、万が一にも接種を義務と考える方々が現れたり、対象外の方への誤接種などが生じてはいけないため、接種券の一律送付について中止を求める本請願に賛成をいたすものであります。

○議長（高橋利勝） 次に、請願に反対者の発言を許します。

篠原議員、御登壇ください。

○5番（篠原義彦）〔登壇〕 それでは、反対の立場で討論をさせていただきたいと思えます。

新型コロナワクチン4回目接種に係る接種券の一律送付についての中止を求める請願について、不採択の立場で討論をします。

4回目のワクチン接種は感染時の重症化予防を目的とし行なうものであります。先の町長の行政報告にもありましたとおり、接種の対象者は厚生労働省の通知に基づき、3回目の接種終了から5か月以上経過した60歳以上の方、また18歳以上60歳までの基礎疾患を有する方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方と町長の行政報告にございました。請願の内容にある、接種対象者の拡大する可能性があるとは思いませんので、この請願については不採択という立場で反対をいたします。

議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） 次に、請願に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 次に、請願に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで討論を終わります。

これから、請願第1号新型コロナワクチン4回目接種にかかる接種券の一律送付について中止を求める請願書を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

請願第1号を採択することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋利勝） 起立者1人。

よって、起立少数です。

お座りください。

したがって、請願第1号新型コロナワクチン4回目接種にかかる接種券の一律送付について中止を求める請願書は、不採択とすることに決定されました。

◎日程第9 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（高橋利勝） 日程第9 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題としま

す。

広報広聴常任委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定によってお手元に配布しました所管事務調査事項について、閉会中に継続調査の申出があります。

お諮りします。

本件、申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、広報広聴常任委員長から申出のあった所管事務について、閉会中の継続調査の申出は、申出のとおり決定いたしました。

◎日程第10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長(高橋利勝) 日程第10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました所掌事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

本件、申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程第11 議員派遣の件

○議長(高橋利勝) 日程第11 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

本件については、会議規則第129条の規定によって、お手元にお配りしました派遣内容のとおり議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件はお手元にお配りしました派遣内容のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

◎閉会宣告

○議長(高橋利勝) これで本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。

本定例会に付されました事件は、全部終了しました。

会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

会議を閉じます。

令和4年第2回本別町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会宣告(午前10時52分)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

令和 4 年 6 月 1 7 日

議 長 高 橋 利 勝

署名議員 篠 原 義 彦

署名議員 石 山 憲 司

署名議員 水 谷 令 子